唐土名勝圖會

直隷 六

唐土名勝圖會第一集巻之六

目次

直隷　目録
天津府　正定府
順徳府　廣平府
大名府　宣化府

名勝圖會

卷之

直隸

唐土名勝圖會卷之六目録

天津府

天津縣　青縣　静海縣　南皮縣　鹽山縣

慶雲縣　滄州

正定府

正定縣　獲鹿縣　井陘縣　阜平縣　欒城縣

行唐縣　靈壽縣　平山縣　元氏縣　贊皇縣

無極縣　藁城縣　新樂縣　晋州

順德府

邢臺縣　沙河縣　南和縣　平郷縣　廣宗縣

鉅鹿縣　唐山縣　内丘縣　任縣

廣平府

永年縣　曲周縣　肥郷縣　雞澤縣　廣平縣

邯鄲縣　成安縣　威縣　清河縣　磁州

大名府
元城縣　大名縣　南樂縣　魏縣　清豊縣
東明縣　長垣縣　開州

宣化府
宣化縣　赤城縣　萬全縣　龍門縣　懷來縣
西寧縣　懷安縣　蔚州　延慶州　保安州

遵化州　玉田縣　豊潤縣

易州　淶水縣　廣昌縣

冀州　南宮縣　新河縣　棗強縣　武邑縣
衡水縣

趙州　栢鄉縣　隆平縣　高邑縣　臨城縣
寧晋縣

深州　武強縣　饒陽縣　安平縣

定州　曲陽縣　深澤縣

唐土名勝圖會巻之六

故兼葭堂木世肅先生遺意

編述　法橋　岡田玉山尚友
　　　同　　岡　熊岳文暉
　　　　　　大原東野民聲　仝　畫

天津府

禹貢冀州の域、天津の地、春秋の末燕の東陽界なり。今の河間府域の東北三百五十里にありて、明代河間府乃靜海縣の内に屬し、鎮城二を築き天津巡撫を設け、重兵を宿せしめて此に守らしむ。此地靜海縣の北九十里にありて、白河の西、衛河の南、二水合流の所なり。一に小直沽と地を稱ふ。明の永樂中天津衛・天津左衛・天津右衛三城を築き、海寇を防ぐ備へとせり。清朝順治の間此に府を置、屬する州一縣六あり。曰滄州、曰天津縣、曰青縣、曰靜海縣、曰南皮縣、曰鹽山縣、曰慶雲縣。以上の州縣は明代より皆河間府に屬せり。然明に興濟縣あり、今省て靜海縣に入、小直沽の地に天津縣を置、府治を此に定む。凡天津府より東の方山東省の濟南

天津府總圖

天津府 東西三百十里 南北二百八十里餘






天津府城

府。海豊縣の境にいたりて百八十里北ハ直沽の大流と界とし西ハ河間府の任邱縣の界と云。
百五十里南ハ寧津縣の界にいたり二百八十里是を天津府の治る地界とせり。
天津府城ハ衛河西より東に流れ白河ハ北より南に下り二水爰に合流して直沽に流る其ハ二水落合の所なれば也。舟楫多り。城東僅に二里許海より入此河へ抵て廣く深くさらに測るべからず。浙江杭州蘇州等のより米粟の回船数多く此に集まり。北地第一の大港なり。此辺より北ハ順天府乃寶坻縣乃地東ハ寧河縣の界。南ハ天津府の慶雲縣の界に至り。何れも海河の濱に至る。一面の白沙泥にして周乃底に不山と本なき沙原なり。明の季濱の地はじめて遂に人煙稀にして盗賊擾に劫奪を巡し不成りしを乾隆の始より聖化普くいたり。殊に又清ハ北方満洲の本國に遠からざれバ此地のことにあつ従明の遼東乃地其外吉林黒龍江等の塞外の地にいたるまで八旗乃鎮守軍を列して武備厳密を張て守衛されバ何の間ありて山海海賊の徘徊せんや。天津府乃海濱白沙の辺りまでも今ハ民屋立連り或ハ塩場となし或ハ漁獵を業として民戸のにぎハひ殷なり殊に明の遼東の地ハ盛京に隷し皇家の宗室の宮居ありて玉殿朱樓乃壯麗なり京師に異ならず商賈の家農民の居饒なつて遼東ハ山海関を出て朝鮮國界の鴨緑江に至り宿驛連綿し官人の往来民庶の來往連綿なり。市数なく富し明代の寂寥たるに似るべくもなく坊間の繁華なる京の都下に就て観るが如し。明人の文章往々京師近き地の荒廢たるさまを書せし吾 日本の学者これを読みて今も尚然りと察せざるハ甚し。京師ハ京邊塞の隣り偏僻の地にして常に風暴く氷雪寒く中秋より暮春に至り。又昔て此地ハ荒蕪にして而るに遂に今此に都を定しより元明清の代々相續ひで皇居と此地に鎮め年々人気とほし日々徳化を積み既に久しければ陽ハ進み陰ハ退くなり。天統の始にして今の京師霞あらいまだ積りて天に近く開き燕薊乃鮮きらなり浙江杭州が地に異らずならん。接るに京師順天府ハ北極の出地三十九度より四十度にいたる吾 日本の小國小星地を出る事三十七度より八度にいたる國ハ清國の京師より北しく暖かるべきに積雪ハ谷を埋みて喬木を蔵ひ是人気の聚居に従て然るなるべし此をもて清國今の京ハ古へと不同を知るべきなり。

天津縣

天津府の治と此に立 編戸卅九里。

小直沽 即天津縣の地。水の名に依れ也。○**小南湖** 府城の南十里にあり。○**楊柳青** 府城の南卅十里にて西河堤楊柳の色蒼緑之故に名く ○**大直沽** 城の東又十里にあり此地塩と作るが最多し。○**古城渡** ○**雙塘渡** 並に府の東にあり。

楊村驛 府の南三十里にあり明の李時勉楊村驛とふせる詩に曰小驛臨河口萋々草々堂門邊一古井楷下幾垂楊寂々塵生榻喧々鳥過牆逢迎惟驛史木偶被衣裳

青縣

天津府城の西南一百卅十里にあり春秋乃時燕國趙の清州と云ひ後ハ蘆臺軍と云ふ代の間ハ乾寧軍と云又析て永安縣と云ひ宋の大観中清州と改め今ハ乾寧縣とし會川と云元のはじめに清寧府と云ひ明の洪武の始め青縣と改め清これに依る編戸十七里。

潞水 縣の北にあり。漢の光武帝呉漢等の十二將軍を遣して賊と潞の東に戦ふ即ち此なり。○**盤古溝** 縣の南十又里にあり。水東流して御河に入。旱とへども竭ず。相傳ふ盤古の墓石堤水中にあり往古これを掘ぐといへども其源を得ずして乃溝の北岸に盤古の廟あり宋の世有司に命じてこれを修む。

中山 縣の南二里にあり瀑布ありて高さ数十丈俗これを高士岡と呼べり。○**西山** 縣の西又里にあり山高峻茂林脩竹其景殊にて瀟灑たり。

蘆臺城 縣の東河の西岸にあり唐の世に蘆臺軍を置ぶ基址今になほ在。○**淵源亭** 蘆臺の南にあり

登峭帆亭　明張解

高秋客未還何處是鄉關喬木蒼煙外孤亭落照間雨晴山覺近潮滿水如閑目斷峒陽路歸雲不可攀

瀧世脩

○人物　○元の陳顥は滄州の人なり。幼にして穎悟なり。日に千言を記誦す。薦られて入て宿衛に仁宗潜邸の説書となる。日に人々への啓沃雑良る者の多し。用ひし陳仁宗即位して集賢学士に抜擢す。後病を辞して家に帰る。子孫に立て後陳顥をもつて大学士とす。陳顥常に人の善を談じて人の過を悪む。卒して文忠と謚す。

靜海縣

府の西南九十里にあり。古は滄州の濁口寨といふ。宋の大観中靖海縣と更め、明の始め靖を改めて靜とし河間府に属す。清は天津府に属す。編戸十九里。

獨流河　縣の東北にあり。此地蒲葦繁茂し、民多く利とす。一名獨流淺といふ。水極て淺きゆゑなり。

○明張寧夜泊獨流淺詩　霽月中天出絳河。黄流滿地漾金波。荒陂野火兼漁火。短棹呉歌雜楚歌。云雁已連家信遠。閑鷗豈識客愁多。江南二月花如錦。獨負歸期奈爾何。



○西濼 縣の南にあり。周り十餘里。秋の末水涸り、魚鼈多く、蒲蘆繁茂す。○明張縉西濼詩 水國禾生秋雨餘。家々生計在樵漁。短鎌割得乾蘆荻。乞火船頭煮白魚。

○甘井 縣治の南にあり。縣中の井水皆鹹し。獨此水甘し。土人群して汲。○明張縉甘井詩 誰開古井驛亭中。百尺曾聞海眼通。六月行人汗如雨。轆轤清響下梧桐。

洪音寺 縣の東北十五里にあり。元の大德三年に建る。鐘一口、其響遠くきこえ、これを撞ば數十里にきこゆ。

○縣の東二百里海水の中、禹貢逆河海に入者、即此所なり。末海にのぞむ者凡十里。これを鹹水沽といふ。

○人物 ○今の所安石は渤海の人なり。人とゝなり財を輕んじ義を尚ぶ。宋に仕へて御史中丞に遷す。宮尚書右丞にいたる。嘗て上書して古今興衰の理を陳ね、名けて萬年亀鏡録といふ。

南皮縣

滄州城の南七十里にあり。漢の舊縣なり。北皮亭あり、故に南皮と名て此の名あり。編戸九里。

寒氷井 縣治の西にあり。魏の文帝丕元城の呉質に與る書に若南皮の遊を懐て忘るべからず。甘瓜を清泉に浮め朱李を寒氷に沈むと書しけるは即ち此井のことなり。

觀臺 縣の東北にあり。魏の曹操袁譚を此に擒にす。此臺側に袁譚が塚あり。古人呼で袁侯臺といふ。○燕友臺 縣の東二十五里にあり。魏の曹丕いまだ五官中郎將たりし時、南皮に張び友と燕集に名くと。或は曰齊の桓公北伐に雉を射る故に射雉臺ともいふ。○姜太公釣臺 縣の葦岸にあり。相傳ふ古の呂尚が渤海の臺なりといふ。○太公未遇時。釣魚烟波中。自應熊羆兆。青社啓齊封。臺基久荒涼。草色空蒙茸。蘆葦歲還長。日夕起凄風。　陳璉詩

漢青州刺史焦不疑塚 縣の東南二里にあり。高さ五丈、圍凡十丈。魏の曹操此塚に依て固とし、袁譚を攻に、曹公固といふ。○晉石苞墓 縣の西十三里にあり。傍に石苞臺の基あり。高さ二丈ばかり。

「髙欒城 縣の東南三十里にあり。漢の舊縣城の遺址なり。

○人物 ○唐の賈耽は南皮の人なり。尚書右僕射の時、賈耽書を讀ことを嗜み、老て益勤む。殊に地理に審なり。嘗て郡縣十道記を著す。其性喜慍形に見さず、隱德君子の稱を得たり。

塩山縣

滄州より東九十里にあり。春秋の無棣邑なり。漢に高城縣と爲、隋に浮水縣と改む。後に塩山縣と改む。此地塩山あるを以て名く。今尚これに從ふ。編戸二十七里。

縣の南七十里は即海の岸なり。その海潮乃朝夕にいたる。其地鹹し。里人煮て塩となせり。

篋山 縣の東南凡十里にあり。又凡十里に岡山あり。倶に低く小山にて峯巒樹木なし。○小山 縣の東北七十里にあり。○塩山 縣の東南八十里にあり。此地塩を煮る故に名く。○毛河 源は南皮縣より出て滄州の西南を流れ縣城の南を經て東の方海に入る。唐の開元中に開く所なり。

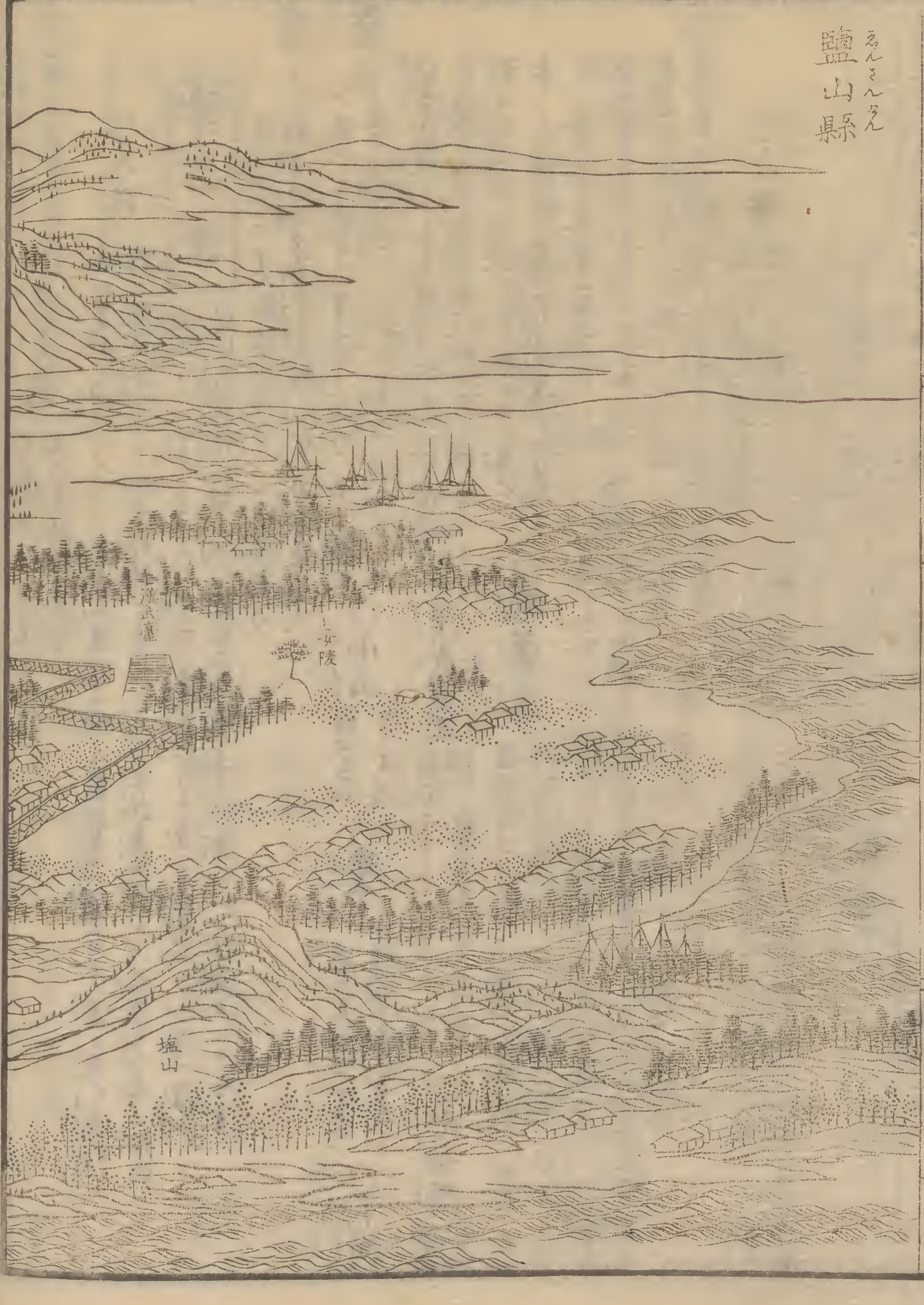
「漢武臺 縣の東三十里にあり。高さ三丈。相傳ふ漢の武帝東巡の時築。○七女陵 漢武臺の側にあり。俗傳に云、昔七女を一時に生む者あり。卒して後、其七女墳に土を抱て壞をなす故に名く。○倒擧井 漢武臺乃下にあり。俗傳に云、婦人あり。此井の水を汲む時に男子あり。水を乞て馬に飲しめんと云。彼婦人頭て與へず。遂に井の口を擧て傾に倒す故に名くといふ。

「卯鸞城 縣の東北にあり。俗傳に云、始皇帝其方士徐福に命して童男童女を入を發し海に至く蓬莱の仙を求む。其時此に城を築き童男女を居しむ。靈して卯鸞城といふ。又千童城ともいふ。漢代此所に千童縣を置く。俗傳に云、

○平津郷 縣の東にあり。漢の公孫弘平津侯に封せらる。即これなり。

○人物 ○漢の巴肅は渤海高城の人なり。議郎となる。竇武陳蕃等と謀て閹官を誅せんとし、事露れて竇武等害せらる。巴肅も黨に坐して禁錮せらる。巴肅縣に詣る。縣令巴肅が正廉の士なるを知ゆゑ、印綬を解て去しめんとす。巴肅の曰く、臣人臣となり謀あれば敢て隱さず、罪あれば刑をのがれじとて遂に害せらる。


小山
毛河


鹽山縣
ゑんさんけん
漢武臺
塩山

慶雲縣

府の南二百五十里にあり。戦國の斉の小邑なり。漢ハ陽信縣の地とし、隋の時無棣縣を置く。明の永楽のはじめ、宋の諱を避て、改て慶雲縣とし、編戸十一里。

新河 縣の南を東に流れ、南漳・枯溝と合て海に入。隋の時此河を開き、塩を引て民を利す。百姓歌ふて曰、○新河得通舟楫利、直達滄海魚塩至、昔日徒行今騁駟、美哉薛公徳滂被。○**月明沽** 縣の東界にあり。東ハ海瀕にして塩を煮る所なり。「**始皇臺**」一名蒲臺と名く。郡國志に云、秦の始皇東海上の臺に於て蒲を索て馬を繋ぐ。今尚蒲あり。水楊に似たり。其勁き事縄に堪ふ。

滄州

府の西南百二十里にあり。春秋戦國の燕斉二國の境。漢ハ渤海郡を置。晋ハ渤海國とし、後魏の時はじめて滄州と号す。唐の太宗のはじめ景城郡と改む。乾元中、復滄州とし、五代の梁ハ順化軍と改め、唐ハ横海軍と改む。明ハ改て滄州とし、河間府に隷し、清朝改て天津府に属し、編戸二十八里。○爾雅に云、海水盤迴これを渤といふ。へ列仙傳に云、上古封鉅ハ渤海の人なり。黄帝の後、黄帝の師たりし。是渤海の始めなり。

浮河 舊滄州の南十里にあり。東光縣の南の界、永済渠より分れて東北に流れ、州の境を經て又東北に流れ海に入。漢代此に浮陽縣を置。乃浮水の南にあればなり。○**陽通河** 州乃廢せる清池縣の東南十五里にあり。唐の開元中に開く。○**永濟隄** 廢せる清池縣の西北五十五里にあり。唐の姜師度が築く所なり。○**長蘆水** 州の西北に十里にあり。後周の大象中、此に長蘆縣を置。其ハ水傍に蘆葦多し。故に名づく。○**薩摩陂** 旧滄州の北にあり。周圍五十里。蒲魚の利あり。○**清池** 州城乃東南二十里にあり。古の清池なり。其水澄清て鹹し。今尚枯潤す。隋の清池縣の地ハ今の州城の東南に十里、舊滄州城の内にありて、此清池より二十里を去まり。○**大運河** いにしへの浮陽縣城の南にあり。魏の延興二年、濱水を清村に通ぜて、

通じ、始て此池を浮清池といふ。池中に鯔魚あり。池下海に通ずといふ。○**毛公井** 旧滄州城乃内にあり。唐の開元中、清池縣の令毛公が奴老て水の鹹に苦しみ、養とする事能はず。毛公天に禱り、縣舎の地を穿て此泉を得たり。味甚甘し。土人掘て毛公井といふ。「**水月寺**」州治の北にあり。元の時立。明の宣徳中、僧澤安此に移す。○趙叔紀 禪林水月詩 禪林本在山谷裏、此境那容在城市、乃悟禪心清且明、月輪下映銀河水。

○**鐵獅子** 滄州故城の開元寺にあり。首の日印と云ふ。一云、五代の周の世宗契丹を伐て此に師を留むる時、獅子を鋳て城を鎮む。

趙武靈王祠 故城の東南にあり。唐の貞元十二年、城を築く時、城の東南の隅にて高さ二丈の碑を得り。因て祠をたてて祭る。「**木門城**」清池廢縣の西南二里にあり。河間獻王の子雍、景帝の時封ぜらる。又子城を分居まう。依て又毘城と称す。

旧滄州の西にあり。漢乃旧縣なり。此祠大樹あり。木門といふ故に名く。○**麻姑城** 清池旧縣にあり。漢の武帝東巡の時、此に麻姑を祀る。○**五壘城** 南一里にあり。河間獻王の子、雍と景城侯に封ぜし。又子分居まう。○**清池廢縣** 即故城乃内にあり。○**滄州故城** 州の東南に十里にあり。即唐の故州治なり。

禹貢九河 禹貢ハ水と治め、流を導き分布て九となす。史記に云、河を導くに積石より龍門に至り、南華陰に至り、東底柱に至り、又東盟津に至り、東洛汭を過ぎ大伾に至り、北降水に過ぎ大陸に至り、又北播して九河となる。同く逆河となり海に入と。註に云、河黄州に至りて分布て九河となり、下滄州に至り更に同じく合て大河となる。故に逆河といふ。又爾雅に云、九河一に徒駭、二に太史、三に馬頰、四に覆釜、五に胡蘇、六に簡、七に絜、八に鉤盤、九に鬲津。九河の徒駭なりと。舊志に云、其ハ後駭河ハ滄州廢清池縣の西北三十里にあり。太史河ハ南皮縣にあり。馬頰河ハ東光縣の界にあり。胡蘇河ハ慶雲縣乃西南にあり。簡潔河ハ南皮縣の界十餘里にあり。鉤盤河ハ獻縣の西三十里にあり。これを舊滄の考るに九河の至不之ま。「合ハ先儒の民が各九河の地は已に海に淪むと。これ益後世の新河なりて、悉く皆名と名づる爾と。

○**人物** ○漢の龔遂ハ宣帝の時、渤海の太守たり。時に郡に盗賊多く、渤海の盗賊、前太守に禁ずる能はず。龔遂を以て守とす。遂至り民を諭し、盗賊皆解散し、其人勇壮なりしを嘗て民の刀剣を帯ぶる者を

は其劍を賣しめて牛を買ひ刀を賣ては犢を買しめ民の農桑を勤る事を教ふる事數年にして郡中に盜賊起らず獄訟ことごとく止息ぬ

○雋不疑は渤海の人なり春秋を治め郡の文學となる進退かならず禮を以てす漢の武帝の時徴されて青州の刺史となる昭帝の時京兆の尹に擢らる京師の人民其威信を敬服す縣を行て囚徒を錄して還る毎に其母平反する所ありと聞ては即ち喜び笑ふ時は則ち怒る故に雋不疑吏となりて嚴しくして殘なはず霍光女を以て雋不疑に妻せんとす雋不疑固く辭して病に臥を以て免がる

○宋の張知白は滄州清池の人なり幼して篤學あり官河陽の節度判官に至る時に西京の地いまだ寧らかならず中外皆兵あり獨り張知白のみ上書して農を務め刑罰を省き及び士を舉るの制を定む帝これを異しとす仁宗の時中書門下平章事となる位に在て名器を惜み愛惡を以て私に恩施ありとせず寒士のごとし卒して文節と謚す

○桓氏は漢の時に渤海の人なり字は少君といふ鮑宣が妻なり鮑宣嘗て少君が父に從ふて學ぶ父其清苦を奇として遂に女を以て妻す其裝送甚盛なり鮑宣悦びず桓氏の曰吾大人は先生の德を脩め約を守るを以ての故に賤妾をして巾櫛を執しむ唯命是從ん鮑宣笑てかくのごとくならば吾志なりと乃ち侍御服飾を歸し短布裳を著け鮑宣と共に鹿車を挽て郷里に歸り姑に禮拜し甕をとる事禮のごとくし畢て甕をとり出て水を汲婦の道を修む郷里皆これを稱す

○石垣は渤海の人なり趙魏の諸山に隱れて異人に遇て道を得たり能分身の術をなす一日に十餘家に詣る各家皆石垣と其の坐に到るといふ言語一つなり後終る所を知らず

正定府

禹貢冀州の域周は幷州の地として春秋鮮虞國に屬し戰國は趙の國に屬し秦は鉅鹿の地として漢の初恒山郡を置後文帝の諱を避て常山と改む唐は恒州を置元和中鎮州と改む五代の梁は武順軍として宋は真定府成德軍節度とし金は河北西路に屬し元代真定路と改め明は真定府とし清は正定府と改め屬する州一縣十三曰晉州曰正定縣曰獲鹿縣曰井陘縣曰阜平縣曰欒城縣曰行唐縣曰靈壽縣曰平山縣曰元氏縣曰贊皇縣曰無極縣曰藁城縣曰新樂縣

州は明代の真定府に屬する州五縣二十七あり清朝は其晉州を正定府に屬し定州冀州趙州深州の四を直隸州として各これに縣を屬し州と府の制を改め府の縣を減じ

凡府乃東晉州の東界にまで一百十里西は山西平定州の界にまで一百八十里南は趙州界にまで九十五里北は定州の界にまで九十里これを正定府の治むる地界とす

正定縣

府治と與に附郭なり戰國趙の東垣の邑漢は真定縣として後周恒山郡を此に治し後唐は中山と改め神龍の間復真定と改む宋金の真定府元の真定路明の真定府皆此に治む清朝これに依て改て正定縣とし縣治は府治十八里



正定府及定州深州總圖

正定府　東西二百九十里　南北百八十五里



西韓河 府城の西二十里にあり。源を大鳴泉より出し、流るゝ事二十余里綿蔓水を経て滹沱河に入。韓信背水の陣を此に於てしより名く。

○滹沱河 雁門より来て霊寿縣を経て縣の南をめぐり流て直沽に達す。○元の劉因が詩に曰く、遥臨滹沱岸、回望土門関、秋色峣巌上、川形拱抱間、入疆人自隘、設険地誰慳、欲問前朝渡、江鷗故意閑。

○滋河 府城の北三里にあり。源山西の放回山より発し、紆廻縁乃蟠蜿村にて伏流し、てうくに府の界の南魚社にて出て、後藁城の東南に派れて河間にいりて白洵に入。

○龍井 府治の北龍王廟の前にあり。○趙州井 府城西北の隅にあり。○雕橋泉 府城の西十五里韓河の辺にあり。橋下穴ある事一尺、泉涌出す。此泉激塞ことなし。明の宣徳中濬て田に灌ぐ。

○大鳴泉 府城の西二十里にあり。民田に注ぎ耕作に利を得。其形甕のごとし故に名く。

[藏書室] 府治の西にあり。元の蘇天爵が建る所にて世に滋渓の書院といふ。

○陽和楼 府治の南にあり。上に更漏を設く。明の学士楊俊民が碑あり。

[龍興寺] 府の東にあり。宋代の古刹なり。後に大悲閣あり。内に銅仏像一躯あり、高さ閣と等し。

定恵祠 府城東北の隅にあり。元の郡同知王文澤を祀る。

○牧荘三塚 府城の北にあり。各塚相去る事百歩許。相伝へて戦国趙人藺相如・廉頗・李牧三傑の墓なりといへり。又寰宇記に云。藺相如・廉頗・李牧の家皆郡城の内にありて是を三将宅と云。

[東垣城] 府の南八里にあり。漢の高祖これを真定城とす。

○恒山郡城 府の西南十五里にあり。漢の郡城の故址なり。

○人物

○戦国の李牧は趙人なり。趙の軍将として北辺雁門関の代郡に居しむ。強弓を射て牧が勇勢を挫けて、匈奴の寇をふせぐ。数年後にすなはち兵と変へ匈奴の軍十余万を滅ぼす。又秦と戦ひて屡功あり武安君に封ぜらる。

○藺相如は趙人なり。趙国に仕へ趙の良璧をもつ。秦十五城をもて其璧に易へんと云ふ。趙王其璧を藺相如に議る。藺相如曰く、秦十五城をもて璧をもとむ。許さずんば曲り我にあり。璧をあたへて城を趙にあたへずんば其曲り秦にあり。臣願くは璧を奉じて秦に使し、城を趙に入ずんば璧を完して帰るべしと。趙王之を許す。其言に随ひ藺相如璧を捧げて秦にいたる。秦王璧を受て城を償の意なし。藺相


常山趙雲

如乃秦王と歎じて後繆王みな沼度菘の膝に屈して先く趙ヨ帰らしめ藺相如身を以て命を秦王に待つ秦王渋なりしとて誅を加へ后禮を以て趙ヨ入る趙王藺相如をもつて上大夫となす

○廉頗は趙人なり恵文王の時兵の将となりて斉を伐ち大に破り晋陽を取る居士卿と成る勇気を以て其名諸侯に聞ゆ秦を殺て兵を趙に加へざるも廉頗一人乃ありしゆゑなり

○趙の公子勝は深く士を喜で士を待つ食客数千人を接待し世に平原君と称し秦に趙の邯鄲を囲む平原君死士三千人を得て秦の軍を退しむ斉の孟嘗楚の春申魏の信陵と倶に豪家と称す

○三國の趙雲は真定常山の人なり昭烈嘗て曹操に敗れ妻子を棄て南に走る時趙雲騎将なり曹操が百萬の軍馬を遁て昭烈の妻子を保護し遂に免ることを得たり翊軍将軍永昌亭侯に封ぜらる関張馬黄と倶に蜀の五虎将軍と称せらる

○唐の李守素は趙州の人なり氏姓の学に通じ世に肉譜と号す虞世南は右山東の人物を論して歎じて曰く肉譜畏るべし

○宋の曹彬は真定常山の人なり勇武倫を絶し性簡率にして小節に拘らず周の世宗に従ひ北漢南唐を討て皆功あり宋の太祖の時侍衛馬軍都指揮使となる宋の太宗に従ひ澤潞及び揚州を征し功を以て同平章事を加ふ宋の時冀国公に封ぜらる

○宋の王德用は趙州の人なり宗に功ありて集慶軍節度使となり名士を挙し名望ありて其面黒く黒王相公と号す

○宋の朱震は真定の人なり其祖父死に臨み子孫に財を分つ朱震は其弟耀に謂て曰く父子兄弟一身なり公は異にし財を分ることなからんやと乃ち祖父の墓にまつり舎し秦を立てこれを焚く

○元の蕭思は真定の人なりかくして穎異日ごとに余言を記し長るに及んで経学天文地理律暦数水利外国の書に至るまで究ずといふ事なし召て翰林応奉文学に補し

獲鹿縣

府の西南五十里にあり本中山國の石邑なり趙の武霊王二十一年中山を攻て石邑を取ると史記にいへるは即此所なり隋の開皇中石邑を分て鹿泉縣を置き唐の至德二年獲鹿縣と改む宋は縣を省て恒州に入る金は鎮寧州とし元は西寧州に改む明清これに依る 編戸十八里

泜水

縣の西南に十里にあり水經注に云泜水は龍山乃北より出て泜澤に入る一名臺水ともいふ

○大唐渠 縣の東北十里にあり太白渠ともいふ流を引て民田に灌ぐ

滹山

縣の東北に在る上に滹山寺あり下に泉ありて泉涌くの水の崖間の石裂より出づ

○抱犢山 縣の西八里にあり一名萆山漢書に韓信が趙を伐んとして井陘を出るとき奇兵を伏し赤幟を持しめて間道より萆山に登り望しむといふ即此なり後魏の時葛栄が乱に百姓犢を抱て此山に上る依て今の名に改む山の南に石洞あり 洞に石棋盤二あり龍の爪の跡の如くなるもの南嶺の上にあり歎懸に生ず其枝を曲げて花開く事さながら扇の如し七日にして枯るといふ

○横山 縣の東南十二里にあり上に壁壘の跡あり

○屏風山 縣の西南三十里にあり高さ数百丈峰巒直削して屏風の如し水雲の秀を以て霧時是を望めば屏中の画圖に似たり

○滹螺山 縣の西南にあり山下に白鹿泉あり山の南に巌あり巌に洞あり幽邃にして其洞門塁の跡あり

○白鹿泉 県中に在り此に白鹿を得て地を跪て泉を得たり故に名く金の時霊巌の勢を錫び洞の上に殿を剏く

○抱龍山 縣の西南に十五里にあり一に封龍山と名く

○蟠馬石 縣の西六里にあり其石状犹と鬣を具へ橋の辺に在る刻諸みな宝書割落てこれ相伝ふ漢の韓信が将軍陳余を伐つ時此石を騎すといふ

土門関

縣の西十里にあり一名井陘関といふ此所は秦中風起く吹て雷雨東南に至る土人の説に東垣郡の咽喉の要にして一たび往来ありしと今山邦の羽林に記すといふ

○鹿寨 井陘口にあり南の山下を土門口とす山の狭隘なり これを韓信墓と云

「淮陰侯韓信廟」 井陘口にあり韓信兵を引て此所を出て後人廟を建てこれを祀る

將臺高倚定遠以[illegible]兵先
生平事業項羽尚在尊高位
當時世更莫誇一體從遣[illegible]降
權謀初自[illegible]兄弟[illegible]名之六
不知以百年[illegible]來流

元劉因韓信
廟詩

葦生[illegible]義書

○趙王塚 縣城の東にあり。大小の墓塚三十八あり。是戰國の趙王代々の墓なり。 ○史天澤墓 縣の東三十里にあり。天澤は永清の人、元に仕へて左丞相となり、卒して此に葬る。

石邑城 縣城の西にあり。史記に趙の武靈王中山を攻めて石邑を取と。即此とぞ。

井陘縣

正定府城の西南百五十里にあり。漢の代の舊縣なり。唐の初井州とし、金の時威州とし、元復井陘縣と改。明清これに依る。編戸十九里。

綿蔓河 縣城の南門の外にあり。源は山西平定州より發し、縣界を經て甘陶河に合す。漢の韓信嘗て趙を伐時、綿蔓水を渡り、深く趙に對して、死地に陥りて後に生るの背水の陣は此なり。

○甘陶河 縣の東南十五里にあり。一名冶河。綿蔓水と縣界に合て平山縣に至て滹沱河に入。 昔移雲丹 風樂集る。

［劍山 縣の東二十里にあり。其状秀削劍のごとし。故に名く。 ○雲風山 縣の東北四十里にあり。

○神山 縣の東五十里にあり。上に白山の神祠あり。 ○陘山 縣の東南八十里にあり。又縣の東北五十里にあり。山高く泥中央下、其状井のごとし。井陘縣の名此兩山に據。 ○圓尖山 縣の北六十里にあり。峯圓して鋭なり。

○射探山 縣の東南六十里にあり。秦の將王翦趙を伐ち井陘を下し、此に探を射。 ○鸞臺山 縣の東南七十里にあり。隋の文帝の御女妙陽公主譯を此に葬む。

○蒼崖山 縣の東南七十里にあり。石泉ありて龍王廟を建、廟の東に福慶寺あり。隋の妙陽公主此泉に浴して疾を愈す。因て此寺を立て修行の所とす。

○百華山 縣の西十里にあり。林木深密、石磴をつちて登る。群峰を以て開き、山中に爛漫たる故に名く。 ○大臺山 縣の西北二十里にあり。其状臺の如くして頂平らかなり。雄秀縣中に冠たり。

○青石山嶺 縣の北三十里にあり。數く青石を產す。 ○鹿耳山嶺 縣の北四十里にあり。山東西に開きて其状鹿耳のごとし。

故關 縣の西界にありて山西乃平定州に接す。相傳ふ、韓信趙を伐の路に從て、後これを關き此に城を築く。 ○葦澤城故址 縣の東北二十五里にあり。清代乃縣城なり。今井陘に入る。 ○靈真城 縣の西南三十里にあり。

阜平縣

正定府の西北二百五十里にあり。古へ乃新唐縣の地。宋の時北寨を置。金に鎮とし、明昌の間阜平縣とし、元明清是に依る。編戸十一里。

綿曼河

韓信兵を率て趙を攻む夜密に軽騎二千人を撰み人毎に赤幟一をもたしめ間道より趙の軍を望しめ令して曰く趙軍己我を見て走るを見ハ必壁を空て我を逐ん其附に疾く趙の壁に入て趙の幟を抜て漢の赤幟を立よ且軍卒等に告るなかれ饗して大食をとらするなれ趙を破て後緩々に兵糧を賜ん諸将皆其言を信ぜざるものなし韓信乃一万人の軍卒をして綿曼水の大河を背にして陣を張せ自ら



兵を引て井陘口を出て趙軍と向ふ趙ハ漢軍をみて水を背にするハ軍の忌なりと速に討て河中へ追落せんと両軍兵を交て戦ふ事良久し韓信佯負て鼓旗を棄水上の軍に走る趙果して趙軍壁を空しくして韓信を逐ふ韓信が水上の軍ハ水を背にし十分死地に陥られバ懸く死戦して其勢ひ破るべからず趙に趙軍勝事を得ず退て壁に入んとするに壁上ことごとく漢の赤幟風になびけり門を閉ひらく将て趙軍大に驚き兵こぞれ散乱崩れて遁走しけるを漢兵爽み撃て大に破り成安君陳余を泜水の上に斬趙王歇を擒にし是韓信が背水の陣と云



大孤山 縣の東北五里にあり。派河水の經る所なり。其東に小孤山あり。

大孤山　朱彝尊

兩孤古名星宛在中流半匝獨形勝殊峯ゝ二
變晉是天梯鬼斧開廓ゝ神鶏晏晏昭ゝ雲月
輝歴ゝ明星探空來既登澄鮮浮光三陵亂飄ゝ[illegible]
泠風恍惚度銀漢未有懷與情空深遊者
嘆

杏堂演世寛書

○北山 縣の東北五里にあり。飛牛水。平陽水。滋河の小河此山より發流す。○鹿跡山 縣の東五十里にあり。其状鹿に似よりて故に名く。帝舜巡狩の處なり。○孫子山嶺 縣の東南二十里にあり。古老の曰。孫臏此に隱居して又南岩北岩乃二園あり。孫臏が下棊する處なりといへり。○太巖山 縣の東北七十里にあり。○水簾洞 縣の東南四十里にあり。峯巒高く聳よりて石洞あり。洞口より清泉湧起りて瀑布を懸るがごとし。孫臏此處に兵を講ず。



○金龍洞 縣の東北九十里にあり。洞口は即北嶽大茂山なり。山上に龍王殿あり。雨を祈に忽に應ず。「流河」 大茂孤山の麓より流る。南に經て滹沱河に入。○燕脂河 縣の西五十里にあり。流河と合流。○滹沱河 縣治の南にあり。縣界を流れて、流河に合す。○湯泉 縣の西北八十里にあり。俗傳ふ、むかし石及王とらへ者あり。此泉に浴せんことを欲す。泉忽ち發し沸湯のごとし。王甚これを惡む。時にその傍より冷泉噴出せり。今尚二の泉ありて一は温、一は冷也。「華陽亭」 縣治の中にあり。晉の嵆康琴を學ぶ所也。

【欒城縣】

府城の南六十里にあり。春秋晉の欒武子が封邑なり。漢に關縣とし、東漢に欒城縣と改む。隋唐宋金元明清これに依る。編戸十二里。

洨河 縣の西北十二里にあり。水平山縣より出て、縣の境を經て趙州にありて大陸澤に入る。○冶河 縣の西南にあり。滹沱の支流也。城東と南に流れて大陸澤に入なり。○龍潭灣 縣の南八里にあり。世傳ふ、元龍此灣に潛り居る。歲旱すれば民此に禱り、乃此灣の水を汲て田に注ぐ。遂に甘澍を得るとぞ。「臥龍岡」 縣の東八里にあり。俗傳ふ、臥龍の跡なりと。○浪頭丘 臥龍岡の脈にあり。高さ二丈餘、上に「欒武子祠」 縣の西北五里にあり。武子は晉の欒書なり。祠の後に墓あり。又欒武子墓の碑あり。

○人物 ○元の李治は欒城の人、金末の進士なり。元の世祖潛邸にありし時、其賢を聞て召て問て曰く、天下何として治むべきやと。對て曰く、法度ある時は即治る。世祖位に即て召して學士とし、期月にして病と稱して辭し去る。田を封龍山の下に買て隱棲し、敬齋文集壁書叢削泛説の編述あり。百餘巻あり。

【行唐縣】

府城の西北六十里にあり。春秋の鮮虞の地なり。南行唐といふ。後魏の時南の字を除て行唐縣とし、又玉城縣と改む。後行唐縣とし、五代の時、梁は彰武縣とし、晉は永昌縣と改む。後復舊に仍て行唐と名づく。宋金元明清皆これに仍る。定州に屬し、清に至て正定府に隷す。編戸二十八里。

郜河 縣の西南にあり。源は揚州山谷に發し、縣界を東に流れて沙河に入る。○甘泉河 縣の西北三十里にあり。泉水甘旨なるより出。○曲河 縣の西北二十里にあり。源は武莊社山の下より出。○賈莊河 縣の北二十五里より發し、源は恒山より來り、滋水に合し滹沱河へ入。○倒馬關水 縣の東二十五里にあり。源は靈丘縣の山谷乃向より發し、定州を經て北の方滋水に合。○飲馬池 縣の東莊村にあり。相傳ふ、唐の尉遲敬德が開鑿て即馬に水飲ませし池也。上に郭子儀の廟あり。○輪井 城上西南の隅にあり。井の大さ輪のごとし。水源きはめて測べからず。○洗墨池 縣の東滋峯村にあり。晉の王羲之書を學びし所とて洗墨の池とぞ。「玉女山」 縣の北三十里にあり。山上に玉女祠の廟あり。山下に玉女墳あり。相傳ふ、蒲氏の女あり、樊氏の子に嫁し、期年にして寡となり。後ちに二適せんとせし時に寇ありて逼て汚んとす。寡婦此山崖より投死しければ、後人廟を立て玉女祠と稱す。○栢山 縣の西北三十五里にあり。山上に古栢あまた鬱蒼たるものあり。栢上に鐵環あり。相傳ふ、竇建德擒て以て馬を繋ぐところのものと。○毘山 縣の西北四十里にあり。山の形勢藤皮を剝るがごとし。相傳ふ、毘盧佛化現の所なりとて、山上に禅刹あり。○箕山 縣の西北五十里にあり。其峯箕の状に似たり。相傳ふ、むかし許由此山に隠ると。上に許由が塚あり。又棄瓢巖、洗耳溪、又許由の碑あり。○雙嶺山 縣の西北八十里にあり。山に雙峯峙つ。○無影山 縣の南一里にあり。山地平に低て纖しく、石頂をなさざれば名づく。○昇僊橋 縣の西關外にあり。又代の時仙あり、此に登昇と云傳ふ。

洗心亭 縣治の西北にあり。元代官人遊息の所なり。○元 李本曾珅 洗心亭詩 元因天地定卑尊 莫大君親覆育恩 無象太平瞻有象 洗心亭上看乾坤

【靈壽縣】

府の北六十里にあり。いにしへの中山國の地、漢の時靈壽縣を置、後周は蒲吾縣を置、隋は靈壽縣とし、唐も後靈壽縣とし、それより以來名を改ることなし。編戸十六里。

○人物 ○李左車は趙の人なり。趙に仕へて廣武君に封ぜらる。趙王李左車が計を用ひずして遂に韓信が為に敗らる。韓信募て李左車を得て師のごとくして、遂に李左車が策を用ひて燕齊の諸城をくだし、

箕山（きさん）





衛河 縣の東北十里にあり。一名御河とも云。河間府景州城及び呉橋縣・東光縣乃界をながる。衛河とは別名なり。禹貢の滱水・衞水常山の靈壽縣に出て滹沱に入といふ。即是なり。水經注にみえたり。

○松陽河 縣治の南にあり。源椒山より出て、滹沱河に合流せり。

○聖水涯 縣の西北二十五里。白石村にあり。

○大明川 縣の西北九十里。横嶺にあり。

○菖蒲溝 縣乃西北三十里。邪林寺の傍にあり。此溝に菖蒲多く生ず。本州は菖蒲一寸九節、靈壽よりいづる者佳とす。

○椒山 縣の西北五里にあり。山に椒樹多し。故に名く。

○鹿角柏坨山 椒山の東北にあり。其山口極て険し。龍門にたとふ。

文山 縣の北六十里にあり。上に周の文王乃廟あり。其の前に龍池あり。水極て清し。

［趙王城］ 縣治の西北にあり。趙の武靈王の築く所にて、中に趙王其臺の址あり。

○聖佛嶺 縣の北五十里にあり。上に石佛像一尊あり。

○人物

○戰國の樂毅は靈壽の人なり。魏より燕に適く。燕の昭王亞卿に拜し、樂毅齊を伐て七十餘の城を下し、昌國君に封ぜらる。後趙に走り、望諸君に封ぜらる。

○宋の曹彬は靈壽の人なり。太祖の命じて都監となし、蜀を伐てこれを平ぐ。諸將皆子女玉帛を取れども、獨曹彬が囊中には圖書のみあり。江南を平ぐるに及んで、妄に一人をも殺すことなかりし。宣徽南院使となり、太原を征し、魯國公に封ぜらる。曹彬が性清愼廉仁、敬功あまりといへども、これらに後ね相を兼させども、宰る威を凌て自恃にせず、附の良將第一と稱す。

平山縣

府城の西九十里にあり。漢代の蒲吾縣。隋の時房山縣と改め、唐乃をしめ鎮州に屬し、後天寶乃間平山縣と改む。宋金元明清是に從ふ。編戸三十里。

滋河 縣の西北六十里にあり。東南に流て滹沱に入。

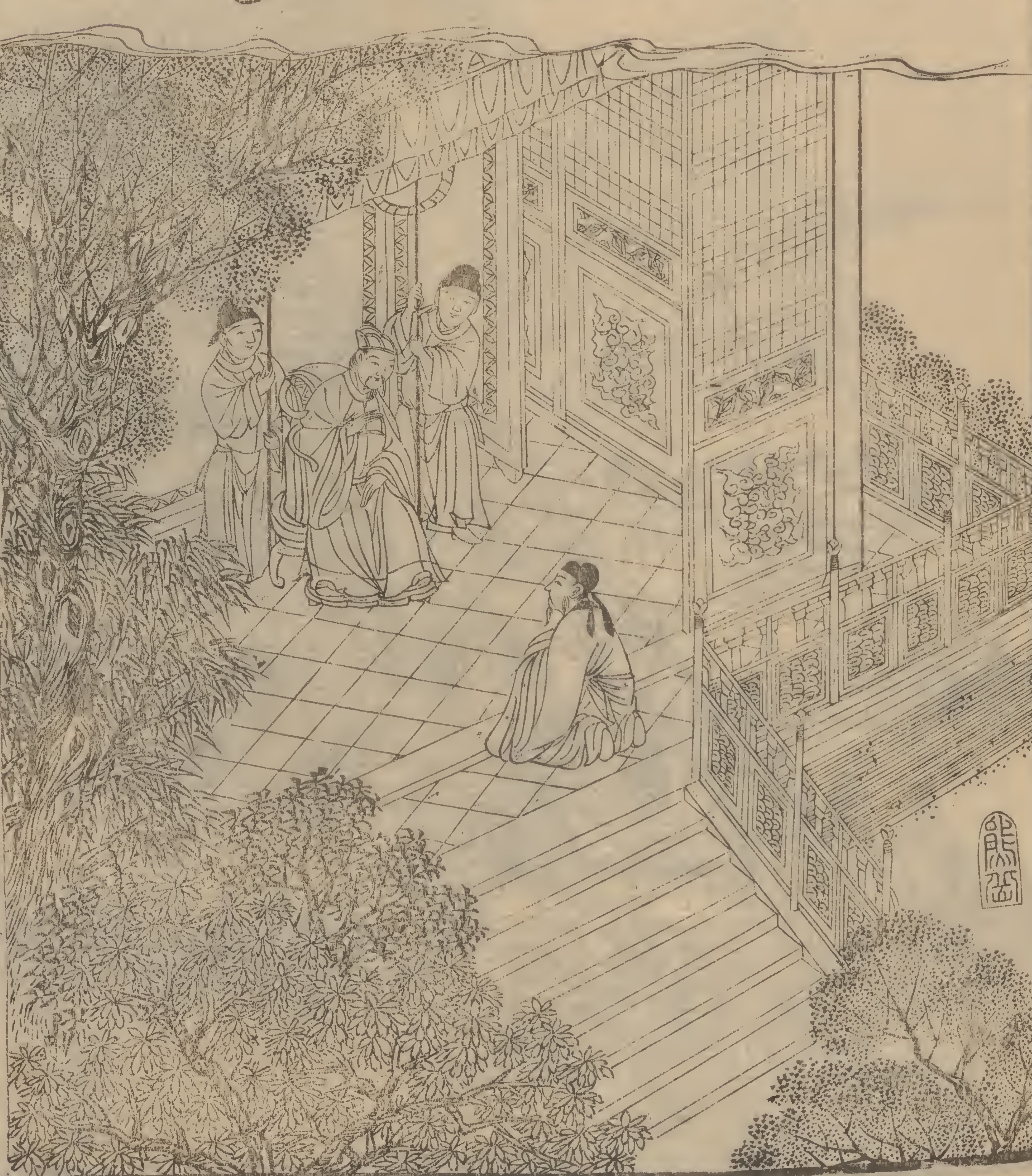
○温泉 縣の西に十里にあり。

［東林山］ 縣乃北二十里にあり。上に長老洞あり。萬壽山靜僧庵あり。其西を西林山といふ。此山頂に一石あり。高さ數尺、仙基盤と名く。寺に石室二間ありて、中に石佛像を刻む。俗是を千佛堂百佛堂と名く。又滹沱河あり。横に出る。深く洞中に入る細の幽谷道あり。此石上を渉て心を澄すの所とし。

○房山 縣の西北五十里にあり。後漢

樂毅

樂毅圍莒即墨二邑三年不下。頃之燕昭王薨。惠王立。惠王聞齊田單反間、疑樂毅、乃使騎劫代將而召樂毅。毅遂奔趙。趙王與樂毅謀伐燕。毅泣曰、臣疇昔之事昭王、猶今日之事大王也。若復得罪在他國、終身不敢謀趙之奴隸、況子孫乎。趙王乃止而封毅於觀津、號望諸君。




東林山
とうりんさん
万寿寺


西林山
せいりんさん
仙棊盤
試心石

處なり。章帝元和三年、趙に幸して房山を祀るといふ。即是なり。山頂上に王母の祠あり。俗に王母山といふ。○叔燕の慕容儁の時、房山の王母祠の前にありし大樹をのぼりて根の下に玉圭凡て十三類を得たり。是甚奇なり。慕容儁名づけて神の命なりと。尚書郎[illegible]といふ者を遣して太牢の禮を以て祠せしむ。其後数年一ツの虎来りて祠の側に往来し、殺すものを傷ることなし。其祠今縣の東二十里にありといふ。○盧山 縣の西北八十里にあり。上に張仙翁の祠あり。○覺山 盧山の西十里にあり。山中に覺山寺あり。○黄岡 ○天桐山嶺 ○抱兒石 俱に縣内にあり。[illegible]

望京樓 東林山にあり ○白鹿臺 縣の西北十里にあり。漢の武帝登臨の時白鹿此に現じといふ。「嘉陽城」 縣の東十八里にあり。漢の蒲吾縣城の舊址なり。

元氏縣

正定府の西北九十里にあり。趙の公子元が封ぜられし邑なり。故に漢の時元氏縣とし、夫より後或は省き或は置き或は冊郡に屬し、元明清まで皆舊に依る。是を編戸二十一里。

槐水 水經注に云、槐水元氏の贊皇石山に出、[illegible]より出て高邑に通ず。○泜水 漢の地理志に云、泜水元氏縣より出。○龍井 縣の常山廟の内にあり。○八角井 縣の東十五里にあり。龍徳の碑記あり。文多く剥落す。

「神岩山」 城の西南十里にあり。峯巒山の腹、[illegible]して神仙の[illegible]。○石瀏山 縣の西北二十五里にあり。山[illegible]く、長渓繞流して深[illegible]く。

○霊山 縣の西三十里にあり。漢代號を錫ふ。封龍山と並ぶ。白石山と名をもて同じ。縣中名山六ツ其一なり。○黄石山 長山に連り、之上に峽[illegible]祠あり。○長山 縣の西北に十里にあり。上に龍神廟及び龍井あり。○白石山 縣の西北五十里にあり。山上白石多し。漢の光和中白山の西八十里に九女山あり。九峯ありて排列せり。

○封龍山 縣の西北五十里、白山と接し、別名は飛龍山といふ。山に伏龍の飛上んとする状あり。唐の時今の名に改む。郡の[illegible]といふ。毎歳有疾風暴雨、來自東南。俗傳山神所為。上有華蓋螺峯、玉石、獅子、諸峯。西有蝦蟆石。北有古石堂。中有石佛。又名佛洞。洞之北谷有泉水。俗呼龍王池。其水南出螺峯之下。上又有南北二天井。前有金掄科障二山。左右相峙、邑之勝槩也。

○龍首峯 ○熊耳峯 俱に封龍山中にありといふ。○元安熙龍首峯詩 奇峯千仞高突兀、倚天表神龍幾何年、俛首效蒼峭、我行費躋攀、坐覩寒木杪、放懷聊極目、已覺塵寰小、尚恨世累拘、未許謝紛擾、會有賞心人、相期拾瑤草。○元安熙熊耳峯詩 窮探不憚遠、行登最高峯、頓覺天宇近、一洗群山空、奇哉此絶境、造化天無功、神襟日以曠、寫我浩蕩胸。

○白雲洞 龍首熊耳の二峯の間にあり。廣さ一丈許。徐真君道を修る處といふ。又仙人洞といふ。○玉泉 ○龍泉 俱に封龍山中にあり。○試劍石 封龍山上にあり。唐の郭元振此山に遊学し、一石あり中裂て其上の雲氣出るを見る。因て石中の寶劍と[illegible]り。石上試劍石の三字は是郭元振の書なり。○磨鏡山 縣の西北七十里にあり。此山[illegible]き處に[illegible]す。又謂泉山大嶺安[illegible]聚山の諸峯、俱に縣の西北境にあり。○割髭嶺 磨鏡山に接し中に徑あり。井陘縣に通じ、漢の光武帝北を撃時元氏縣に至り髭を剃む。大搶の後ここに割髭と剃髭を爰とす。此山中に道ある依て名とし。

韓臺 縣の南三里にあり。漢の韓信趙と相拒て築く處なりといふ。今韓臺村韓臺河皆此にあり。

「孟嘗君墓」 縣の西十五里の岡の上にあり。

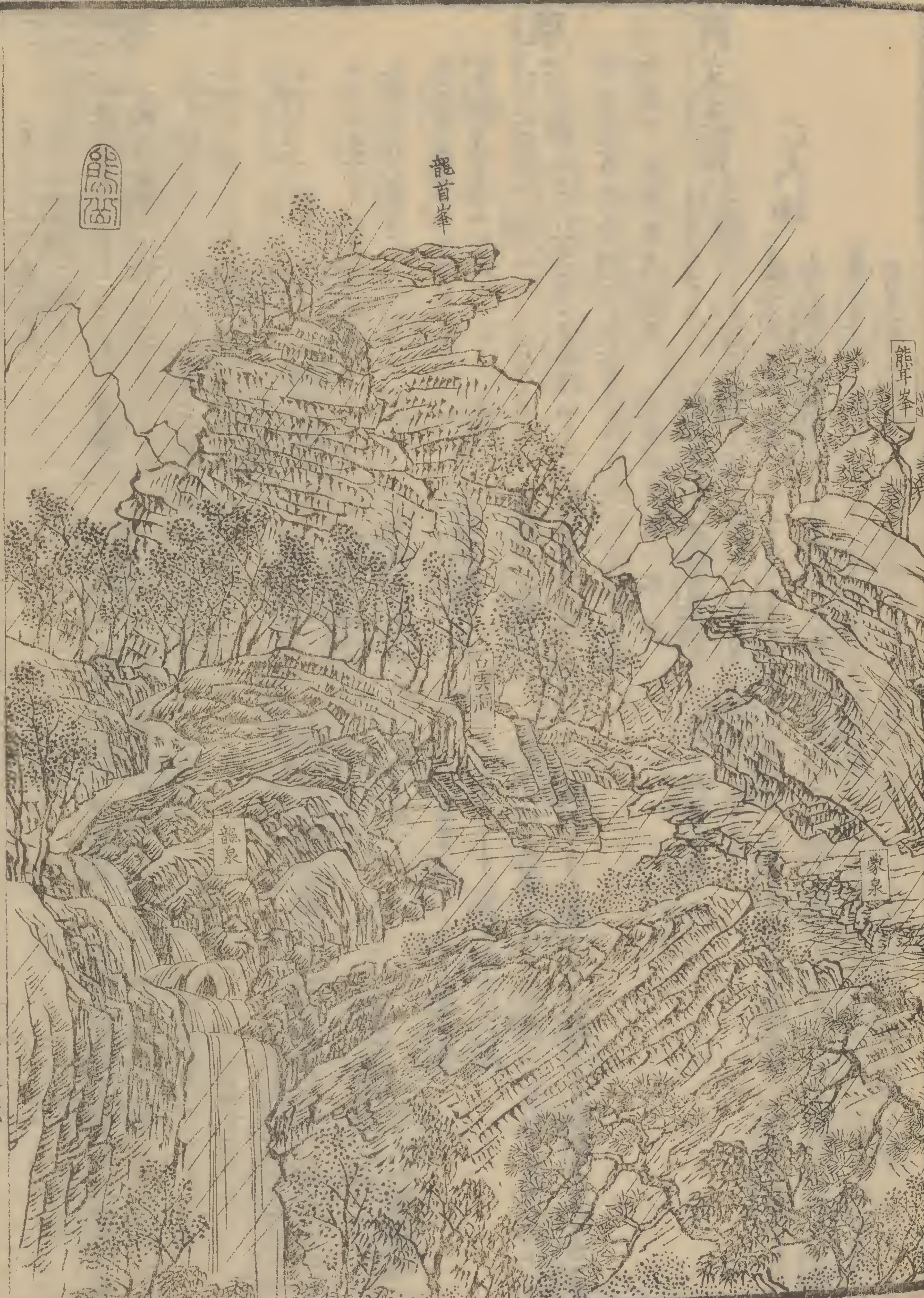
「元氏故城」 趙の公子元が封邑なり。縣の西北二十里にあり。

○人物。隋の李[illegible]和は元氏の人なり。[illegible]史に[illegible]し、親に仕へて篤孝なり。[illegible]、雍順[illegible]問ふ。[illegible]大業の末に盗賊[illegible]と[illegible]ことを[illegible]して曰く、義門を犯すなかれと、[illegible]

贊皇縣

府城の西南百七十里にあり。漢の高邑の地なり。隋の時贊皇縣と[illegible]く。贊皇山あるを以て名とす。元明清州に屬し、清朝改て正定府に隷し、編戸十八里。

○槐水 縣の西に出、源を[illegible]山の下より発し、元氏縣と經て寧晉に至り、[illegible]河に入るといふ。[illegible]龍淵あり。其源を溯るに黄龍の潜る處なりと則是槐水の源なりといへり。○泜水 縣の西南七十[illegible]


龍首峯
熊耳峯
白雲洞
龍泉
蒙泉


封龍山
試劍石

里にあり。即ち韓信此河上に漂餘を輙る。

䃭山 縣の東北十里にあり。高さ百餘丈。○五馬山 縣の東十里にあり。巖際より清水出。其味甘美なり。俗傳ふ云周の穆王此所に禪を發むと云。又馬跑泉といふ。よりて白馬泉とも名く。宋の建炎の初め和州防禦使馬擴といふ者此山中に兵を聚む。五馬の名ありといへる者即ち馬擴が據りし所なり。○鷲棲山 縣の東南十五里にあり。山の形鷲の棲るがごとし。○陀羅尼山 縣の西北二十里にあり。頂に登りてはこの州の勝を眼にす。○讃皇山 縣の西南二十里にあり。高さ百餘丈。周の穆王六師を伐て此に戰ひ勝たり。因て讃皇を山の名とす。山上に乳石の巖あり。巖室窈廣にして其下に石相拒ひて懸樓柱のごとし。土人此を三樓九柱の室といふ。内に石人ありて書巻を執る。名て乳石巖と云。○十八盤嶺 縣の西六十里にあり。山勢[illegible]に林木叢茂して中に徑ありて縈紆すること凡て十八盤。○石乳龍泉 縣の西南百里許にあり。懸崖の乳のごとく中より泉を吐出す故に名く。

嶂山 縣の西北の隅にあり。此地名る所多く百餘里。陀羅尼山・紫陽山此に屬す。封龍山は其南にあり。封龍山は其西にあり。又西北に靳嵩華嶂崖乃ごとく嶂のごとく屏のごとく環列する真に奇

登臨邀客倚危欄　衣袂春風尚怯寒　近水遠山都在眼　不須重展畵圖看　梁東宋登環山亭詩

趙文正祠 縣學の中にあり。文正は元の大傑趙良弼なり。嘗て松林を匡て廟學を建て後の縣令祠を立てこれを祭る。張曾が記あり。

○人物。○唐の李絳は趙郡の人なり。莊重寡言遠度あり。文章とあれに雅要あり。數奏明辨勢ひよく諫にし人の善を採び人の己が短を責るを喜ぶ。天下其要を賞して[illegible]

○唐の李絳は趙郡の人なり。進士に擢られ翰林學士となる。元和の初憲宗を補して禮對す。嘗て翰林を[illegible]して曰く、

李絳が言篤毅なり。真の宰相といふべきなりと。
○金の劉希敏は讃皇の人なり。代々農を業とす。貞祐の初め盗賊蜂起り民を困乱せしむ。劉希敏を推て五馬山の塞主とす。劉希敏郷閭を保障しこれを治ること十餘年。民其徳を忘ず。碑をたて其功を五馬山に立。

無極縣

府城の東八十里にあり。漢の毋極縣。唐乃武后の時毋を改めて無の字に作る。編戶十九里。

無極山 縣の西三十五里にあり。漢の毋極山にて縣の名これに起る。上に無極の祠廟あり。漢代の封号は隸書の碑にあり。唐の武后の時此山をも改て無極とよぶ。

天苑樓 縣北にあり。舊は天女樓と云。上に元を祭。○空谷齋 縣城の西南にあり。元の何鞍仁が讀書の所なり。「甄氏妃墓」 縣の西十里にあり。魏の曹丕が妃をこれに葬る。

○同山堂 縣治の内にあり。宋の尚宗弼の祠記あり。建る所今其下に古栢の樹數株あり。

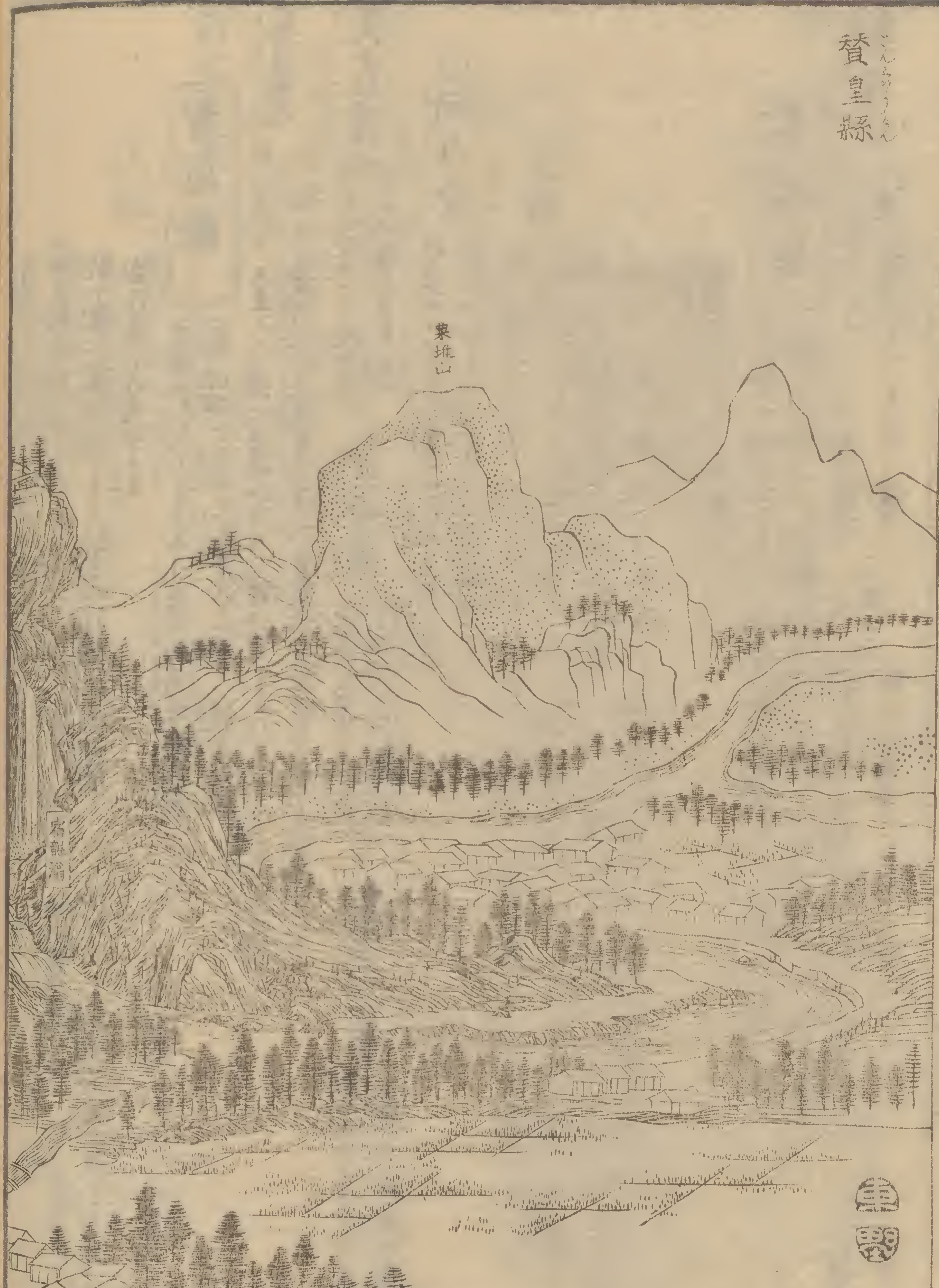
○人物。○明の甄氏は無極の人、宋城の趙某の妻なり。姑に仕へて甚孝を盡せり。夫大亂を避る時嫁して居を異にし一日姑出て外の家に往。甄氏隨侍して去に思ひし強て姑家に歸らしむ。三日に至て甄氏忽ち心動身挙て汗を流し須臾にして其姑病篤きこと告來る。甄氏途に[illegible]て姑の側に至り疾を看ること數月遂に愈ることを得たり。其後姑年九十一にして卒す。甄氏墓の側に廬して三年悲動し里人皆孝婦と稱す。洪武中其門に旌表す。

藁城縣

府城の東南六十里にあり。漢の肥の舊縣なり。北齊高城縣を設く。隋の初藁州を置後縣城を此に遷す。後又廢し今に縣となる。編戶十八里。

鄗陽水 縣の西南二十里にあり。又滹沱河は縣の北三十里の間を流る。「去山」 縣の西南十五里にあり。[illegible]因て去山と云。○示衣坂 縣の西三十


敦輿山
四望山
贊皇山


贊皇縣
象堆山



里、大路の傍にあり。唐の安禄山叛逆を謀り逆威を振ふ。常山の太守顔杲卿拒ぎ防ぐ事力尽して長史袁履謙と俱に安禄山が軍に囚へられ、洛陽の安禄山が許に送らる。安禄山顔杲卿に命じて紫の衣を与へ旧官に復せしむ。顔杲卿辞して帰る。其途に此坂の傍に至て袁履謙を顧みて曰く、我何ぞ其衣を着る事をせんとて此に捨つ。袁履謙其心を暁りて遂に相俱に義兵を起し安禄山を討て節に死したり。依て坂の名とす。

○人物。

○元の張迪は藁城の人なり。幼して孤なり。母に仕へて孝あり。始め永安軍の節度となり、太祖に従ひ西征し、みな秋毫も犯さるなし。藁城を破るに及んで城の主男女を悉く殺さんとす。迪己が布とし、各生業に還らしむ。又暴雨滂沱ある時骸骨を瘞む。里人其徳を称ふ。

○元の監察御史張桓は藁城の人なり。言の合ざる事を以て去る。時に盗賊蜂起し張桓を落して軍帥とせんとす。張桓渠魁の前に揖して坐し、衆に順逆を抗論す。衆賊張桓を擁して跪せしむ。張桓天を仰で呼罵して屈せず。賊のために害せらる。賊後に嘆て曰、張御史は真の鉄漢也。

新楽縣

正定府の東北八十里にあり。漢の新市縣。隋に至て新楽縣とす。定州に属す。唐宋金元明皆これに依る。清朝に至て正定府に属す。編戸十三里。

沙河 縣の西南にあり。源山西の繁峙縣白坂に出、縣の界を経流て縣より滹沱河と合す。

○縣中に飛龍澳水あり。源縣の童山より出る。童山高さ十仞、互に数里に亘る。漢の沙河に濱ぐ。酈元の図経に曰、新城縣に童山あり。細石頗る白きものを出す。以て玉物とす。むかし古人刻造の後、其山を化て童山と名付と云ふ。

○**杜姑村** 縣の東十五里にあり。宋の太祖の御母杜太后此村に生る。故宅及び墓あり。「**伏羲台** 縣の北にあり。後魏の酈道元が水経注に伏羲の造れる所なりとし。

○**春露亭** 縣の南七十里にあり。元の将酒藤天爵古墟によりて亭を建、其府君の墓のある地と孔村と名く。其前に木刀溝あり。源は滹沱より出て東に流れ沙河に注ぐ。○無名氏春露亭詞

鎮陽東郭滹沱北許有亭翼然密邇先墓草木萋兮菲々雨露降兮朝晞雲冥々兮不返烏鳴々兮増悲歳時兮来享陟彼高兮騁望感吾念兮思親帳音容兮惚々覧日月兮交馳寒與暑兮相

依尚求延兮孫子
勿俾汝親兮鬼饑。

○義臺 縣の西南にあり。後燕の慕容麟が魏の道武と義臺に戰ひ、燕の師敗れし所即此なり。○洗兒池 義臺の後にあり。相傳ふ、祁農生まるゝを此に附、洗浴の所といふ。今にいたりて其水紅なり。乃ち色ひかり、芳香甚だ香し。其ハ祥の兆あるなりと。

○人物 ○新樂の人に韓某といふ者あり。元に仕へて廉訪の官たり。明の洪武七年、韓某初め和州に知たり。其妻劉氏、姑甯氏を奉じて和州に適く。南宮といふ所にいたりて、姑甯氏病に臥して癰を患ふ。劉氏股を割て血を沸湯に和して進む。其病忽ちに愈ゆ。和州にいたりて洪武紀に遂ふ…後姑病篤く、劉氏其心を割て血を進めて病の愈ゆるを祈る。即ち刃を以て胸を切て血を滴て羹に和し、以てすゝむ。其子孝義の心の深きを感じて、劉氏のこれを慕ひ、故郷に葬んことを願ひ、又身の及ぶべき所を盡す。常に甯氏の墓の側に廬す。新樂縣に葬せ給ふ。朝廷の官人あつて甯氏が墓を送り、其門に旌表して、劉氏が孝を顯し給ふ。

晋州

正定府の東九十里にあり。春秋の鼓子國、漢は下曲陽縣と爲し、隋の府、昔陽縣とし、後改て鼓城縣と爲す。元の代にいたりて晋州と爲す。明清これに依る。編戸二十三里。

○滹沱河 州城の南を流る。東鹿安平の二縣界に入る。水經注に云、滹沱水雷河溝に入て曲陽城を逕ると。則これなり。

鼓城山 州の西五里にあり。「五龍井 州城の東にあり。石の徑一丈餘、甃して八角をなし、以て八卦に象る。上に又龍宮あり。宋の政和中此井を鑿り、廟を設く。○蓮花池 州の南二十里、丁家莊に在り。

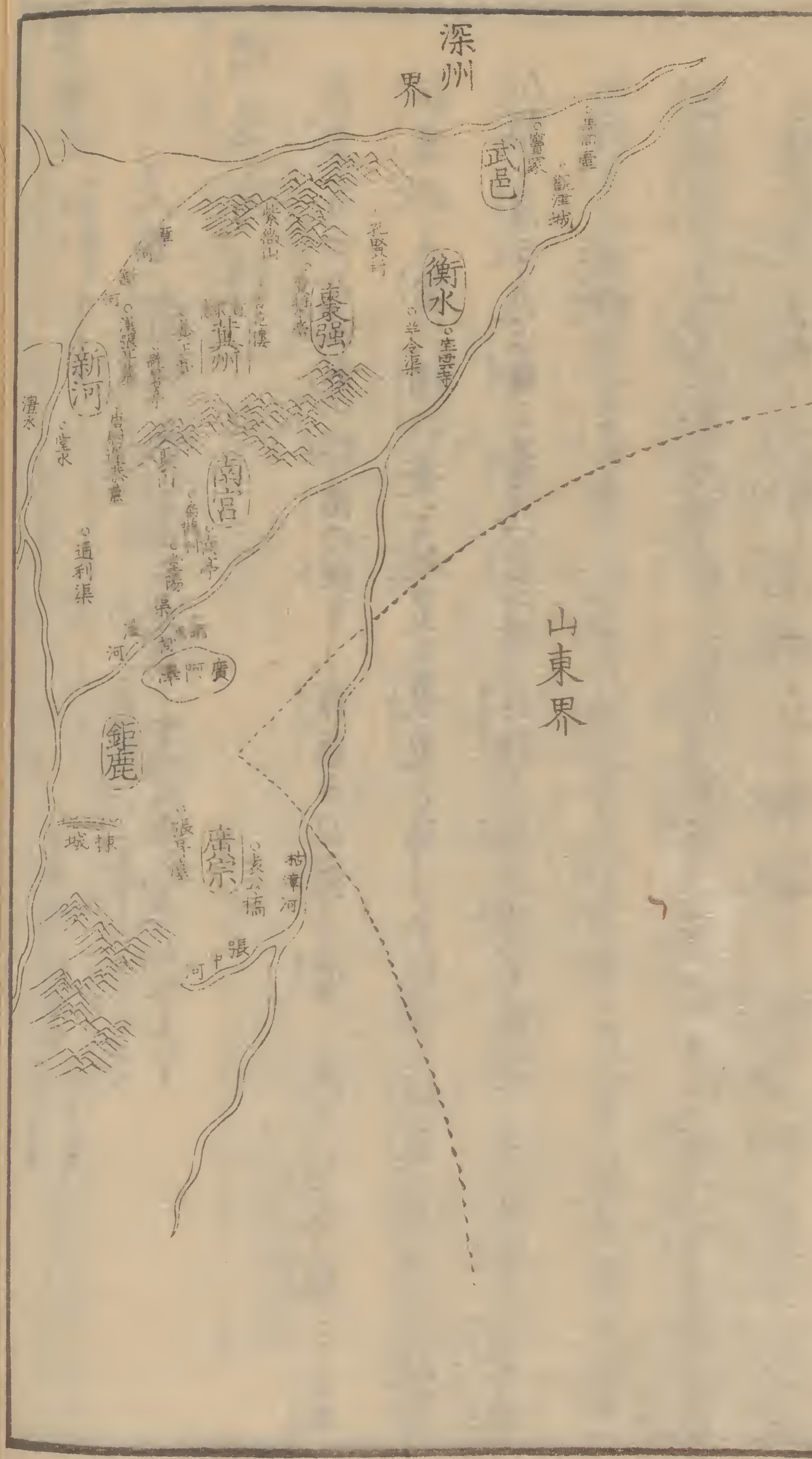
京觀 州の西七里にあり。後漢の皇甫嵩黄巾の賊を下曲陽に破り、首を獲ること十餘万なり。人聚めて京觀と云。「唐鄭徵墓 州の西南五里にあり。

○人物 ○元の楊瓊は曲陽の人なり。少して聰慧奇巧、人意の表に出るを以て武宗の世に寵す。楊瓊嘗て家の食味を兼ね、衣は必純素のみ。

順德府

禹貢冀州の域、周の邢國の地なり。戰國には趙に屬し、秦は信都縣を置、鉅鹿郡に屬す。項羽秦を破りて襄國とあらたむ。漢は鉅鹿常山の二郡となし、後漢は襄國縣と改め、隋及び趙と廣平乃二國に屬し、晋の時は石勒が爲に據る。後魏は襄國縣と改め、隋の開皇の間邢州を置、唐の天寶の初改めて鉅鹿郡とし、宋は信德府とし、金は邢州を置、元の初元帥府とし、明の洪武中順德府を置、北平の布政司に屬し、後京師に直隸す。清朝これに依る。領する縣九。曰邢臺縣、曰沙河縣、曰南和縣、曰平郷縣、曰廣宗縣、曰鉅鹿縣、曰唐山縣、曰内丘縣、曰任縣。元順德府より東、廣平府の威縣の界まで一百五十里、西は山西の遼州和順





順德府及冀州趙州總圖

順德府 東西三百里 南北百五十里

縣に至り。一百五十里。南ハ廣平府の永年縣乃界に至る。五十里。北ハ趙州乃柏鄉縣の界に至り。一百里。是を順徳府の治る地界とし、府治ハ邢臺縣に在り。

邢臺縣

秦の信都縣。隋改めて龍岡縣とし、宋代此を邢臺縣とし、元明清倶に是に依る。編戸三十二里。

李于鱗登邢州城樓
搖落高樓此對君天涯不復在
離群銜杯大麓來秋色倚檻邢
臺邑白雲樹杪人家漳水邊堞臣
風雨大河分極知今日同王粲
強能賦鄴中
横垣書

遠活水 府城の西北五里にあり。むかし蓼水と名く。源石井岡より出て、任縣にいたりて葉水と名く。後澧河に入る。○七里河 城南七里にあり。河源郭村より出、百泉水と合流し、百泉ハ澧河の別名也。○百泉水 府城の東南八里にあり。水平地より出、其脈甚多し。澧河の上源也。一名漏水又鴛鴦水と名く。○野河 城の西北四十里に在り。今ハ水あり。其源ハ郭馬鞍山に近し。又八十里を經て澧河に合し、終に七十二の河となる。○牛尾河 府城の東南に流る小河なり。○古嘗井 府の西三十五里にあり。若掬の泉のごとし。人馬これを渇ハ傾て其井に投す。土人是を靈泉と云。○石井岡 府城の西北七里にあり。一に龍岡と名く。岡の上に井あり。土さ栗の輪の如し。漢の光武帝の難を避へし所といふ。又俗傳に曰。石勒か時天旱して、沙門佛圖澄これにおいて祈り、二の龍を得たり。これより水餌蘖生せしむ。是にて忽此龍騰天し、大に澍雨す。因て龍岡と名づくと。

仙翁山 府の西北三十里にあり。唐の張果老此に止息す。玄宗帝此山を封じて仙翁山とし、山下に登るあり。張果老仙此地を指て井を堀しむ。其泉甘く夏冬と竭ず。○鳳門山 府の西北四十里にあり。冬夏嵐を生ずるを以て名づく。○雷公山 府の西三十里より西上に雷公廟あり。○百花山 府城の西南四十二里にあり。山谷険しく甚だ遠迫。○馬鞍山 其形馬鞍に似たり。金泉あり、泉の二つ涌る有り。

○鵲山 府の西北百三十里にあり。山中に洞あり、雲霧を出す。○夷儀山 ○百巖山 ○石門山 倶に府の西北百餘里にあり。○石佛洞 府の西北、内に石佛あり。

○黄榆嶺 府城の西百四十里にあり。關隘を設く。馬嶺口と相對す。○明陳萬言黄榆嶺詩 嶺北引旌旂黄榆掛鐵衣笳声秋寂歷烽火夜稀微百二關重險三千客在幃年々通宛馬不敢是天威。

豫讓橋 府城の内にあり。又板橋とも云。豫讓ハ智伯に仕へたり。智伯趙襄子に殺さる。豫讓此橋の下に伏し、趙襄子を刺て智伯が仇を報んとす。

開元寺 府治の東北にあり。唐の開元中に建る所。

豫讓





二賢祠 府学の内にあり。唐の魏徴と宋璟とを祀る。○邢侯夫人墓 府城にあり。齊の武平の初古塚を掘者の銅鼎五を得る。台上へ昇と云後に耕牛の穿ところ。邢侯夫人墓その墓といふ。

○石勒塚 府の西十五里にあり。俗にこれを平陵といふ。

○人物

○唐の宋璟 遠は邢州の人なり。幼して孤なり。学を嗜む。宋人推さるゝ義を任せず。ことに賢慎遠謀して退て曰く。人乃勢さへ同はざる者の能く忠を乃ち推第に擢らし。后門率軍の職に至り。諸郡にも尉に遷る。後遠久しく思して蘋に素功なり。居室に倣らん。是に敵を隨馬に斬ふ。

○五代の魏和祥は邢州の人なり。後唐に仕へて成都の尹となり。明宗立て孟知祥兵乗と謀ん。欲て隴の蜀に王たらんべき志あり。明宗のその及んで遂に國を三に蜀として来りふ。宗と隨の倦て宋の為にさる。

○元の郭守敬は邢臺の人なり。幼して大志あり。能く水利に委しく。世祖の事へて西夏瀬河の諸渠を興復し。又命を受て暦を治む。乃ち編く諸書及び考へ度数を測算度て精密に暦經を撰し太史令に至る。辞して只昭文館の大学士を賜ふ。

沙河縣

府城の南二十五里にあり。隋の龍岡縣の地。後周襄を分て沙河縣と名づく。後魏として縣を改て邢州に屬し。宋金元に至る。明も順徳府に属し。清も仍ほ是に依て属す。編戸十六里。

沙河 縣の南五里。西は縣の名此河に仍て一名に沙河。水經注に云。沙河の間に澄を遶て流る。則ち是なり。又云。清漳水は襄國縣の西山に出。明清に至り沙河に出て又是に濁れ流むかし。

○湯泉 縣の西北七十里にあり。四時長に水温なり。能く人の病を愈ゆ。俗に號して聖人室といふ。○黒山 縣の西北四十里なる。岩穀くるしく遠く見ゆ。〔湯山 縣の西北七十里にあり。即ち温泉は此山下に湧出す所。水經注に云。襄國縣の西山とは是なり。巌の上に石室あり。内に絶て麋鵝の…を出す。

○白龍山 縣の西三十里にあり。又三十里にて鳳凰山あり。又三十里なる廣陽山といふ。○赫山 縣乃西八十

里にあり。中に龍神の祠あり。○磬口山 縣の西南九十八里にあり。大明一統志に曰。盧毓云。淇陽縣磬口に引蔑を造る。即漢魏の鑄鐵官なりと。名勝志に云。今の綦陽の鎭に鐵冶司あり。これ其故址なりと。

○倉門 縣の西百二十里にあり。唐の右宗寶建徳と牛口に戰ふ。附會て此ところに糧を運りし。

蘇秦亭 縣の西南三十里にあり。俗呼で十里亭といふ。むかし蘇秦趙に用ひらる。唯強秦の兵を趙に加へて約を破らんことを恐る。時に張儀趙にある。蘇秦即ち張儀を激怒せしめて秦國に往しめんと欲るに從ひ。舍人をして張儀が後に隨しめ。宿舎を同じうして車馬金帛を與へしむ。これをとも遂に秦國に到りて張儀客卿に擧用ひらる。時に舍人去んとして張儀の曰く。我君によりて顯くことを得たり。且徳を報んとす。何の故に去や。舍人の曰く。臣は君を知るにあらず。君を知るは蘇秦なり。蘇秦今趙に用ひらるゝ。唯秦の趙を伐て從約を敗せんことを憂ふ。故に君を以る為に非らんや。蘇秦の柄を執る故に激せしめて秦に入しむ。臣に命じて君が用を奉給せしむ。悉く蘇君のはかりごとなり。張儀嘆して曰く。嗟呼。吾此術中に在て覺らず。蘇君に及ばざる明けし。我趙に秦に用ひらる。安ぞ趙を謀るべき。吾か為に蘇君に謝せよと。即ち其舍人の宿る舍此なりと云傳ふ。事は史記張儀が傳に見ゆ。

唐宋璟墓 縣の西北八里。宮村にあり。顔真卿が碑あり。傳に南和縣の東に出る所。

○人物。宋の張思翰は沙河の人なり。よく劔を撃強を挽く。累に戰功ありて。左金吾衛將軍に至る。尋書の碑あり。張思翰が性小にして勇悍なり。太宗嘗て其撲羅を稱る。是より人目して小撲羅と云。卒年八十九。

南和縣

府城の東二十里にあり。本漢の南縣なり。後周南和郡を置。唐の初めは和州に属す。宋金元明は南和縣として清も又是に従ふ。編戸十七里。

狼溝河　縣の南五里にあり。岸上狼馬の跡あるに縁て名く。○渚水。縣乃西十里にあり。百泉より流出澧河に入。狼溝河ともいふ。○鴛鴦泉　縣の南にあり。泉二道並び湧ゆゑに鴛鴦と云。

○僊井　縣の北にあり。其水池と平らかにして深さ測べからず。「圓通寺」縣の東にあり。明の永楽中に建。寺内の塔は十七級ありて雲を凌ぐ。

晋張賓塚　縣の西三十里にあり。張賓は西晋の時後趙の石勒が軍師となり。博く経史に渉。國建て大節の功を立。此に葬る。

○人物。唐の宋璟は南和の人なり。大節あり。武后の時鳳閣舎人となり、しばしば直言して東宮に在て、利害を顧ず。玄宗の時相に拜せらる。政刑をただしくして、ことごとく貞觀の風あり。姚崇・宋璟と以て首稱とす。

平郷縣

府の東南百里にあり。漢の廣平國・襄陶縣なり。後趙に至て平郷縣と改め、唐の初に封州を置。宋に廢して鉅鹿縣に入。金・元は舊きに依。明・清ともにこれに依。編戸十一、又四里。



蘇秦亭



濁漳河 縣の西南十里にあり。源山西發鳩山より出。縣界を經て南和縣にいる。即禹貢の衡水也。 ○落漢水 縣の西南十八里にあり。古の落津なり。訛て落漢といふ。

沙丘臺 縣の東北二十里にあり。殷の紂王沙丘臺を築て多く獸を其中に置。即此なり。又衞の靈公の薨しを宮に葬る。又縣の東南五里紫城村に靈公の墓あり。村老のいひつたへに此下に地裂て石門のごとくなるものあり。鐫して曰く靈公墓と。其中に緇水淡漢の記人に遍る。殺て沙く入る偏に從ふ。則陽編に曰く、豨韋が云ふ靈公沙邱に葬ると。卜して沙丘を得たり。これを掘ること數仞にして石槨を得たり。洗てこれを視るに銘あり曰く不馮其子靈公奪而里之とされ靈公の靈たるや久し。又秦の始皇東巡して沙丘に崩れ、即此也。 ○平臺 縣の東北三十里にあり。石佛平鄉臺なり。[魏時苗墓] 縣の東北二十里にあり。明の時此所の時苗村に葬ふ。二村の名此墓に依。時苗は鉅鹿の人也。晉の末遷て此所に葬る。

○人物 隋の劉曠平鄉乃令となる。手に治る所は壯丁守るに義理をもつて曉し、又殺て縱勢を放べく。及縣にあること七年、風教大に洽し、囹圄草生じ、遂に罷役を張込し。任恵てある事に契び、官民が長とうく泣て送ること數百里にいたる。

廣宗縣

府城の東百二十里にあり。漢の堂陽縣の地。後漢の時分て廣宗縣を置く。隋改て宗城縣とし、元にて廣宗縣とし、順德路に屬す。明清是に依編戶十七里。

枯漳河 縣の東二十七里にあり。袁紹が公孫瓚を破りし所なり。 ○張甲河 縣の南二十里にあり。[張耳臺] 縣の西北にあり。趙の張耳が築く所。 ○袁公橋 縣乃東にあり。

○人物 宋の魏廷式は宗城乃人なり。法學に明に膽氣あり。周の世宗の時相州の轉運使となり、嘗て朝に久く案を奏して宗東あへて見ることを得ず。帝白く日已遠く隔る事して来り、或ることを上聞せんと欲す。願くは對と宸衷に之ん。宰相のために主すべからじ。太宗即召對して旨に稱ふ。

○宋の李玭は宗城乃農民なり。力耕して妣に事ふ。妣卒して其田畑を弟に讓り、墓に廬して豆粥を啜泣し、土を負て墳を築き、又諸族の内にいまだ之れの葬らざる者は悉く代て築く。嘗て二十年にして五つの壞あり。且肉を食はず、年五十を過て嘗て人を見るに泣して哭く。壞に當る事を告る九六年。然るに孝子の名として來り泉に通じて自給し、天禧の間詔して粟帛を賜ひ、門に旌し、里中の者歩を至て産を析る者李玭が行ひ所に對て再び同居せる者多し。

鉅鹿縣

府城乃東北百二十里にあり。漢の鉅鹿郡の南縣の地なり。隋の時に鉅鹿縣を置く。唐は邢州に屬し宋金は洺州に屬す。又元にて鉅鹿縣とし元明清是に依編戶十七里。

○史記に秦の章邯項羽鉅鹿に戰ふ。大に秦の軍を破る。又張耳趙王歇と走りて鉅鹿城に入る。秦漢乃鉅鹿縣は今の平鄉縣に入る。此縣は隋の開皇六年にはじめて此に置所なり。

> 唐高適鉅鹿贈李少府詩　李侯雖薄宦時譽何籍々駿馬常借人
> 黄金每留客投壺華舘靜縱酒凉風夕即此遇神仙
> 吾欣知損益
> 鳴門公鷹書

棘城 城南七里にあり。漢の高祖章邯を破る所なり。今棘家寨と名く。[銅馬祠] 縣の北七里にあり。漢の光武帝の廟なり。光武銅馬と鉄陶を破る。關西乃人光武帝を銅馬帝と號し、故に名づく。

○人物 漢の孟敏は鉅鹿の人なり。性剛直にして劉淺あり。嘗て太原に客居せし時、甑を荷ふて往くにこれを地に墮せり。顧ずして去りて、郭泰これを見て其不顧を問ふ。孟敏即答て曰、甑既に破るこれを視て何の益かあらんと。郭泰奇之として勸めて學しむ。遂に其名天下に聞。

○宋の路適は鉅鹿の人なり。生まれて穎悟聰哲群のごとし。遂に倍を出て汴門至法法に帰

終に年十五にして講座に上り。宿学老儒といへども。敢て訓抗するものなし。初め盂山に入り。後長安に抵り還りて。霊圀寺に止る。忽ち渴滅し。歌童に作る。呉の虎丘山に入りて石をあつめたてて徒となし。涅槃経を講ず。石皆點頭す。後復盧山に入りて卒す。

○明の房氏は。鉅鹿の人なり。年十六にして。鄒濤が妻となる。鄒濤疾に死せんとして。房氏を看て云ふ。死は悔るに足らず。唯母老いて家貧しく。又未だ子あらずして。世嗣絶んと痛むのみ。房氏泣て云ふ。吾幸に先訓を承て。出て君に事ふ。義偕老に在り。不幸にして獲ざれば命なり。姑は我の事。妾が一身にあり。意を安んずべしと。鄒濤遂に卒す。房氏刀をとりて自ら其の耳を割て。棺中に入て云く。冥神知ることあらば。泉下に相期せよと。終身素席に寝ねて。姑に事へて貞を終るに詔して旌表して。其の門閭の表とす。

唐山縣

府城の東北九十里にあり。春秋晋の栢人邑の地。戰國の趙に屬す。後魏。唐の初。東龍州を置。後改て堯山縣とす。今の府唐山縣を置。元明清是に從ふ。編戸十三里。

○泜水 縣城より流れて。任縣南和内丘及び縣の西二里を流る。

干言山 縣の西北五里にあり。詩に云。○出宿于干。飲餞于言と。即此所なり。

○堯山 縣の西北八里にあり。山上に元魏の武定三年の殘碑あり。唯斯嶢暨陶唐來封の八字今尚存す。

○宣務山 堯山の東にあり。一名虚無山。高さ一千五百八十丈。元魏の文石銘を序して。若し堯此山に登りて。洪水を瞻。又務て賢人を訪ふの意にならひて。宣務山といふと。

○鶴度嶺 縣の西一百七十里にあり。其の嶺巍高。險隘のことなるべし。

○孔子岡 堯山乃西の林麻にあり。相伝ふ。孔子周流の時。車を此に停むと云。乃ち附。孔子の裔孔璠といふ人曲阜より來り。此に居まり。奉聖祠を岡の上に立つ。林慮集に記あり。

栢人城址 縣の西十二里にあり。史記に漢の高帝此を過て縣の名を問。左右對て栢人といふ。帝乃曰。栢人とは人に迫之なり。宿せずして去る。

○人物

○唐の李嗣眞は栢仁の人なり。多く雜藝にして聖律に明かなり。弘文館に直し。学士劉獻臣。徐昭と皆名を以て天下にあらはし。同時の人是を三ちくと號す。

内邱縣

府城の北七十五里にあり。本漢の中丘縣なり。後趙改て趙安縣と云。隋に至て内丘縣を置く。よりて代々これに從ふ。清朝に至る。編戸十七里。

洺河 縣の東南十五里にあり。源を太行山より出て流れて廣宗縣を經て東流す。

○龍騰水 縣の西七十五里。一名錦水。源龍騰山に出づ。

○濮水 縣の西北十二里にあり。其の形を研く。よりて濮水と名づく。

○沙漳水 源蓬鵲山より出て。縣の内を經て鵲山縣界に流る。

○洗腸源 縣の西十三里にあり。一名。後趙の時佛図澄といふ者此に腸を洗ふを以て名とす。又異事に佛図を浮図に作る。蓋し其の翻んときよりて。其一は誤なるべし。縣の西中丘城寺の碑あり。銘に曰。大和上竺浮図澄者。天竺大國附庸小國王之元子也とあり。是に依れば佛図は訛るなるべし。

青山 縣の西三十里にあり。後周の宗乃諱を避て青山と改む。

○攫山 縣の西北十二里にあり。濮水の源此に出。

○孤山 縣の西北十七里にあり。山形孤峙たるによりて名く。唐の天宝の間勅して内丘山と改む。

○蓬鵲山 縣の西北六十三里にあり。一に龍騰山といふ。相傳ふ。扁鵲鏡圖のこと此にありて藥を採る。上に扁鵲祠あり。

○人物

○張賓は中丘の人なり。博く經史に涉る。闊達大節あり。自謂智男子。且及び時にあざるのごとし。石勒が謀士となり。石勒に從て是を輔く。

○元の某は内丘の人なり。幼より学を好。劉因に從ひ深く道学の旨を得て。郷に

教授を後学多くこれを宗とす。嘗て志学指南・心学淵源の二図及び尼書の法図考経図解・小学類解・易学啓蒙の書を著す。

任県

府城の東北四十里にあり。春秋の晋の張県の地。漢にて任県と爲す。石勒改て苑県とす。隋乃これを改め任県とす。編戸十五里。

任水 県の東南二十里にあり。南和県より流れ出て邑に入る。県の名此に因む。○澧河 県の東十五里にあり。上は南和県に接し、下は隆平県界に入る。大明一統志に云ふ、元の郭守敬が云く、澧河東の方古任県と通じて其故道を尋ねて民田に餘瀝を灌ぎ、一閘を修して河と爲すべし。其田即耕種すべしと。因て閘を設けしかども未だ成らず。漢の韓延が時、遣水を治め河道を開き其田水没の患を除く。

張城 県の西南二十七里にあり。即漢の張県城の址なり。一に諸陽城と名く。前趙の将王浚兵を率りて石勒を討ち、諸陽城に屯すと即此なり。○苑郷城 県の東北十八里なり。趙の石勒が築く所也。

廣平府

禹貢冀州の域。春秋の晋国なり。戦国は趙に属し、秦は邯鄲郡とす。漢の初広平国を置く。東漢省て鉅鹿郡に入る。後周改て洺州とす。隋はこれを武安郡と改む。唐の初復洺州と爲す。後天宝の間広平郡に改む。宋は河北道に属し。元の初邢洺路の総管府を置く。至元の間改て広平路とす。明の洪武中広平府に改む。清朝よりこれに因。領する州一。県九。曰滋州。曰永年県。曰曲周県。曰肥郷県。曰鶏沢県。曰広平県。曰邯鄲県。曰成安県。曰威県。曰清河県也。此府の東は山東省東昌府の館陶県の界に至り一百二十里。西は河南の彰徳府武安県の界に至り八十里。南は河南彰徳府の臨漳県の界に至り又八十里。北は順徳府の南和県の界に至り六十里。是を広平府の治る地界とす。明代滋州と河南の彰徳府に属す。清朝改めて直隷広平府に属す。

永年県

府治を此に立つ。漢の曲梁県。北斉は広平県と為く。隋は永年県と改む。唐より後県名改る事なし。編戸二十八里。

洺河 府城の北三十五里にあり。源は遼州太行山より出て武安県より東北に流れて県の北の境に入り、鶏沢県の界に至りて沙河と合る。隋代の洺州城は此洺河の上に築きたるを以て名とせり。今其地を洺州と稱し河の名に依るなり。唐の白居易が除夜宿洺州詩。家寄関西住。身為河北遊。蕭條歳除夜。旅泊在洺州。○沙河は上順徳府の沙河県より流れて県の北境を経て洺河と合し

漳河 源河南より出て、府城の安広平肥郷曲周の尼県を経て下流は洺河に入。○滏陽河 府城の南五里にあり。源は磁州の神麕山より出て南に流れて邯鄲県の東五里を経て河の名を柳林河と呼ぶ。府城の南を経て曲周県に入。○滏陽河即滏水也。其水熱して湧沸る釜のごとし。故に名く。又滏口祠あり。佛図澄が錫をここに石虎が時正月より六月に至りて雨降らず。佛図澄滏口祠に詣て雨を祈る。怒二の白龍祠の下より登り甘澍田を潤す。三日なりしと。

○賈葛潭 府城の西二十里にあり。源は邯鄲県の西より発して滏陽より府城に至り東南に進北三十餘里の堤あり。賈葛口堤と名く。

直隸

廣平府

廣平府總圖



廣平府 東西二百里 南北百四十里

聰明山 府城の西六十里にあり。上に聰明神廟あり。○釜山 府城の西七十里にあり。唐の太宗

一名郡山、即邯鄲の紫山の一峯なり。劉黒闥を討時、壘を此に築く。「廉頗臺」城南十里にあり。

一統志に云、十六國の冉閔、慕容恪に廉頗遇十戰皆勝ると即此なり。「泉亭寺」府の西六里にあり。内に蓮池あり、水泉とて湧る。昔趙王の愛妾[illegible]

なりしと云。相傳ふ、[illegible]

冉耕墓 縣の西北十里にあり。○毛遂墓 府城の西南二里にあり。

冉耕は孔子の弟子なり。毛遂は趙の平原君の客也。

曲周縣

○人物

○金の董師中は洺州の人なり。少して敏聰、学を好む。累官参知政事尚書左丞に至る。

嘗て曰、宰相は細務を事とせず、[illegible]して兩眼明なれば[illegible]を擇て之を[illegible]。

府城の東北十六里にあり。漢代の旧縣なり。後魏の時曲安縣と改む。

唐後曲周縣とし、金平恩縣を省て縣に入る。元明清これに依。編戸十四里。

董塘陂 縣の西北十六里にあり。晉の劉寔が府丞と

破い慕容垂を董塘に邀と即此なり。○滏河枯瀆 縣の東十六里にあり。滏河の水後漲て

洪瀆より經て滏沱に落、瀆は水運なり。

肥郷縣

府城の西北十里にあり。漢の邯鄲・蒲縣の地なり。魏の文帝はじめて肥郷縣を置。

後魏は省き、隋は後置。宋金より以後清に至るまで皆同じ。縣編戸二十六里。

石家河 縣の東南十六里にあり。滏水の支流。○祁陂堤 縣の北にありて東西へ綿る事十六里、唐

縣界を經て東へ流、滏河と合る。の[illegible]滏水の没溢をふせぐ。

天臺山 縣の西南十六里にあり。古山なく石ありし。漢の

壽亭侯の廟、及び天臺寺山上にあり。○浮丘山 平地より高き事数十尺。

武靈王の美人を築

一名美人城といふ。○列人城 縣の東北二十里。列人堤の上に在。梁の惠成王邯鄲を伐て列人を取と云、即此也。

列人堤 後魏の時此を堰て[illegible]滏水[illegible] 「葛蘗城」縣の東北[illegible]

鷄澤縣

府の北七十里にあり。春秋襄三年、鷄澤に盟とは即此。漢の廣平縣の地、

鷄澤縣を置く。自後縣治屢遷るといへども[illegible]。編戸十一里。

雞澤 縣界にあり。隋の時此澤によりて縣の名とす。「廣平舊城」縣境にあり。鷄沢縣城なり。

○人物

○宋の元達は鷄澤の人なり。身の長八尺、膂力ありて材をよくし、嘗て[illegible]一大[illegible]

と見る、怒[illegible]を抜いてこれを斬るに至て両断とす。宋の太宗の麾下に隷し、諸司の都部署に遷

廣平縣

府城の東南七十里にあり。漢の旧縣なり。隋は武安縣を置。今の府は大名府

の魏縣と縣せ、廣平縣と改む。元よりこれを明清に因る。編戸八里。

漳[illegible]河 縣の東北十里にあり。漳の源にして肥郷縣より入る。漢には掘瀆のことあり。○烏漪井 縣の東南[illegible]村にあり。相傳ふ徐懋功が馬に水を飼し所なり。其味甚鹹し。[illegible]

滏瀘山 縣の西にあり。○紫荊山 縣の東三十里にあり。○獻子山 縣の北にあり。「聖水樹」縣の東北韓固村の元君廟の前にあり。大白楊樹なり。

又枝葉繁茂して明の嘉靖の間旱にあり、此樹下に祈禱し、

滴水落て田に入。衆みな聖水樹と名く。

○人物

○元の李齊は廣平の人なり。元統の進士に擧られて高郵府の知府となり[illegible]

邯鄲縣

府城の西南五十里にあり。[illegible]

は邯鄲縣とし洺州に屬し、隋と唐とは磁州に屬し、
宋金元皆これに依る。明は府に屬し清是に從ふ。編戶十三里。

西河 縣の東二十又里にあり。一に滏陽水と名く。源紫山に出て府城の西を過て蒼潭に流入る。○**藺家河** 縣の西南二十里にあり。藺相如が宅址あり。○**渝黿河** 縣の西北二十里にあり。夏秋の間黿出て田疇に注ぎ、歳は豫に潤ふ。元の至正の間此河に龍と黿と闘ひ、龍は勝黿は負て夜半に寺を建て龍興寺と名付、河を渝黿と名る。古人乃ち傳説なり。今河は涸して寺の西に池あり、龍池と称す。

○**聖井泉** 縣の西北十又里にあり。聖井寺の庭にあり。其水冬は温く夏は涼し。即ち聖井なり。水は涌て唐の後乃田数十畝に灌ぐ。羽士あつまりて是に禱る。旱にこれを祈れば雨を得。

紫山 縣の西三十里にあり。一に西山と名く。又馬服山といふ。趙の将馬服君趙奢が墓山上にあり。故に名く。元の劉秉忠張文謙王恂郭守敬等こゝに穴に籠て此山に道を学ぶと。今山上に二の碑あり。玄宗が建る紫山觀あり。此廟の毎月十八日は人此に香を焼く。連綴せられたる一に曲あり。

[古叢臺] 縣の北にあり。上に雪洞天橋乃諸景あり。趙の武靈王の築く所なり。其は叢雑なる小閣にて叢臺と名く。故に叢臺と名くと云。

藺相如墓 縣の西南三十又里にあり。○**樂毅墓** 縣の東二十里にあり。○**唐宋璟墓** 縣の西二十又里にあり。璟は唐の時の相なり。

呂僊祠 縣の北二十里にあり。唐の開元中道士呂翁といふ者あり。此に邯鄲にて盧生に逢て、盧生自ら困を歎く。呂翁嚢中の枕を授けて寝しむ。盧生夢に崔氏の女を娶り、其女の容いと麗しく、明年進士に登り、歴官して中書令となる。其間榮辱得喪を尽す。哀楽ありて一夢の中に似たり。既に八十にして没す。覚れば黄粱飯なほ熟せず。盧生これに因て嘆て曰く、先生吾が欲を窒ぐと。後人呂仙祠を建てゝこゝを祀る。

邯鄲道上起秋聲古木
荒祠野潦清多少往来
名利客滿身塵土拜
盧生

邯鄲道上作

森世黄書

[seal]


盧生

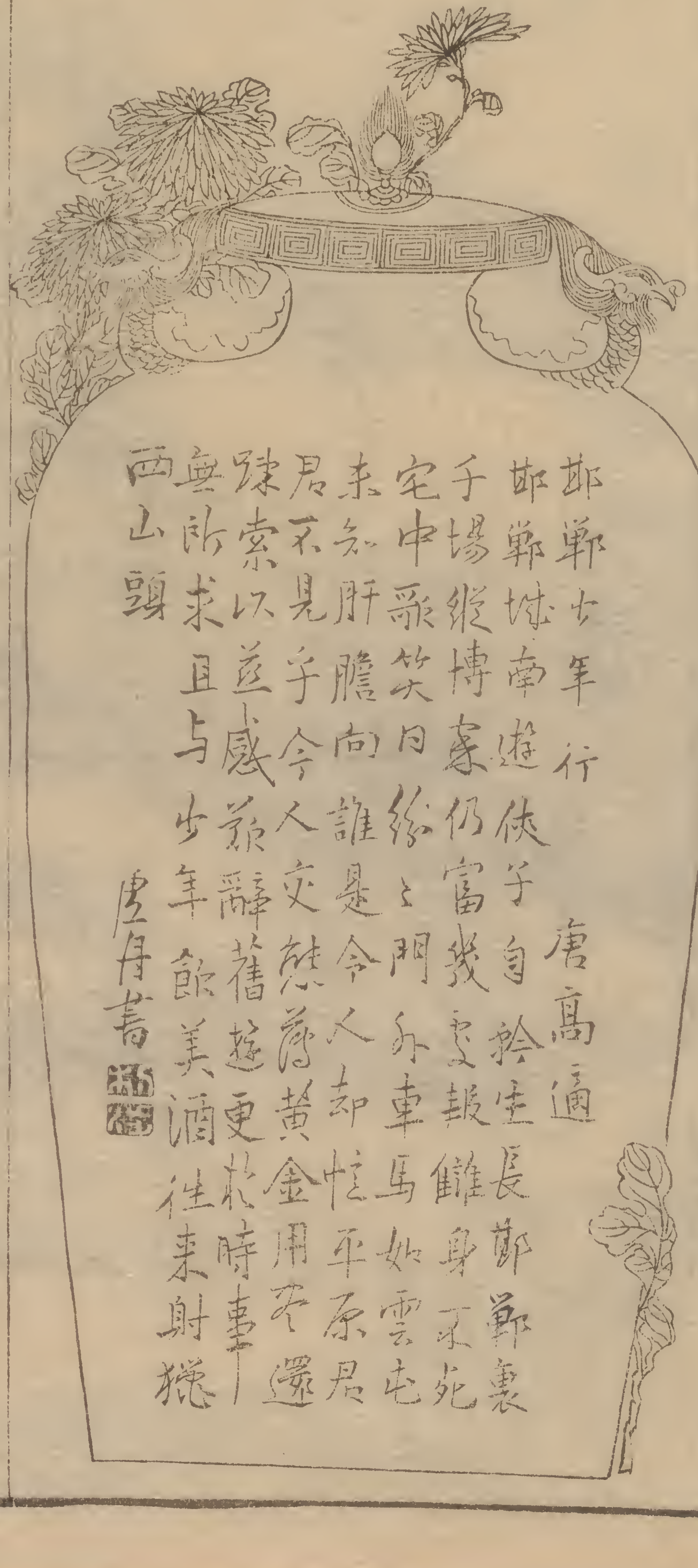
願くハ笑ふ者の頭を得んと。平原君笑て曰、諾。躄者去る。平原君笑て曰、此豎子吾が美人を殺さんとす。又甚しからずやと。終に殺さず。歳を経て門下の賓客舎人稍々去る者半ばに過ぎたり。平原君怪んで曰く、吾諸君を待ること未だ敢て礼を失はず。今去る者多きハ何の故ぞや。門下の一人對て曰、君の躄者を殺さゞるをもて、君色を好んで士を賤むとして去るのみ。平原君乃ち其躄者を笑ふ美人の首を斬て門に至り躄者に謝す。其後賓客の門下にまた稍く復しけり。秦の兵邯鄲を圍む。平原君門下の士二十人と引具して楚に至り合従して秦の兵を退けんとす。其利害を言て日出より日中に至るまで決せず。毛遂と云者階を上り平原君に謂て曰、合従の利害ハ両言にて決せん。今日出より言て日中まで決せざるハ何ぞや。楚王の曰、客ハ何者ぞ。平原君の曰、是吾舎人なり。楚王叱て曰、我君と言ふ。汝何者ぞや。毛遂剣を按じて進んで曰、王の遂を叱するハ楚国の衆を恃めばなり。今十歩の内に王楚国の衆を恃ことを得ず。王の命ハ遂が手に懸れり。毛遂聞、湯ハ七十里の地を以て天下に王たり。文王ハ百里の壌を以て諸侯を臣とす。豈其士卒の衆きことならんや。能其勢に據て其威を奮へばなり。今楚の地方五千里、持戟百万。此れ霸王の資なり。楚の彊を以て天下能当ることなし。白起ハ小豎子のみ。数万の衆を率て一戦して鄢郢を挙げ、再戦して夷陵を焼き、三戦して王の先人を辱しむ。此れ百世の怨にして趙の羞る所なり。而るに王ハ悪むことを知らず。合従ハ楚の為にして趙の為にあらず。吾君の前にて叱るハ何ぞや。楚王曰、唯々、誠に先生の言のごとし。謹で社稷を奉じて従ん。毛遂曰、従定れるや。楚王曰定れり。毛遂即楚王の左右に謂て曰、鶏狗馬の血を取来れと。毛遂銅盤を奉じて跪て楚王に進めて曰、王当に血を歃て従を定むべし。次ハ吾君、次ハ遂。毛遂即ち盤を左手に持ち、右の手に十九人を招て曰、公等堂下にて血を歃れ。公等碌々として人に因て事を成す者なりと。平原君已に従を定て趙に帰り、毛遂を以て上客とす。

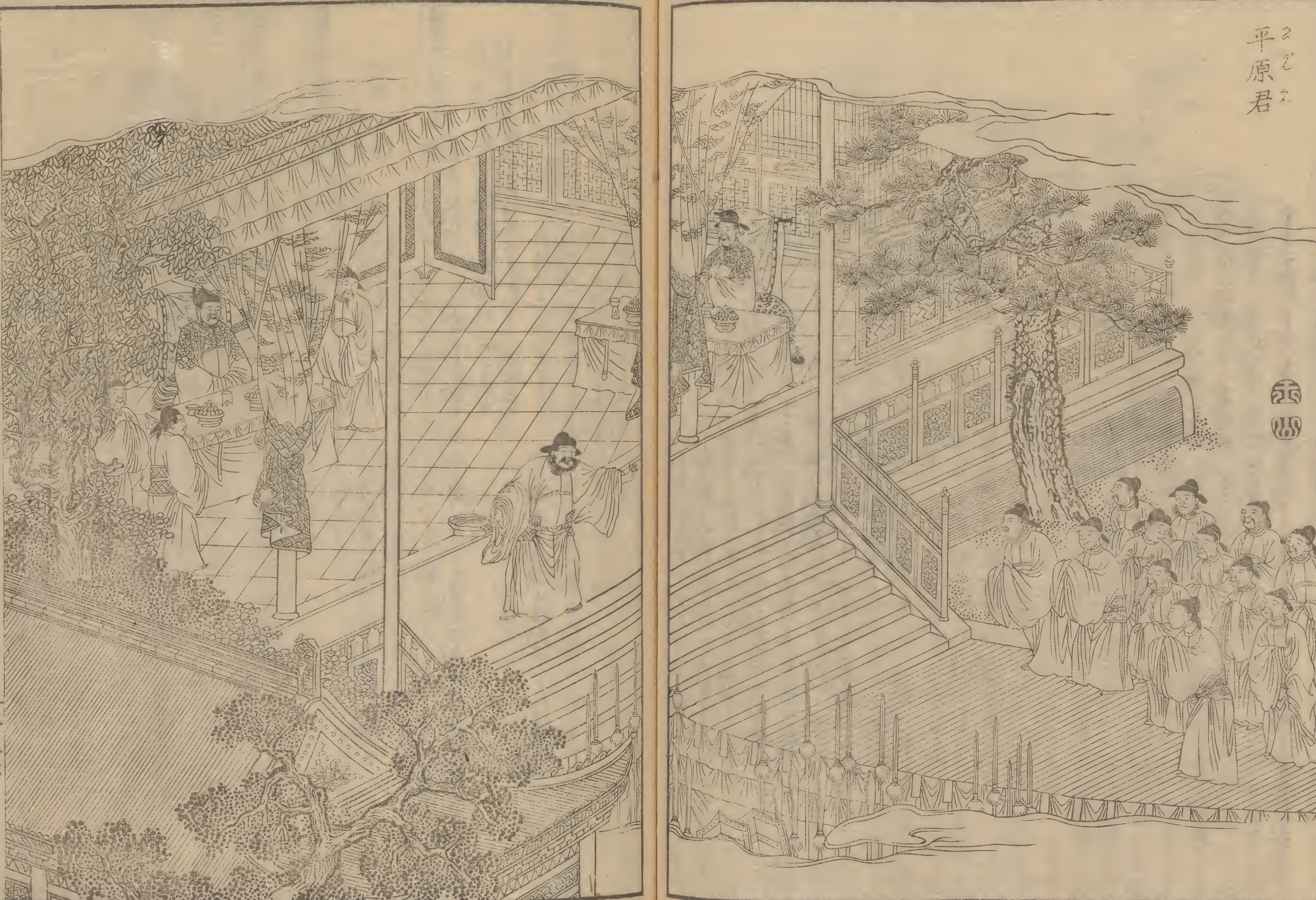
〇李同ハ趙の邯鄲の人なり。秦邯鄲を圍むの急なる時、李同平原君に説て曰、邯鄲の民骨を炊ぎ子を易て食ふ。急なりと謂べし。然るに君の後宮数百の婢妾綺穀を被、粱肉を餘す。民ハ兵器尽て木を剡て矛矢となす。君が器物鍾磬も自若たり。秦趙を破らしめバ君安ぞ是を有てと

〇邯鄲ハ戦國趙の都なり。趙ハはじめ晋のたまなり。周の威烈王二十二年、趙烈侯籍を封じて諸侯と爲。即趙簡子が後又と趙子とらく、此時晋のたま魏斯・韓虔等しく侯に封ぜらる。是を晋の地を三分すといふ。趙・魏・韓これを有てり。其韓ハ潁川に都し、魏ハ大梁に都し、趙の都ハ即邯鄲なり。

〇人物

〇平原君趙勝ハ趙の諸公子なり。其中に於て最賢にして賓客を喜む。蓋し至る者数千人なり。嘗て平原君が家の楼民家に臨めり。民家に躄者ありて槃散して行て汲。平原君が美人楼上に居て臨み見て大に笑ふ。明日、躄者平原君が門に至りて請て曰、臣君の士を喜し、士千里を遠しとせずして至る者ハ君の能く士を貴て妾を賤しむるを以てなり。臣不幸にして罷癃の病あり。而して君が後宮臣を見て臣を笑ふ。臣




平原君（へいげんくん）

を得んや。縦令を得ば何ぞ是くを家とせん。君が來人より城中の者を以て大梁の圍を解し家

ヨの衆を遺し殺して汝て士を饗せよ。平原君之に從ひ果して邯鄲の士三千人を得て秦の

れ此三千人秦の軍に赴き秦軍之が爲に卻くること三十里。又楚魏の援兵至りて邯鄲の圍を解く。

此時李同軍中に戰死す。其父を封じて李侯とす。

成安縣

○水經注に云、濁漳水西の方滏陽縣より流れ東の方斥丘縣の古城の南を經ると。漳水の源、濁漳清漳の二水あり。皆河南の地なり。

府城の南六十里にあり。春秋晉の乾侯の地。漢に斥丘縣とす。後魏の時始て成安縣を置。後の代に或は州に屬し或は郡に屬す。明清廣平府に屬す。編戸二十里。

說法臺 縣の南二里にあり。楊修及び慧可の二祖此所に法を說。後人此臺を築くといふ。 ○**鳳凰臺** 縣の北六里曲村にあり。

成安君廟 縣治の西北にあり。陳餘趙に事へて成安君に封ぜらる。漢の韓信と此に戰ふて死す。後人廟を立てこれを祀ふ。

威縣

府城の東北百三十五里にあり。漢の斥漳縣の地。隋の時洺水縣と爲。元は威州とし明に縣と改めて廣平府に屬す。清も之に從ふ。編戸十一里。

蕭仙姑廟 縣の東北にあり。仙姑名は辭興といふ。宋の人なり。道を以て人に施し九年にして死す。其後神仙の事を喩し覺て後其仙姑の像を祀る。凡そ旱魃に雨を求めしむ。甚仙姑二十年其後此の事を知る。

清河縣

府城の東北二百里にあり。秦の厝縣の地。漢に信成縣とし後漢に始めて甘陵縣と爲。晉に始めて清河縣とし後魏北齊は清河郡とし隋に貝州と爲。唐は清河郡とし宋の時改て恩州とし今は清河縣に屬し元明清ともに編戸八里。

永濟渠 縣の西北十里にあり。清漳水を引て東に入いる。一に孤女渠と名く。隋の煬帝遼を征る時改て永濟渠とし西に永濟橋あり。北に孔橋を踏せり。 ○**鄃堤** 縣の西二十四里にあり。鄃水を防ぐ時築く所なり。

信成城 ○**清陽城** ○**甘陵城** 俱に漢の所縣なり。皆縣中にあり。 ○**英陵** 縣の東南三十里にあり。漢の章帝の子清河孝王慶を此に葬る。其子安帝と稱す。

○**甘陵** 縣の東北にあり。漢の安帝の父を此に葬る。 ○**廉頗墓** 縣の西三十里孫村の北にあり。 ○**唐蘇公謹墓** 縣の東南二十五里にあり。

○**人物** ○鄃の元樵か妻崔氏は清河の人なり。隋の末の亂に盜賊に捕へらるに遁て婦となる。崔氏之を拒て從ず。賊崔氏を縛して之を凌んとす。崔氏柔の聲を揚て罵り。賊怒て遂に之を殺す。樵の姑是を聞き後を詣て鄃の後に葬る。嗟其状を叙して崔氏が靈を祀る。

磁州

府の西北百二十里にあり。秦の邯鄲郡の地。漢の魏郡武安縣の地なり。後魏の時滏陽縣とし隋の時磁州と爲。唐は惠州に改む。宋は磁州とし滏陽を郡とし元は磁州と河南の彰德府に屬し。清に至て直隷の廣平府に屬す。編戸凡十六里。

○滏水は州西北の神麕山より出。源沸て湯の如し。河南彰德府の鄴縣に至て漳河に入。石橋あり滏水に跨る。

漳河 源は磁州の西山より出。成安廣平曲周等の縣を經て滏河に會す。 ○**陽源河** 州城の西にあり ○**五汎渠** 州の西里にあり ○**閘河** 州の東五里にあり。滏漳二水の支流なり。

磁山 州城の西三十里。河南彰德府の武安縣の界にあり。山に磁石を出す。仍て州の名とす。 ○**神麕山** 州の西北十里にあり。山の形鼇に似たり。 ○**紫金山** 州の西北十里にあり。

○**白玉山** 州の西北七十里にあり。山に白玉を産し綫に貫て佩ぶ。峯頂に泉あり。流て公字渦に入て東の方滏水に入。 ［見山樓］ 州の西にあり。元の儒者某此樓を建て其樓より漳山を望み。

○**卓茆亭** 州治の西にあり。元の安祐が亭なり。 ○**大明寺** 州の西北にあり。元代の古刹なり。

講武城　魏の曹操が築きし所なり。磁州滏陽の西なり。○魏曹操疑冢　講武城の外にあり。其塚凡七十二あり。森然として山のごとし。○青山如浪入漳州。銅雀臺西八九丘。螻蟻往還空壟畝。騏驎埋没幾春秋。宋　王安石　疑冢詩

○隱母家　磁州冀氏谷の内にあり。後漢の仙人王喬が此を隠す所なり

○人物

○金の寂公は磁州の人なり。俗姓武氏なり。慧性弘綽、沈毅なり。大定の間滏陽の地の仰山寺を退き、磁の韓上に隠る。金の誠名を瞻し慈福上に詩を寄せる偈あり。曰く。○人道毋旭批我道毋旭巧。一根両根柴使是家縁。了寂公大悦して師西山に入茅を結んで居る。後に諸山を徧歴し、洪治宝巌寺に往く。一夕大風地震し星光生じて卒す。

大名府

禹貢冀兗二州の域、商の舊都なり。春秋には晋の地、戦國の魏衛二國の境。秦は東郡に属し、漢は魏郡と云ふ。曹魏は陽平郡と云ふ。晋は武陽郡とし、唐の武徳中、魏州と改む。貞觀に都督府とし、龍朔の頃改て冀州とし、咸亨中後魏州とし、天宝中魏郡と改む。乾元の初後魏州とし、天雄軍と号せり。五代の唐は東京興唐府と号し、漢改て大名府とし、宋の初天雄軍とし、後北京大名府と称し、金は大名府路とし、元は大名路とし、明清とも大名府を置て轄するを領する州一縣七。曰開州。曰元城縣。曰大名縣。曰南樂縣。曰魏縣。曰清豊縣。曰東明縣。曰長垣縣。明代内黄濬滑の三縣もまた大名府に屬せり。清改て内黄一縣を河南の彰徳府に屬し、濬縣滑縣は河南の衛輝府に屬す。大名府城より東は山東東昌府の冠縣界まで九十里。西は河南彰徳府の臨漳縣界まで一百十里。南は河南開封府の封丘縣界まで凡百里。北は山東東昌府の館陶縣界まで一百里。是を大名府の治むる地界とす。

元城縣

府治と此にあり。春秋の沙麓の地なり。漢は元城縣とし、後魏は貴郷縣とし、五代の唐に改て興唐縣とし、晋は旧に依て元城縣とし、宋金元明清皆仍る。編戸二十九里。

○衛河　魏縣の界より流れて縣の東源郷を経て東北にあり。山東東昌府の館陶縣界の衛河に接る。舊名白溝河といふ。又沙河　府城の西南より源ありて城に入り衛河に注ぐ。城を出て西北に沙河と分流して衛河に入る。河南衛輝府の濬縣を経て流れて彰徳府の内黄縣衛輝府の滑縣を経て流れ来りて洹漳滏の河と合流し東治に入る。

王莽河　縣の中を流る也。或大河故瀆の名なりとも。俗呼で王莽河といふ。○高雞泊　府の東にあり。○唐の中和の間寨王鐸といふ者義昌の節度となりて大名府に道を附て樂彦禎といふ者其妾を馬を嬰衛に集んとし、公に此る雞泊に依て鐸が家屬を劫し、尽く害して此の泊に沈む。遺着三百餘人朝廷留めて治ふるの。

沙麓山　府城の東北十五里にあり。土山なり。周の穆王三女を葬るところ。春秋の時沙麓崩る。晋史これを卜筮て曰く、後六百四十五年、聖女を興る。

大名府總圖



大名府 東西二百里 南北五百里





馬陵道（ばりようだう）

時に登極の出べき兆なりし。漢の時に至りて王莽簒ひ元城の委粟里といふ所にうつりて漢を望む。故に
政君選みて撃にきて宮に入る。成帝を生む。成帝立て太后となり、莽の朝に至りて漢を奪ふ。
○府城のあたりに又秦の將人に兄たるあり。即ち此地なり。むかし晋の王家。
秦の耳食と又秦の君人に兄これにあふ、ふる説をもつてしるへり。即ち此なり。

馬陵道 府城の東十里にあり。戰國の時魏の將龐涓といふ者、兵を引て韓を攻む。韓援を齊に請ふ。齊の田忌孫臏を將として魏の地に入る。孫臏營中に於て十萬の竈を作り、明日又五萬の竈を造り、又明日二萬の竈を造りて日毎に退く。魏の將龐涓是を見て大に喜んで曰く、吾固より齊軍の怯なるを知る、我が地に入て三日士卒亡る者半に過たりと。其歩軍を棄て輕鋭を以て急に追ふ。孫臏其日の暮に魏軍の馬陵に至らんことを度て大樹を斫て書て曰、龐涓此樹の下に死せんと。夜に入て龐涓果して至り、火を鑽て見る。讀未だ畢らざるに齊軍萬弩俱に發し魏軍大に亂る。龐涓自剄。

舊府城 今の府城の西、室村の東。宋元の府治即是也。明の洪武の末水に淪て今の治に遷されし也。「綺山樓」舊府治の西園にあり。宋の魏公韓琦の建。守の日建る所なり。○賢樂堂 同所にあり。宋の黄山谷建て記あり。○觀德堂 同所にあり。後漢の府尹の建る所。名の尹たりし時此堂を建つ。○衆樂堂 同所にあり。韓琦建て綺山樓の詩あり。

人の賞すべきを以て名とす。
の遊ぶ所なり。○清心堂 舊府治の西にあり。宋の留守の建立。○安正堂 ○苦養亭 ○稚集堂 ○晩雪亭
舊府治の西南の隅にあり。宋の魏公韓琦の建る所なり。此時宮室園林を好む。是に留守となりし時多く亭を建て樂みとす。其後歴代の治の後園にあり。九月五日此に諸監司を燕す。其日 ○莫羞老圃秋容淡且看黄花晩節香の句あり。
舊府城の南にあり。魏公三月十八日此亭にて燕しき。○此日傾城樂御河乃あり。 ○雪香亭 舊府治にあり。韓琦魏公嘗て此に遊び、此寺の内に梨樹を植て其花開る時遊人士女雜沓す。韓琦是を擧て其花下に飲む。ある時雪の如く香の有るを以て名く。魏公命じて花の間に亭を立て雪香亭と名く。

三賢祠 舊府城の内文廟あり。其東南にあり。唐の魏徵狄仁傑宋の韓琦を祀る。○狄梁公祠 府城の南門外にあり。唐の狄仁傑魏州の刺史たり。政に明なり。民慕ひて生祠を立て、後の唐の碑二あり。其一ハ李邕が文張處璉が書。其二ハ馮宿が文にて胡證が書之。○鐵甲墓 府城の南十三里にあり。後周の時留守の祖留て鄴都の留守たり。後遺沼しさそくの鐵甲と此所に葬る。
東園 舊府治にあり。宋の韓琦嘗て園に於て詩あるに曰。○風定曉枝胡蝶鬧雨匂春圃桔槔閑 時の人其織麗を稱ふ。○梨園 舊府に宋の時梨樹萬餘株を植ゆ。後に洪氏の梨園と號せし所なり。今も其跡を殘す。

○人物
⊙唐の狄仁傑ハ魏州の刺史たり。時に契丹冀州を陥る。河北の刺史民を驅て城に籠らしむ。防禦の備へをなさしむ。狄仁傑至るに先を見て曰、賊いまだ遠きにあり、何ぞ民を廢さんとて悉く縱して田に就かしむ。民是を仰ぐして生祠を立る。其祠を燒るもの今猶あり。河南の黎庶にして是を事へり。
⊙宋の韓琦ハ熙寧の始め天名の判たりし時、其比契丹兵を勒して國境に迫りし。魏人德とせ
んで韓琦に從ひて人是を生祀す。當て遼の使者此界を過る時、韓琦侍中の治績に於て、よく雷の如きを聞て其威を懼らしむ。かくのごとし。唯恭靜と努めて民の生を樂しむ。
○宋の鄭元は元城の人たり。劉晉勇決ひろく古今に通じ、識を得、好事ありしが、宋の家に蔵書萬卷を蓄む。縣令人ヲ以て郭永と號ひ、郭永同じく賊と爲て防禦しければ、郭元縣の令人の邑に小殺せられ遂に盜となる。蜀節と稱さる。

大名縣

故瀆河 故河の又河といふ。縣の東南三里にあり。漢の光帝武帝の時此所にて河の決するを塞ぐ。後王莽河といふ。水經注に云、故瀆元城の西北を經て沙丘にあり。即ち是なり。漢代の元城縣治なり。後魏の甘泉に分て、貴鄉縣と元城縣を屬せしむ。又大名縣を置て廣平に縣を編す。九里。故瀆元城の西を経て沙丘より屯氏河といふ。俗又毛河とも呼。したがつて今の衞河なり。
○張家紅澤 縣の東二里にあり。美景の衢にて芦荻繁く人是に遊び暑を消す。此を澤上に廬をむすんで讀書せり。○白水潭 張家紅沢の西南三里にあり。樹林深く蔭を交へ、莫莢縱横せり。近郊の勝境なり。

悽山 縣の西北十五里にあり。相傳ふ漢の成帝の時河の決溢ん。王延世これが為に薪土を此に運んで河水を塞ぎ民心を悽んと名く。

○人物

○唐の郭震は貴郷の人なり。少して文才あり。嘗て家に資銭凡十万あり。郭震が牒を寄る者あり。喪服の者に遇ふ即日く君が先の世いまだ葬らざる者あれば。願くは我銭を以て喪を済んと。人の為に義を施し喪の礼を行ふ者多し。時の人其を称ふ。年十八にして進士の第に通ず。後の封に漢封。

○宋の曹翰は大名の人なり。少して豪放あり。酒を飲み数斗に至るといへども未曾て乱れず。後に澤潞を征し河南を平げ。太宗の時太原を下し幽州を攻む。功を以て上将軍に拝せらる。幽州の役に其兵を督して謀を得り。即翰に勅る。翰の曰く。我久しく知る。今其中に在り。一にして其に用ふ。毎に其書を多くして疑慮せしむ。以て督は解す。進んで撰ぶ所即其師を破て敵を獲ふ。是を得て功を得たり。

○宋の柳開は大名の人なり。幼きより豪気勝負を好み。進士の第に登る。潘州と歴官に皆政績あり。著す所柳開が文は多く武略あるを以て。字は仲塗。柳開が書を著し自ら東郊野夫と号し又補亡先生と自称す。其二傳を作つて其志ある所を述ぶ。家の蔵める所の餘言を作つて石に刻む。

○元の李蔵は大名の人なり。家を揚州に移し文章を以て一方に称ぶ。仕て李の為に推し進めて其門に住ひて孝を尽し。其明を好む。元の宋の李蔵は之を好めば数多の名家に交はる。其親を貴で常に服するを懇にす。時の泰山に至る三年にして其の服を喪つて以て之を敬す。泰山の下に喪を設けて延祐の号を称す。揚州に移り延祐の年。後に事ありて其門に旌す。

○元の時大名の人郭氏が妻あり。一日にして孤となり。郭氏の夫病で卒す。其の時に家貧しく。郭氏が夫と子を以て節を守る。郭氏が乳を哺ひ其の二子を育てて二十年。郭氏の甥は其を隨して此を守る。其の節を賞して其門に旌す。郭氏年方二十節を守て再び適かず。上聞して其門に旌す。

南樂縣

府城の西南凡十五里にあり。秦の東郡の地。漢は樂昌縣と為す。高后は張敖が子寿を此に封し。宣帝は王武を封ぜし縣。後に樂昌縣と為る。後周の時今の名に改む。編戸凡三里。

繁水 縣の西北二十五里にあり。○龍棠河 縣の南凡十里にあり。俗に龍此水に潜るといふ。［方山 縣の北七里にあり。其村を方山村といふ。［平邑城 縣の東七里にあり。唐の馬燧兵を此に屯し。営とす。其跡に堤あり。○昌樂城 縣の西北三十五里にあり。俗に是を昌意城といふ。黄帝の子昌意が築く所なりといふは訛なり。樂昌縣の城晋の時改めて昌樂縣となる。其故城なり。

倉帝陵 縣の西三十五里にあり。倉帝は頡。黄帝の時始めて字を制す。○造書臺 倉帝陵の側にあり。○漢杜康墓 ○晋劉伶墓 俱に縣の西強鎮にあり。○唐張公謹墓 縣の北にあり。

○人物

○倉頡は上古昌樂呉村の人なり。生まれて神聖なり。四の目あり。鳥の跡虫の文を見て文字を制す。以て結縄の政に代ふ。乃軒轅黄帝の史官なり。

○唐の張公謹は繁水の人なり。繁水の縣は唐の世地を易る。縣名なり。貞観の始代州の都督となり屯田を置て饋運を省く。又屢時政の得失を論ず。後に襄州の都督となり。恵政あり。卒る時太宗哭して辰日を避けず。

○唐の谷那律は昌樂の人なり。貞観中弘文館の学士となる。群書を博く識るを以て時に用ひらる。嘗て褚遂良これを称して九経庫といふ。

○元の王珍は南樂の人なり。慷慨大志あり。仕へて行営の兵帥都弾壓となる。時に宋の将彭義斌これを殺さんと欲し王珍其妻子を棄て間道より走る。後元の兵至つて大名城を破る時。王珍其妻子に謂て曰く。吾汝が輩を棄る所以は私の恩を以て国の心を奪ざるのみと。後軍功を以て本路征行万戸を授く。



魏縣

府城の西北十里にあり。戦国魏の武侯の別都なり。漢に魏縣と並び隋の時漳陰縣と改む。宋の後魏縣を並て大名府に屬し、後皆これに従ふ。編戸凡十五里。

○漳水二あり。旧漳と濁漳とあり。濁漳を又洹水ともいひ、河南の臨漳縣より流れ来て縣の南二十里にして衛河と合流し、彰漳は清漳ありともいふ。臨漳縣より来て縣の東南を経て山东の館陶縣にいり衛河に合し、清濁の二漳並て流る。

魏臺 縣署にあり。魏の文侯築て此に賢士を礼し、又礼賢臺と称し、此地いにしへより清濁の二漳の流ありて民田を犯し水患附して、くるう。魏臺水のために湮没されり。明の嘉靖の間再び東堤の上に臺を建てへ、湮せるを敬れるにかいふ。いにしへの遺址を此に止む。○魏臺 河北古城隈、此地疑従三晉來。半下夕陽飛鳥去、行人笑指野花開。右明薛斌弔魏臺詩。

蓋寛饒墓 縣の東南八里にあり。又蓋寛饒の墓ある。寛饒は漢の司隷校尉なり。今傍に水瀬に没せられ。の全なり。旱に變自焚て雨をわる。民その徳を感じて祠を立て祭る。

「**翟文君祠**」 縣の東二十三里にあり。文君名は婁、字は虚和といふ。漢の武帝の時。

清豊縣

府の東南九十里にあり。漢の頓丘縣の地。唐の大暦中縣に孝子あり。張清豊といふ。其名に依て縣の名とし代々改めず。編戸凡十里。

廉王廟 縣の東南二十五里にあり。世に傳ふ宋の高宗康王たりし時、金に質となり。間道より走て宋の國に歸る。金人追ること甚急なり。康王泥馬に乗り晝夜にして百里を過ぎ河を渡り此に至る。土人祠を立て是を祀るといふ。

○**閔子騫墓** 縣の南二十里にあり。閔は姓、名は損、字は子騫。孔子の弟子にて十哲の一人なり。家語に云、子騫孔子に従ひ衛に於て没す。衛人その衣冠を拾て是を葬る。

○**人物**

○唐の南霽雲は頓丘の人なり。張巡と倶に睢陽を守る。安禄山が亂に睢陽城の為に圍る。城中食既に盡たり。張巡乃霽雲をして圍を犯し出て、臨淮の賀蘭進明に援を需めしむ。進明其霽雲が勇壮なるを愛し、食を具へてこれを饗す。霽雲泣て曰、睢陽の城中、城うゑ圍ミ一食ざること月餘、今吾獨り食んと欲すれども食咽にくだらずとて坐して

擁し患を報ふのこゝろなし。豈忠臣の所為ならんや。因て刀を抜て一指を断、鮮血淋漓たり。以て進明に示して曰く、霽雲公ハ食ハ張巡が為に独り食ふ能ハず。一指をとゞめて以て信と示すと。既に出て仏寺の浮図あるに矢を抜て浮図の上磚を射て誓て曰、吾帰て賊を破らバ必ず蘭を報さん。此矢のごとくならんと。睢陽陥て張巡と倶に戦死す。

东明縣

府城の南二百里にあり。漢の东昏縣。後漢の時东明縣と改。編戸三十九里

黄河 縣の南の境杜勝村 即黄河の界なり。

龍光山 縣の东南三十里にあり。山上常に雲氣あり。其ひかり龍のごとし。故に名づく。○**白雲山** 龍光山の东北にあり。相伝ふ漢の張良此に栖て隠れしといふ。其里を白雲里といふ。

○**五霸岡** 縣の东南六十里にあり。春秋の時五霸會盟せし所なりといふ。又其の項羽[illegible]を據り[illegible]此に議む。

○**东臺** 縣の北十五里にあり。一は開華縣の址。○**西臺** 縣の东北十五里にあり。諸葛亮の縣の址也。○**漆園城** 西臺の东

秦臺 縣の西にあり。秦の始皇此に游幸す。○**荘子廟** 即漆園に在り。○**漢吳祐墓** 縣の西二十里 吳家村にあり。

北二里にあり。周の時荘周此に吏たり。

○**人物**

○漢の劉昆は东昏の人なり。学を好み徳行あり。郷に教授をなす。弟子五百余人に及ぶ。王莽位を纂ふに及で河南に隠る。光武の時に江陵の令となる。縣に火災あり。劉昆火にむかひて叩頭すれば其火即滅す。後弘農の太守となる。虎子を負て河を渡りて去る。光武帝即劉昆を徴て問て曰。前に江陵にありて風に反して火滅し。後弘農を守りて虎北に河を渡る。何の徳政を行ひてかくのごとくなりや。劉昆対て曰く、偶然なるのみ。左右皆聞て笑ふ。帝嘆じて曰く。此乃長者の言なりと。命じてこれを策に書せしむ。



長垣縣

府城の南三百十里にあり。春秋、衛の匡邑の地。漢に長垣縣とし、隋唐は匡城縣とし、五代の晋、後長垣縣とし、編戸六十里。

蒲城 縣治を此にいふ。春秋衛の蒲邑の地なり。家語に子路蒲に宰たること三年。孔子これを過て三たび仲由が善を称じ、即此なり。子路の墓は縣の北三里にあり。子路勇にして孔悝が乱に死し、蒲人懐ふて此に葬る。墓の北に学堂の圖あり。又河内に書院あり。河内にある子路の封爵なり。

○**龍城** 縣の南三十五里にあり。向の長垣城あり。其東南二十里にあり。夏の孫劉累が龍を養ひし居所なり。

○**鶴城** 縣の西十八里にあり。衛の懿公此に鶴を養ふ。記に懿公位に即て鶴を好む。淫樂して奢侈なり。九年狄衛を伐。懿公兵を發せんと欲に、兵或は辭く。大臣諫て曰く、君鶴を好む。鶴をして狄を伐しむべしと。狄遂に入て懿公を殺。

○**訾婁城** 縣の西北六十里にあり。左傳僖十八年、邢狄衛を伐、衛侯訾婁に師をなす。即此なり。訾婁は衛の邑の名なり。

○**匡城** 縣の西南十五里にあり。春秋僖十五年、諸侯と牡丘に盟し、遂に匡に次す。疏に云、匡は陳留長垣縣の西南、衛の地にあり。○水經注に云、濮水の東にして匡城の北を經、即是なり。○論語に子匡に畏ると見へたり。史記に云、孔子衛を去て陳に適く。匡を過る時、顔刻僕たり。其策を以て指て曰、往に吾彼の缺より入しことありと。匡人これを聞き、孔子を陽虎なりと思へり。陽虎嘗て匡人を暴しことあり。依て甲士を出して孔子を圍む。孔子の貌陽虎に似たるに依て拘ること五日なり。其圍解る者あり。顔淵後れたり。子曰、吾汝を以て死せりとす。顔淵の曰く、子いませり。回何ぞ敢て死せん。時に匡人の圍益急く、弟子皆懼る。子の曰く、文王既に沒すれども文茲に在ざらんや。天の將に斯文を喪さんとするや、後死の者斯文に與ることを得じ。天の斯文を喪さざる、匡人それ予を如何。孔安國が注に云、文王已に沒すとも、文其身にあり。天將に此文を喪さんとする者ならば、孔子をして是を知しめじ。孔子として知しむる者は、是を喪さんとするにあらざるなり。匡人豈天に違ひて孔子を害することあらんやといへり。又注に正義を引て云、孔子乃ち琴を和して歌ふ。音曲甚哀し。怒甚風吹来り、軍士を撃て僵仆せり。此に於て匡人孔子の聖人なることを知て自ら圍を解きぬ。

比干廟 縣の西南六十里、衛婁村にあり。比干は殷の忠臣なり。紂王淫乱止ず。微子は屡諫れども聴ず、遂に太師少師と謀て去。比干嘆じて曰、諫ざるは忠にあらず、死を畏て言ざるは勇に非ず。諫あれば、諫を用ひらるまでは死ぬ、忠の至るなりと。

進て諫ること三日。紂の曰、何を以て自持せんや。比干の曰く、善を修し仁を行ひ義を以て自持す。紂怒りて曰く、吾聖人の心に七竅ありと聞り。信なりや否やと、遂に比干を剖て其心を視る。武王の殷を亡すに及んで、紂の暴虐甚しきを哀み、比干が墓を封じて祀る。

○**衛靈公祠** 縣の東北十五里にあり　○**蘧伯玉墓** 縣の南十五里にあり。衛の祠とす。伯玉は衛の賢大夫なり。孔子衛にある時は、蘧伯玉が家を主とし給ふ。

曹大家東征賦曰、到長垣之境界兮、察農野之居民。覩蒲城之丘墟兮、生荊棘之蓁々。蘧氏在城之東南兮、民亦饗其丘墳。惟令徳之不朽兮、身既沒而名存。

○**人物**

◎子路は孔子の弟子なり。衛に仕て蒲の宰となる。衛の靈公に寵姫あり、南子と稱す。太子蒯聵過を南子に得て、誅を恐れて出奔す。靈公卒して、南子公子郢を立んとす。郢肯ぜずして曰、亡人太子の子輒ありと。依て輒を立てて君とす。これを出公とす。出公立て十二年、其父蒯聵外にあり、衛國に入ることを得ず。乃孔悝と謀て乱をなさんとす。子路は衛の大夫孔悝が邑の宰たり。蒯聵孔悝と倶に盟て出公を攻。出公魯に奔る。子路外にありて之を聞て馳て往く。子羔衛の城門より出るに逢ふ。子羔の曰く、出公既に去り門已に閉ぬ。子還るべし。子路の曰く、其食を食む者は其難を避ず。遂に城に入。蒯聵孔悝と台に登る。子路の曰く、君焉んぞ孔悝を用ゆ。請ふ得て之を殺さん。蒯聵聴ず。是に於て子路台を焚んとす。蒯聵懼れて石乞壺黶を下して子路を撃しむ。即撃て子路が纓を断。子路の曰く、君子は死すとも冠を免ず。遂に纓を結で死す。孔子衛の乱を聞て曰く、嗟乎、柴也其来らん、由也其死せんと。

○漢の呉祐は長垣の人なり。父恢は南海の太守となる。時に呉祐年十二歳にして官にあり。恢竹簡を殺青して經書を寫さんとす。呉祐諫めて曰く、此書若成らば、載て帰らば人南海の宝器を納て帰まうりと疑ふべし。恢是をさなりとして書寫することを止む。



孔子畏匡





子路死衛

開州

府城の南二百六十里にあり。春秋の澶淵の地にして衞に屬し、秦は東郡の地、漢は頓丘縣の地とす。隋は武陽の地に屬し、唐は澶州を置く。貞觀の中、縣を省きて州と改む。編戸六十里。

○繁河 南に流れて黄河の支流也。故に名く。又州の南六十里に黄河の故道あり。明の正統十三年、黄河陽武より決し、故に名づく。州の南百二十里にあり。東濮州を經て海に入る。流れ舊潰の處數十里に及び、衞に屬して禦ぐといふ。

澶水 州の東北にあり。澶淵澶州の名これに因る。水伏流して古より今の城の西南にある池を繁水といふ。

○濮水 州の東南六十里にあり。荘子、濮水に釣ると云る。水の北に流れて古へ濮陽縣の北境にあり。これ後魏の時の縣なり。濮水の北を指して陽と稱せり。故に濮陽といへり。

○西湖 州の西南にあり。春秋の間水積る所なり。數百畝澄鮮にして最も佳とし。

○御井泉 州治の南にあり。此泉味甘し。宋の眞宗帝親蹕の時、此泉を獻る。

○泉源洞 州の東北三十里にあり。衞の詩に泉源左にあり淇水右にありと。即此也。

○瓠子口 州城の西南二十五里にあり。漢の武帝の時、黄河の水濮陽瓠子に決す。武帝自ら黄河を築き塞ぎ、郡の牧萬の衆を以てこれを塞しむ。將軍以下の從官皆自ら薪を負て塞ぐ。帝白馬玉璧を沈めて功の成がたきを悼むの歌二章を製し、後に遂に瓠子を塞ぎ宮を上に建て宣房と名づく。

○金堤 州の南百五十里にあり。上は漢の東郡の縣に據し、下は南樂縣に入る。漢書に云、金堤は古堰なり。成帝の時、王延世をして河決を塞がしむ。これを堤築く。堤上に金堤驛あり。明の初金堤巡司を置く。今は廢して秦の築く所なり。

○鯀堤 州の西十五里にあり。黎陽より州の界に入る。鯀に命じて水を治しむ。九載功なし。其堤鯀が築く所なり。

○後闕堤 州の西南黄河の岸の北にあり。衞の詩に登彼垝垣以望復關と即此なり。

○洪洋山 州の東南五里にあり。山秀て峯巒聳つ。山の南に澤翠橋あり。郎眞人此所に遊ぶといふ。

○衞陽山 州の東南二十里にあり。衞水の北にあるを以て名づく。

○鮒鰅山 州の舊頓丘縣西北三十里にあり。頓丘城今の開州と清豐縣の境にあり。一に云廣陽山。山海經に云、顓頊を其陽に葬る、九嬪その陰に葬る。已に祠ありて是を衞るといふ。

○秋山 西北にあり。頓丘の山海經に云、帝嚳秋山の陰に葬ると即此なり。

○雞鳴山 州界の北百余歩にあり。むかし仙人ありて此に雞の鳴を聞くと云。

○金沙山 州城の東門の内にあり。宋の嘉定の間、開德府の守令楊某其才を傷む。金人と

戮ひおんじ其の軍卒等の骸骨を此に瘞んで塚となし、海を築きて山のごとし。今金沙山と呼べり。○旄山 州城の西南五十歩にあり。詩に曰、○旄丘之葛兮、何誕之節兮。○鐵丘 州の西五里にあり。左傳に衞と鄭と戰ふ。衞の蒯聵鐵山に登りて兄を望む即此之。○清丘 州の東南七十里にあり。左傳に清丘に盟ふ即此之。○延丘 州の南五十里にあり。左傳に襄十九年、延陵の季子衞に適て此に憩ふ。故に名づく。

○瑕丘 州の東南三十里にあり。禮記檀弓に公叔文子瑕丘に升る。蘧伯玉従ふ。文子の曰く、樂しい哉斯丘、死ば則吾葬んと欲す。伯玉が曰、吾子これを樂ば則瑗請前ぜん。二子は衞の大夫なり。

昆吾臺 州の東二十五里にあり。夏の五伯の一、昆吾氏が築く所なり。○重華臺 州の南にあり。孫子云、衞の靈公重華の臺に坐し、侍御の女人數百人、羅衣風に従ふ。仲叔圉諫て曰、昔桀紂これを行ふて亡びたり。今君の寵妾女乃繁多なり。靈公乃宮女を退じて悉く出し、百姓大によろこぶ。即此所なり。[顓頊廟 州の東二十五里にあり ○衞古史祠 州の西七里威城にあり。至路分祭まう。

○五女墓 州の西九十里にあり。漢の文帝十三年、太倉の令淳于公罪ありて死に当る。公又人の女ありて男なし。乃歎じて曰く、女を生て男を生ず、緩急ともに益ある者なしと。其少女緹縈父に従て長安に至り上書して、官婢となりて父が刑を贖んことをこふ。文帝其志を感じ、遂に肉刑を除き淳于が罪を赦し給ふ。淳于公卒て五女爰に葬る。○汲縣墓 州の西南六十里にあり。傳人物の部にあり。[顓頊城 州の東二十五里にあり。古へ顓頊此に都せし。○鹹城 州の東南六十里にあり。春秋、齊の桓公諸侯を鹹に會せしは即此なり。○澶淵城 州の南五里にあり。春秋に澶淵に會せしは即此なり。○濮陽廢縣 ○臨河廢縣 ○澶淵廢縣 倶に州の中にあり。皆古への縣治の址なり。

潜龍宅 澶淵城の内にあり。後周の世宗潜邸の址なり。○御店 州の東にあり。宋の真宗親征なりし時此に居り給ふ。

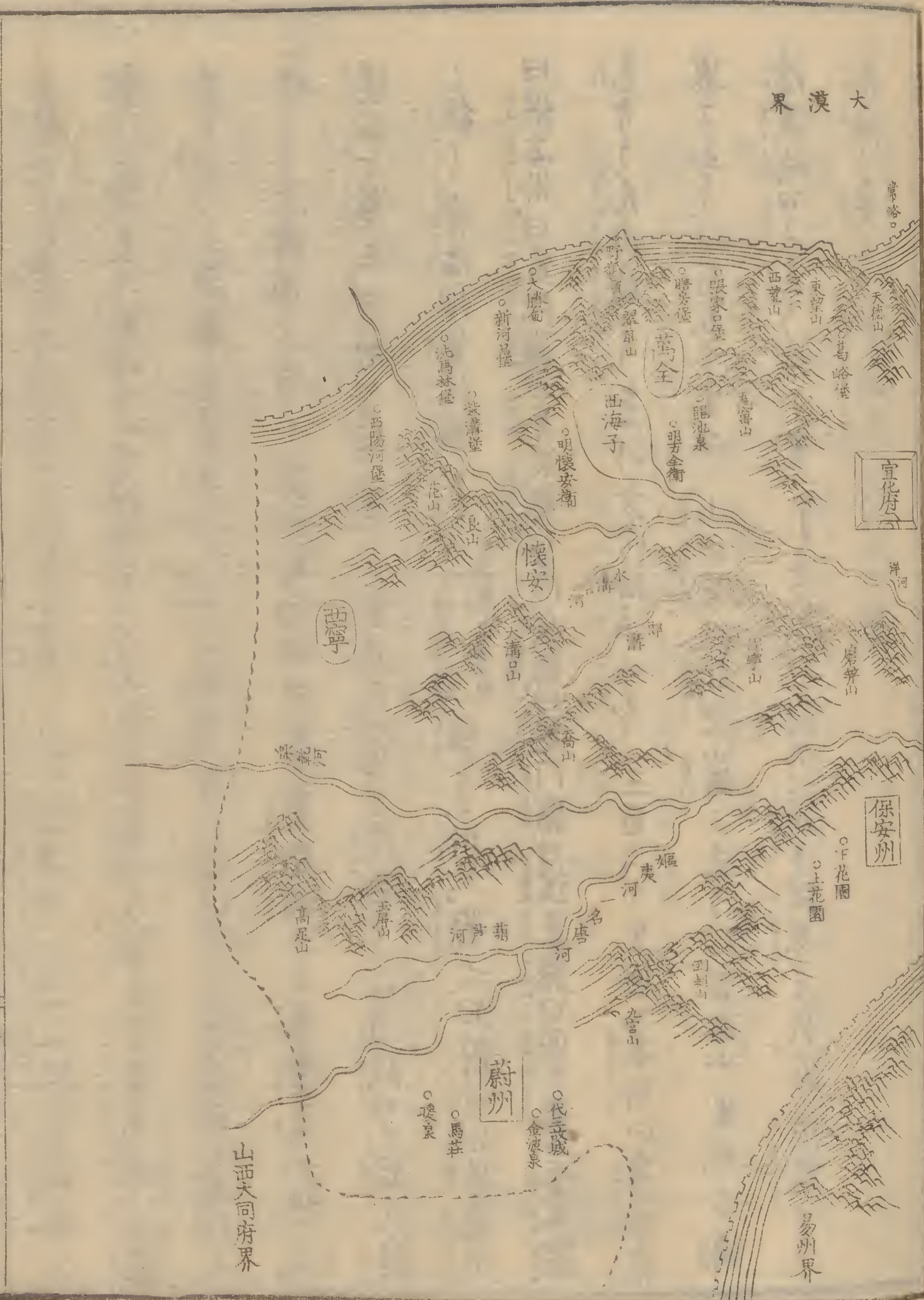
○人物 ○漢の汲黯は濮陽の人なり。武帝の時謁者となり、嚴なるを以て憚らる。河内失火して延燒する者千余家、帝汲黯をして往て見せしむ。還て報じて曰、家人失火して屋延燒すといへども患ふるに足らず。臣河南を過るに、貧民水旱に傷むもの萬餘家、或は父子相食む。臣謹て便宜を以て節を持し、倉を開き粟を發し以て貧人に賑しむ。臣節を歸して制を矯るの罪に伏せんと。帝賢なりとして是を釋し、後東海の守と爲す。清淨を好み丞史を擇て是に任ず。小大を指責て苛小ならず。汲黯多病、閣内に臥て出ざれども東海の地大に治る。帝聞て主爵都尉とす。其治務て無爲にあり、大體をひきて文法に拘らず。人と爲り性倨りて禮少く、面折して人の過を容ることあたはず。時に武帝大將軍衞青を廁に踞りて見へ、丞相公孫弘燕見には冠せざれども、獨り汲黯に於るをや冠せざれば見へず。嘗て帝帳中に坐し、汲黯來て事を奏せんとす。帝此時冠せず、汲黯を望み帳中に避て人をして其奏を可しむ。其の敬禮せらるゝ事かくのごとし。

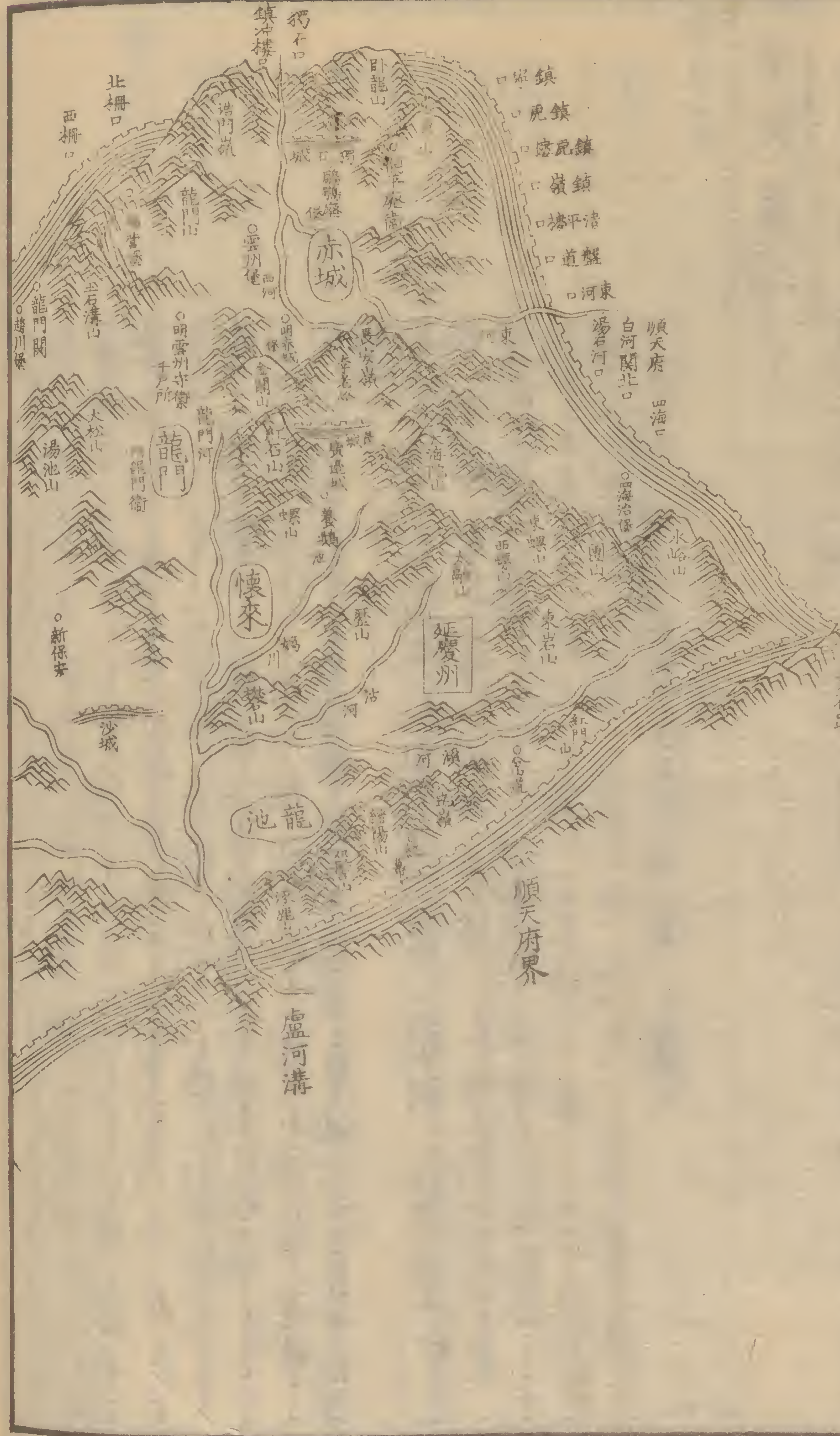
○宋の張田は澶州の人なり。歐陽修が薦に依て廣信軍の通判より衮州に知として、其政、廣州に知るの日。嘗て鼓角堂を立て古への清制廉吏の像を画し、旦夕師として是を釋す。後官直龍圖閣に至る。

○明の陳氏は開州の張慶といふ者の妻なり。張慶疾ありて殆ど死んとす。陳氏時に二十八にして、我が身をもて夫に代らんと祈れども、張慶之を謂て曰く、妻はまだ年若し。吾子死せば又必ず再び嫁せんと。陳氏涙を流し、誓て見へ夕べ自ら縊る。明日張慶も又死せり。郡人感じて哀嘆す。

宣化府 せんくわふ

禹貢冀州の域、戰國燕の地なり。秦は上谷郡に入、漢は下落縣を置く。幽州に屬す。曹魏これに仍る。晉の末、馮跋此に據。後魏は文德縣を置。唐の初、武州を改



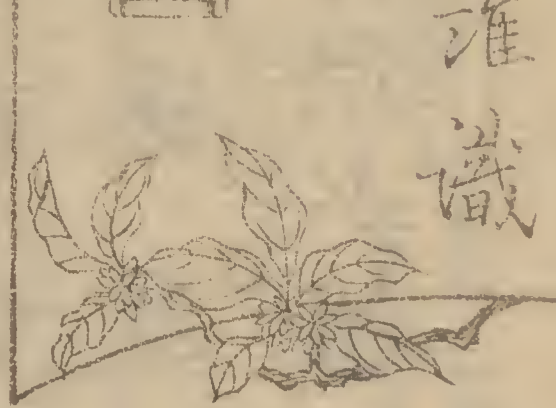


宣化府總圖

宣化府 東西五百二十里 南北四百九十里

後毅州と改め遂に帰化州とし金の天眷の初め宣徳州と改め山西の大同府に屬し後大定の間改めて宣化州とし元に又宣徳州と稱し中統年間宣徳府と改め上都路に屬し至元の間又順寧府と改む明の初め其民を関内に徙し府縣倶に廢し萬全都指揮使司を置衛城十五守禦千戸所三堡五を築き兵騎を屯て専ら塞外の北胡を防禦しむ清改めて宣化府と稱し府治を宣化縣に立（宣化縣は明の府宣府衛を兼の地）領する州三縣七曰蔚州曰延慶州曰保安州曰宣化縣曰赤城縣曰萬全縣曰龍門縣曰懐来縣曰西寧縣曰懐安縣是なり凡府城より東の方は海治に至り三百六十里南は易州の廣昌縣界に至り凡百五十里西は山西界の推児嶺に至り一百六十里北は城塞長谷口に至り凡十里これを宣化府の治る地界とし其府城より京師に至る事凡三百五十里

萬全八驛接神京上谷千年漢將營地
険旌旗藏殺氣山盤鼓角壯軍聲烽邊
類覓日來紅石鐵騎中宵度赤城誰識
興寧殘廢後漢南無斗接開平
右方還宣府作　高岡公以茶録



宣化縣

即秦の上谷郡漢の下落縣の地唐に武州を置石晋より後遼金元に至り州郡と爲或は宣化とし或は宣徳とし明に宣府衛を置清府治宣化縣と改め府治を此に遷す編戸三十里

洋河 府城の南凡里に在源を塞外より出て東に流れ桑乾河に入る。○柳河川 府の東十里にあり ○順聖川 府城の西百里にあり ○九龍泉 府の東九十里泉眼数ありて水湧出て延慶州の界に入る。○徹底湯 府城の東六十里にあり此の湯の清くこれを飲めば積気風気を治し癬の者浴すれば即愈ゆ又府の西南一百八十里古の順聖縣の地に温泉あり浴すれば痊ゆ又府の東百八十里に赤城の湯あり暑熱にして病者浴す儀に一の冷泉あり相並て浴すればよく痼疾を愈す。「天徳山○東望山○西望山 府城の西北三十余里にあり。

○湯池山 府の東六十里にあり山上に温泉あり故に名づく。

赤城縣

府城の東北二百里にあり。元代雲州の石城站たり。明の隆慶雲門鎮に属し、嘉靖中城堡を築き、後の赤城堡とし、清朝あらためて赤城縣とし、編戸九里。

赤城 今の縣治なり。いにしへ赤城山此所に居るといふ。

雞鳴秣吾馬晩飯山中行何以慰旅懐赤城
有佳名灘長石齒々樹細風冷々時見巖
僻間架若丹沙明温泉發其陽鵲詞
勤百靈前峰指金闕真境標殊庭
白道人跡稀青崖雲氣生信美無少留
緬爲起深情

元黄晋卿詩

早之衡書

東河 縣の東北にあり。源は獨石口より出て白河の上源となる。○西河 縣の西にあり。東流合して二つとなり、北流して城の西にいたり南に流れて東河に合す。

「赤城山」縣の東北五里にあり。山の石多く赤し。故に名あり。

○玉石溝山 縣の西七十三里にあり。○長安嶺 懷来縣の南にあり ○李老谷 ○石菖 長安嶺の上にあり。石の紋ありて許其の状筆のごとし。

嘉禾亭 縣の西南三里にあり。此地嘉禾を献ずるに因て名づく。

萬全縣

府城の西六十里にあり。元の宣徳府の宣平縣なり。明は萬全衛と左衛を置く。清朝改て萬全縣とす。編戸十二里。

西海子 縣の南にあり。水を探する三十里。瀦して洋河に入。○龍池泉 縣の東南にあり。其の源冷泉にて引て城中に入。田園に灌ぐべし。「瓦窰山」縣の東南二里にあり

○翠屏山 府城の北三里にあり。両峰相対す。去歳翠屏下東流看湧波。愁将新鬢髪還對舊關河。○野狐嶺 縣の北二十里にあり。山勢高く峻風力猛烈なり。雁飛で風に遇へば即地に墜つ。「大勝甸」縣の界にあり。金の兵元と此に戦ふて大に敗る。○元李溥光詩。地接雄燕盛山連絶塞長黄塵今古道白骨戦爭場故壘風埃慘頽城草棘荒金珠貴雲朔過客為心傷。

龍門縣

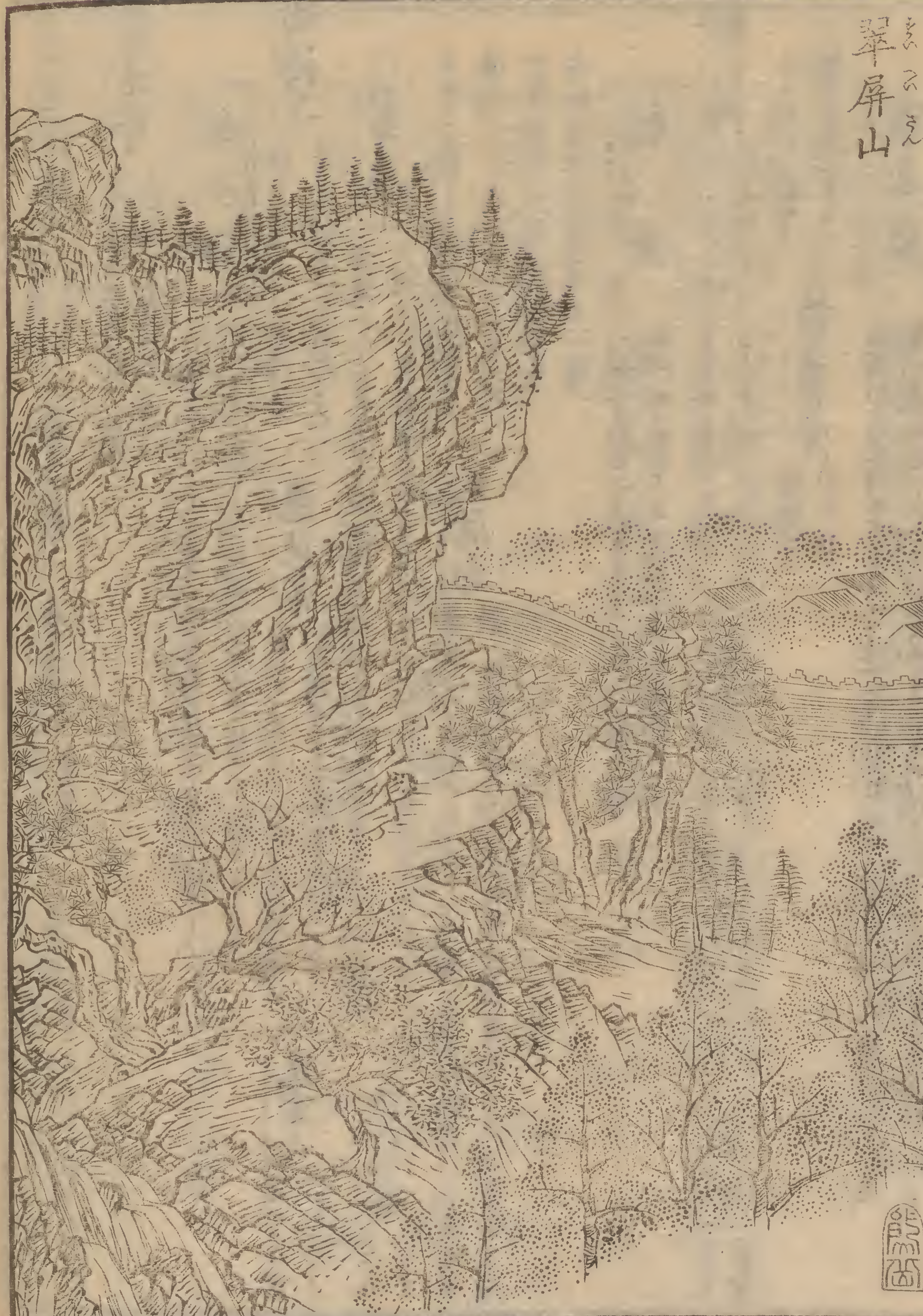
府城の東百二十里にあり。唐の龍門縣。明代此に衛を置。清朝舊に依。編戸七里。

龍門河 縣の東北七十里雲州堡の東にあり。獨石紅山の水合て龍門峡より南に下る。「紅石山」縣の東五里にありて山上に紅石を産す。故に此名あり。「讀書堂」縣城の内にあり。上に古松一株あり。盤曲森鬱なり。○大松山 縣の西十里にあり。

懷來縣

府城の東南百五十里にあり。漢の潘縣。後周の時懷戎縣とし、唐の媯州と属す。遼の懷来州、明の時懐来衛と属す。清朝縣とす。編戸二十里。





翠屏山

「養鵞池 縣の東北二十里にあり。遼の蕭太后の鵞を畜ふ所なり。

螺山 縣の北十里にあり。上に奉化寺あり。樹木森茂多く、民用を資く。○大海陀山 縣の東北三十里にあり。上に龍潭あり。

長城 縣の北九十里にあり。唐の開元中張説が築く所なり。○廣邊城 縣より長城にいたり、九十里の間の邊城なり。

西寧縣

府城の西二百十里にあり。漢の代郡陽原縣の地。後魏の時長寧縣と名づく。遼は弘州と改め、元は襄陰縣を州に入る。明は州を廢し、清朝西寧縣と名づく。宣化府に屬す。編戸十三里。

○桑乾河 源は山西大同府の馬邑縣の北洪濤山の下より出て、東南に流れ、縣の南の界を經て洋河と合流し、盧溝河に入る。○洋河 源は塞外より來り、縣の北を經て東南に流れ、府城の南を繞りて桑乾河と合ふ。

懷安縣

府の西百二十里にあり。漢の夷輿縣の地。唐の時懷安縣と名づく。明の洪武中城を築きて懷安衛とし、清は衛を改めて又縣と爲す。編戸二十九里。

水溝口河 縣城の南にあり。東北に流れて洋河に入る。

「水溝口山 縣城の南十五里にあり。兩山峙てる事百餘丈。○花山 縣の西北三十里にあり。春夏の間山中種々の花盛りに開き、遊客あまた集ひ甚多し。上に池あり。歲旱となれば此所に來て雨を祈る。

○良山 縣の西十五里にあり。いにしへは狼山といふ。明の永樂中車駕ここに幸して今の名に改む。

○雲州堡 府の東北二百十里にあり。其北南十五里に金閣山あり。龍門山は堡の東北五里にありて聳ること數百丈ばかり。之を望めば門の如し。○灤河は堡の北六十里にあり。又東北七十里に金蓮川あり。金の世宗納涼の地なり。此地に美なる花あり。其狀蓮の花の如し。金蓮と呼ぶ。鷲峯泊は堡より西北一百里にあり。周圍八十里。水停積て流れず。遼金の放牧の所とせり。又雲州堡の東南溫湯郷に一處泉を出す。七十二眼名付けて暖湯といふ。又東北一百里に白城あり。金の世宗納涼の所なり。章宗此に生まる。○御莊と稱する者は雲州堡の内にあり。此地又代の時契丹に屬し、遼の祖耶律質が父民間に流落て此に居より、後賢立て國王となる。其遼主ここに居の地なりとて御莊と號するなり。

○開平廢衛 明の衛なり。府城の東北三百里にあり。其東三十里に東山あり。又北二里に龍山あり。○獨石岩 衛城の南にあり。平地より一石聳え立て、上に古廟あり。又衛の東に灤水川あり。

○雕鶚廢堡 府城の東北二百七十里にあり。其北二十五里に浩門嶺あり。上に古松數百株ありて蒼翠たり。雕鶚堡の南に河あり。南河といふ。又南流して通州の白河に入る。又大海陀濼は堡の東三十里許にあり。

蔚州

府城の西南二百七十里にあり。秦の代郡の地。漢は代國とし、後魏は靈丘郡を置き、後周の時蔚州とす。元は靈仙縣として弘州に屬し、後蔚州と改めて宣德府に屬し、明は改めて山西の大同府に屬し、清に至りて又宣化府に屬す。即ち元の宣德府なり。編戸十五里。

壺盧河 州城の北にあり。其の上流はせばくして、下流は潤し。狀胡蘆に似たり。故に名く。

○嘔夷河 山西大同府の靈邱縣より出て、州の界を流る。一名唐河といふ。

○暖泉 州城の西にあり。其泉の水は嚴冬も暖に、夏は冷なり。故に灌漑の資とす。

○金波泉 州の東代王故城にあり。味甘美なり。又北に蓮華池あり。

九宮山 州の東三十里にあり。金の章宗九の宮を山上に立て避暑し、此に遊ぶ故に名つく。

○玉屛山 州の西北八十里にあり。金の章宗絳南閣を玉屛山と号す。即此也。

○高是山 州の西北七十里にあり。源は此より出。

○倒剌山 州の東七十里にあり。一名雪山。靈仙集まる所といふ。

「代王城 州の東二十里にあり。漢の文帝代王と此に封し、代縣とす。

「鐵板 州の西南馬莊より出て此下に泉あり。民多く田に引く。今の府鐵板を鑄、十數を開き、水を分けて田に灌ぐ。依て民の水論止む。

延慶州

府の東南二百十里にあり。漢の廣寧縣の地。北齊の北燕郡とし、唐は燕州と改む。後撫く儒州と爲す。元の時仁宗帝此に生れ玉ふを以て龍慶州と號す。明の永樂中改て隆慶州とし、後穆宗帝の年號隆慶に逢ふを以て又延慶州と改め、永寧縣を統べ、直隷に屬す。今廢して州に入る。宣化府に屬す。編戸八十七里。



唐土名勝圖會

媯川 州界より流れて懐来城の東南にまはり又西をめぐりて桑乾河に入る。○溪河 州の東三十里團山より出て西南に流れ沽河に合し桑乾河に入る。○沽河 州城の東北に出西南に流る。○澗河 八達嶺の下に出て居庸関に入昌平縣に達。○龍灣河 州の東北二十里にあり西に流れて桑乾河に入。○白龍潭 州の東南七十里にあり。水深さ測べからず。雨を祈るに即應す。○玉漱泉 州城の西南にあり此所に極て清冷味ひ佳し。泉の竇より激て玉漱滴を迸る様て名とせり。

○東岩山 州の北十八里にあり。○紅門山 州の東南二十里にあり高さ三里許。○大翮山 州城の北二十五里にあり上に王仲が廟あり。王仲は倉頡が舊字を變して隷書といふを作りし人なり。始皇帝秦の始皇王仲を徴すに應ぜず始皇怒りて詔して王仲を檻車にて送らしむ王仲化して鳥となり空中に飛去る其時二翮を此に落せり依て名く。○歴山 州の西北三十三里にあり舜の耕し所なりといふは謬なり。○阪山 州の東にあり。むかし軒轅と炎帝阪泉の野に戦ふといへるは即此なり。○石佛山 州の西北五十里にあり山の岩壁に佛像を彫めり。○雙髻山 髻に似る形に名づく。○東螺山 ○西螺山 ○水浴山 ○隠山 ○縉陽山 州の東西南に聳ひ峙てり。○八達嶺 州の南三十五里居庸関の外にあり。○金劉迎八達嶺詩 山險路已出。彌望盡荒坡。風土日已殊。氣象惟沙陁。我老倦行役。驅車此經過。時節春已夏。土寒地無禾。行路不肯留。奈此居人何。作詩無佳語。以代芳者歌。

統幕 州の西南八十里にあり。むかし遼主遊幸の時此に大幕を張し依て名くといふ。○元陳孚統幕詩 千里茫々草色青。亂塵飛逐馬蹄生。不知何代閒軍府。猶有當年統幕名。

岔道 州城の南二十里居庸関を出て東北の岐るゝ所なり依て名とせり。○明楊士奇岔道詩 已度重關險。初臨廣野平。嵐兼遠水白。山擁半空青。扈蹕同三事。蒐原合五兵。農間陪閲武。亦得暢

余情。

保安州

府城の南九十里にあり。秦の上谷郡の地。漢は涿鹿縣と爲す。唐は改て永興縣とし、遼の時聖奉州と爲す。元の始め常に地震せるを以て保安州と改む。明の永樂中保安州もと京師に直隷しれ今宣化府に屬し編戸七里。

宋の蘇轍が詩に、北渡桑乾冰欲結。心畏穹廬三尺雪。南渡桑乾風始和。冰開易水應生波。○州城の西南四十里を流る河を桑乾河といふ一に深河と號く州の境ふて涿河洋河と合流し東南に行て京師の宛平縣に入ては盧溝河と名く。○二郎溝 州城の西南八十里にあり東北に流れて洋河に入。○龍池 州の東南百二十里にあり水地より湧出瀠洄繞のぐって池となり甚ひ深し。

磨笄山 州の西北二十里にあり史記に趙襄子其姉をもて代王の夫人となし趙襄既に代王を殺して姉を迎ふ夫人の曰く弟の為に夫を失ひ夫の為に弟を怨んとて笄を磨て自殺し百姓憐て爲に祠を立て磨笄山といふ。○胡曾磨笄山詩 春草綿々帶日低。山邊立馬看磨笄。黄鸞也解追前事。來向夫人夾處啼。

○保安山 州の西北六十里にあり、一に白貽山といふ其は洞穴の中に穹窿なる大石あり狀盂を仰むけたるがごとし中に泉水あり僅に一斗ばかりいくら汲ども竭ることなし尺を垂るゝ九竅のごとし。○涿鹿山 州城の西南九十里にあり或は濁鹿山といふ涿水此より出る。むかし黄帝の時蚩尤亂をなして帝の命に従はず黄帝乃ち師を徵し諸侯を徵し蚩尤と涿鹿の野に戦ふ蚩尤大霧を起し黄帝の軍士皆迷ふ黄帝乃指南車を作りて四方を辨じ遂に蚩尤を禽殺しと即此なり。○礬山 州城の東南百二十里にあり白礬を出すゆゑに名く遼の時礬山縣を此に置く。○喬山 州城の西一百二十

里にあり。山上に黄帝の廟あり。山海經に曰、大荒の内に軒轅臺あり。射者敢て西に嚮わず。軒轅を畏るゝとなり。即此なり。「上苑園」州の西北十里にあり ○下苑園 州の西三十里にあり。倶に遼の蕭后の花を植し処なり。

直隷 遵化州

春秋、無終國の地。漢の右北平の境なり。唐、遵化縣を置く。宋ハ灤川郡と号す。明に又遵化縣とし、順天府の薊州に屬す。清朝改めて州とし、京師に直隷す。縣二あり。曰
玉田縣 曰豐潤縣
縣 編戸十二里。

五里河 州城の北五里にあり。源、岸石口より出て、流れて州の西南にて沽川と合。○黎河 州の西南を流れて湯河に合。又湯河ハ鮎魚口より出、黎河、清の河ハ道溝谷より出て、薊州の西にて又女河と沽河と会す。○龍門 州の南十里にあり。山間上ハ合、下ハ開きたり。其間僅に二丈許。懸崖より水傾瀉して下流に觸て水ゞ激蕩、聲洪く轟くこと雷のごとし。○湯泉 州の西北福泉寺の山中にあり。温泉沸出る事猶も小釜畝。湯を分ちて浴池とし浴すべし。「南龍山」州の南八里にあり。一に小龍山と云。両山相對して蜿蜒、龍のごとし。○明月山 州の西南十三里にあり。高さ百餘仞ばかり。石洞あり。南北に相通じ、洞の口より望めば明月の照すがごとし。故に名づく。○夾山 西南二十五里にあり。両山相挟む。故に名く。中に夾山寺あり。山口の石甚怪異、牛の臥がごとし。又五里に水門口あり。水上に亀のごとく大石あり。水涸るとも此石浸るのみ。○五峯山 州の東北二十五里にあり。山に五峯あり。積翠峯ハ東ハ陰岡と云。南を積雲と云、西を紅華と云、北を虎岩と云、中を紫蓋と云ふ。其上に吾日峯。城隍の亀石と同日の譚也。禅林寺あり。○葡萄山 州の東南三十里にあり。山に葡萄多し。故に名く。○磨臺山 州の北十里にあり。山高く聳へいだき圓にして磨の臺のごとし。中に蓮華池あり。一日神亀あり、池を負て池に渡る。依て寺を建て亀蹟寺といふ。○靈々山 ○三基臺山 ○大圓亭山 倶に州の東北百餘里にあり。

馬蘭峪關 ○大喜峯口 倶に州の北、塞外の地に出る關所なり。西関中に三十一の關ありしと云へり。

玉田縣

遵化州の屬縣なり。昔の時、薊州に屬し、遵化州城の西北十六里にあり。漢の無終縣の地。唐の時、玉田縣と改む。漢の陽雍伯といふ者、此地に石を植て玉を生ぜしむ。依て縣の名とす。
編戸十七里。

藍水 縣の西北二十里にあり。三基臺山より出て甚だ蕩然たり。石間の澄淳たる所に光りを生ず。南に流れて白龍港に入る。○光沙泉 縣の南溪の中にあり。泉に沙を涌出す。雪の花のごとく、此沙を汲て器に貯へ、夜中光を生ず。かぞのぼりて光輝を出す。今も金玉の器を造る者、來りてこれを求むる。「無終山」縣の東北三十里にあり。搜神記に云、漢の陽雍伯といふ人、父母を無終山に葬る。山上に水なし。陽雍伯これを憐て義漿を施し、行旅に飲しむる事三年、一日人ありて雍伯に石一斗を与へて、即白く、これを種ば好玉を生ぜんと。後北平の徐氏なる者、一人の女容色あり。人多く求れども許さず。雍伯試に徐氏が女を需む。徐氏笑ふて白璧一雙を以て我に聘せよと云ければ、陽雍伯先に石を種し所に至り、地を堀て見れば、白璧五雙を得たり。徐氏大に驚て即女を以て陽雍伯の妻とせり。後玉を種し所の四隅に大石を植てこれを玉田と名く。其西北に陽公壇社あり。即陽雍伯が故居なりと云へり。
○徐無山 縣の東北二十里にあり。後漢の田疇、難を避る所なり。○開山圖に云、山に原とあらざる木、又火と出る石あると。○小泉山 縣の東北二十五里にあり。石罅の間より泉を出す。西南に流れて大泉山の水と合て白龍港に入る。
○燕山 玉田縣の西北二十五里にあり。西山より一帯に連延して東の方數百里、海岸に至る。

玉田



○人物

漢の田疇は無終の人なり。董卓が乱に宗族百余人をひきいて徐無山の中に遁れ自耕して親を養ふ。百姓帰服して其威信北辺に振ふ。後魏の曹操に率て司空戸曹掾となる。功を論じて封を辞す。田疇固く譲りて受ず。田疇が徳義に感じて其家を亭侯に封ず。

○遼の韓知古は玉田の人なり。学を好み器量あり。仕て中書令となる。国退記文疏簡なり。韓紹芳故典に接援し国俗を斟酌しこれを用ふ。是により遼国の礼観つぶさ也。

豊潤縣

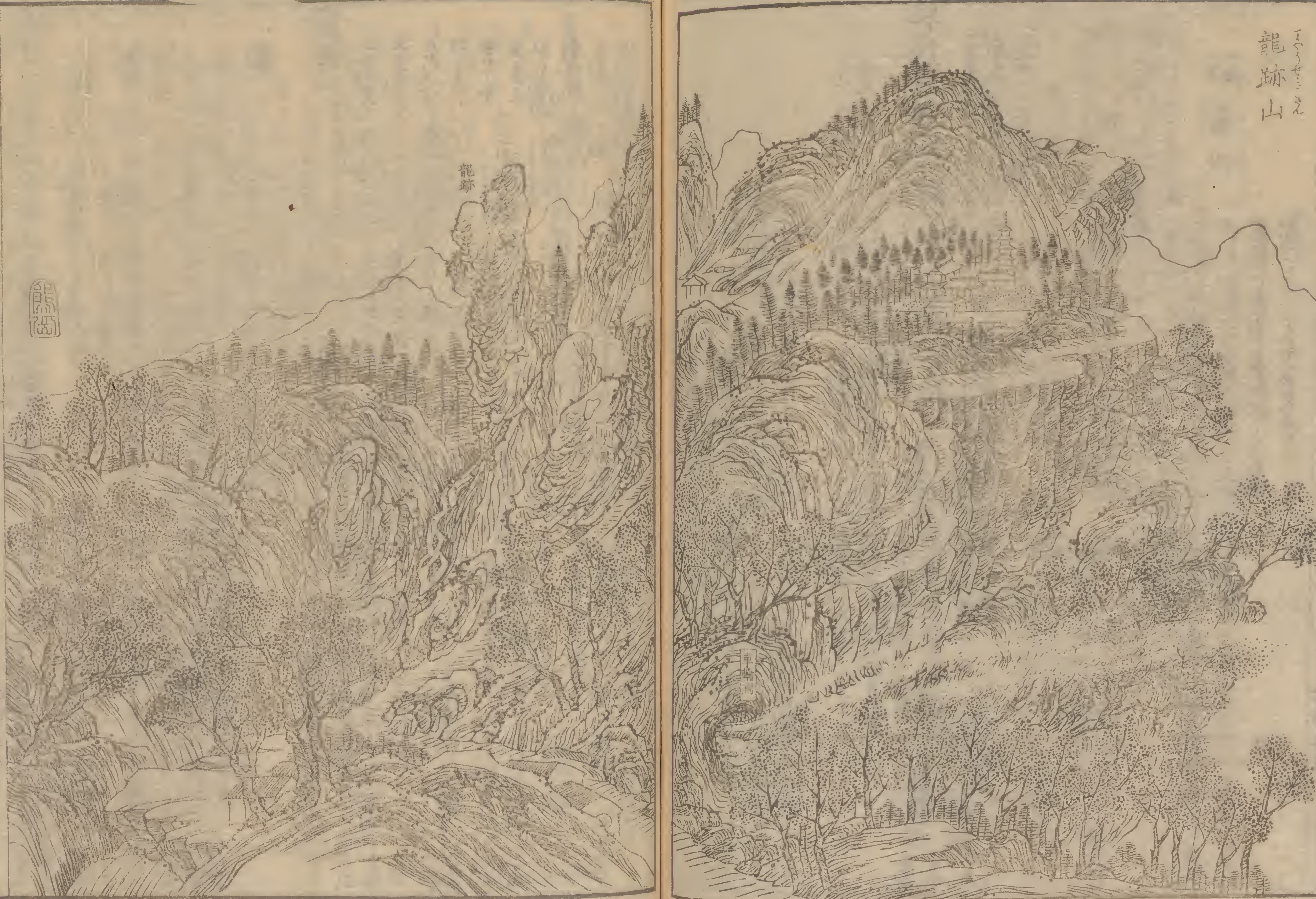
州城の南九十五里にあり。本は玉田縣の地。永済務、金の時始めて豊潤縣と名づく。明は薊州の属縣となる。清朝に遵化州に隷す。編戸十二里。

韓城鎮洞 縣城の南五十里にあり。源陡河より出て西流十余里、濁河に入る。○雲波水 縣の東北崖児口より出て縣の西南を過ぎ、玉田縣を経て梁河へ入。［鶴鶩山 西北 縣の二十里にあり。中に穴二あり。俗呼て黄家洞・韓家洞と呼べり。○馬頭山 縣の東北にあり。山に峯多し。南に一峯昂として馬の首のごとし。○東独山 縣の南三十里にあり。山孤圓して蓬くこと斛のごとし。左右に谷つく。○陳宮山 縣の北にあり。高さ数十里。東は還郷河に臨む。西は崇山に遥に接す。南に遥に峯あり。華山と名く。○霊應山 西北 縣の北十里にあり。其山崖高く険にして登るべからず。其山石壁に泉ありて道の下にあり。上に石穴一つあり。読書室といふ。霊應洞と名。○朝月山 縣の東十八里にあり。西峯聳へて偃月のごとし。○瓔帯山 朝月山に並び聳へ岩崖めぐりて山の麓を繞る。其状帯の腰に纏ふがごとし。○崖児口 西北 縣の東の山連列の絶る所なり。西山の断る所白雲口と名く。

直隷 易州

明代保定府に属し即保定府の西北百二十里にあり。清朝に直隷州となる。縣一。淶水縣といふ。○秦の上谷郡の地。漢に涿郡・故安の易縣なり。隋の時易州と改め、遼の時高陽軍と改め、金は遂武郡といふ。元後易州といふより今にいたる。編戸三十八里。

龍跡山



水經に云、易水は故安縣閻鄉城の谷中より出て今州の西廣昌縣の界に入東に流れて州城の北を經て拒馬河と合流す。

○白澗河 州城の南三十里にあり。水西山より出て州の東を經て大清河に入。○女思谷水 州の西南六十里にあり。水安思澗より出て東へ流れ中易水に入。○雷溪 州の西南にある。徐河の上に流れて[illegible]雷溪を觀ゐ詩に、飛流天へ下り[illegible]五江[illegible]谷[illegible]水[illegible]東[illegible]先[illegible]

○五龍池 州城の西北にあり。むかし燕の昭王山の麓において池を穿ち上に亭を築き避暑の所とせし。○馬跑泉 州の北二十里にあり。唐の[illegible]高[illegible]を征し[illegible]馬跑を[illegible]泉と出ると[illegible]。

窮獨山 州城の北三十里にあり。[illegible]

○龍塘山 州城の西南三十里にあり。石上に仙人の足跡あり。[illegible]

○五迴嶺 州城の西南百二十里にあり。[illegible]

○孔山 州城の西南[illegible]十里にあり。山に三の穴あり。[illegible]

○大寧山 [illegible]

○紫荊嶺 州城の西百里にあり。[illegible]

○星月岩 州の西[illegible]十里にあり。[illegible]

○樊館山 州の西南七里にあり。[illegible]

「古燕園」 州の東南にあり。[illegible]

○石獸岡 州の西南六十里にあり。[illegible]

黄金臺詩　碩嗣立

伯業銷沈等劫灰
黄金照耀獨名臺
兵連五國收燕地
力借群豪始郭隗
豈獨一時能雪恥
直令千載感憐才
於今護落風塵客
猶是紛紛向北來

登々齋主人書

○武陽城 州城の南にあり。いにしへ燕の下都城なり。○劉因、武陽城詩、朝遊樊子館、晩上武陽城、潮接滄溟近、山從碣石生、斷虹雲淡白、返照雨痕明、且莫悲吟放、樵歌已愴情。

五華樓 州城の中にあり。むかし燕の天文臺なり。遼の聖宗の時に刺史馬從斌兵燹の後此樓の西の壁に書し秦と鄒衍とを[illegible]。

○黄金臺 又金臺と称す。州の東南にあり。むかし燕の昭王これを築て臺上に千金を置き、廣く天下の賢士を延く。○金臺三あり。此にあるものを大金臺といふ。又大興縣の東南にあるものを小金臺とも西金臺ともいへり。又燕京八景の一にして乾隆御書の金臺夕照の額あり。水經注に[illegible]明けし。[illegible]賢を好む[illegible]其臺を築て其名を[illegible]。

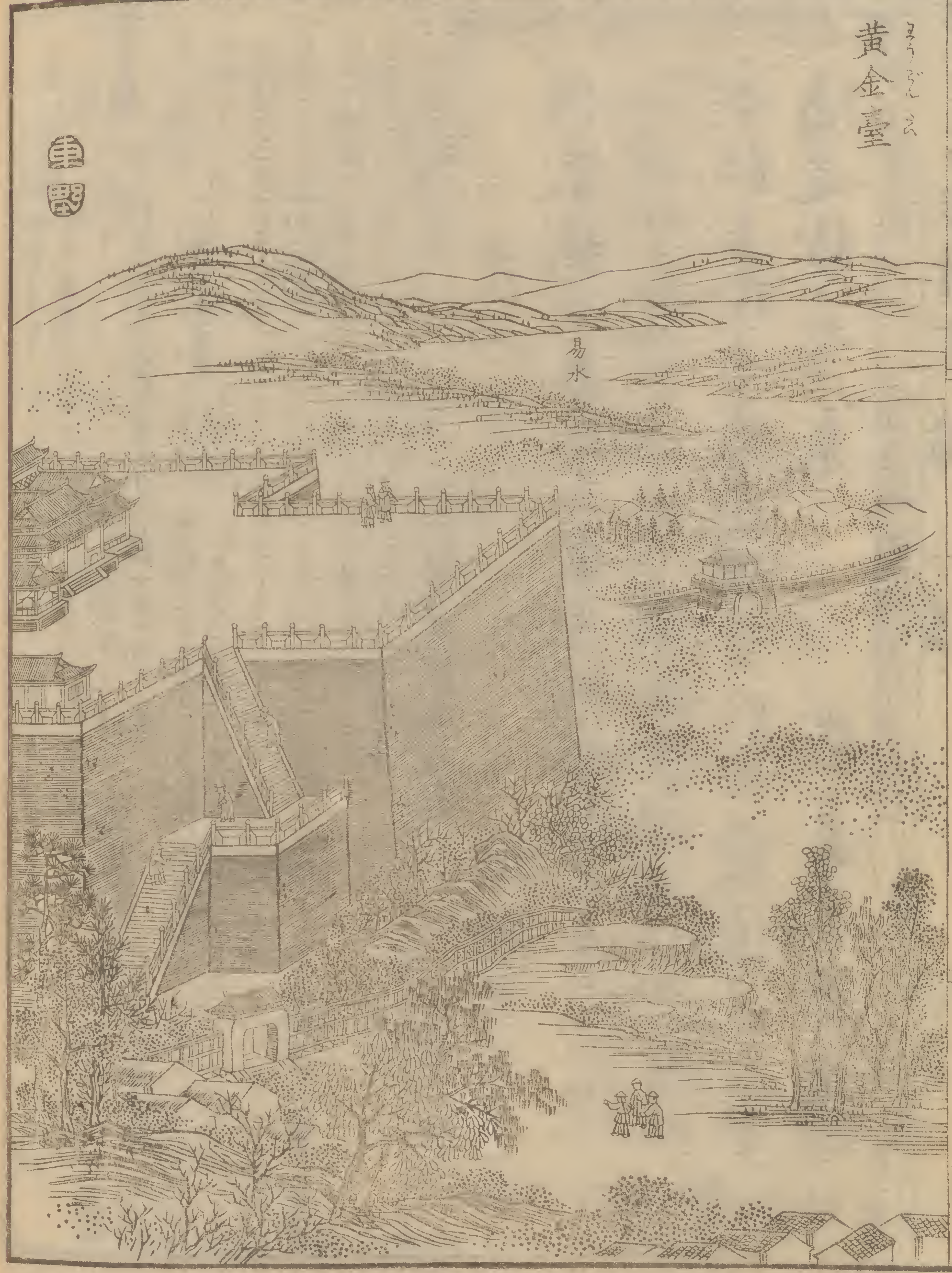
○三公臺 州城の東南十八里にあり。昭王此臺を築て樂毅、鄒衍、劇辛を[illegible]。

○荊軻城（けいかじやう）州城の西七里にあり。荊軻秦に入んとするの時、樊於期に説て此に自刎しむ。

燕丹善養士志在報強嬴招集百夫良歳暮得荊卿君子死知己
提劍出燕京素驥鳴廣陌慷慨送我行雄髪指危冠猛氣衝長纓
飲餞易水上四座群英列漸離撃悲筑宋意唱高声蕭々哀風逝
淡々寒波生商音更流涕羽奏壯士驚心知去不回且有後世名
登車何時顧飛蓋入秦庭凌厲越萬里逶迤過千城圖窮事自至
豪主正怔營惜哉劍術疏奇功遂不成其人雖已没千載有餘情

右晋陶潜賦荊軻詩

泉州岍城　宮清定書



燕昭王廟　州城の東南二十里にあり。○四賢祠　易水の上にあり。燕の臣郭隗・樂毅・劇辛・鄒衍を祀る。後漢諸葛亮朝の名工劉鎏が額を書す。又都縄の碑あり。○樊将軍廟　州城の西十里にあり。即秦の将樊於期を祀る。「秦長城」即秦の将蒙恬が築く長城なり。州の西南につゞきたり。

○人物

○劇辛は燕の臣なり。昭王死を弔ふして幣を厚くして賢者を招く。由て趙より燕に至り、昭王を相け國政を行ふて燕國を治る。且樂毅と共に斉の計に与かり功あり。

○郭隗は燕の臣陳の一人なり。昭王辞を卑ふし幣を厚くして賢を招く。郭隗曰く、王賢を致さんと欲せば先隗より始めよ。賢者千里を遠しとせずして来り相ん。昭王これに従ひ遂に其宮を築て郭隗を師とす。是より樂毅・鄒衍・劇辛等の名臣燕に帰し、遂に斉を伐て悉く皆郭隗が力なり。

○田光は燕の人なり。為人智深く沈勇なり。燕の太子丹田光が賢なるを聞て是と共に秦に報んとす。田光曰く、臣聞麒麟盛んなる時は一日に千里を馳す。其衰ふるに至ては駑馬これに先立つ。今太子臣が盛なる時を聞て臣が老衰せるを知らず。何の益かあらんと。因て荊軻を薦てこれに代らしむ。太子の曰く、先生泄すことなかれと。田光の曰く、行を疑しむ節侠にあらじとて遂に自ら刎ぬ。其言ざるを明かにす。

○金の張通古は易縣の人なり。經史に通じ文を善くす。宣和中に進士に挙らる。靚顔の心を懐き、熙宗の時、臆王を殺さんと欲し、深く謀議せりと告げ、いふ所下に命じて臆王を鞠しむ。張通古おもへらく不可とし、遂に諫めて止む。後熙宗讒を信じて臆王及び情恩等を殺し、此時人皆張通古に謂て曰く、臆王情恩皆殺されたり。君が為に諮危うしと。張通古が曰く、死を

得る。死せばまさに其位に居るべし。張通古相の位に居るべし。寒士のごとし。人其徳を尚ふ。

○元の張寿は易州の人なり。儒臓気節を尚し、奇材を以て満城の城市に處り、営遠て高官となりし。河北路の都元帥に辞し、我へは湖に霞み、戦功をもつて蔡國公に封じ、卒して河南王に追封し忠武公と謚す。

○元の王結は易州の人なり。おさなくして穎敏書を好む。学に従ひ仕へての要職を経て、人當て王結を擢取し賢の書をなし、これ譲りて仁義のむき、附の人以て名言と稱す。

○金の張郎婦羅氏といふ者あり。年わづか二十餘歳、其夫軍に従ひて兵乱の内に出入し、数百里の隔難を往還するに、昼は伏し夜は行き遂に其夫自ら去て負ふてこれを葬る。其事を著して人其死の孤にあつく、義の難を悼みて遂に墓の側に廬す。隣里の人皆ひくこれを稱し、後其を得ず。年八十餘にて死す。其間節を守ること始終一なり。

淶水縣

州の東北四十里にあり。即易州の属縣なり。漢の涿郡遒縣の地。後周の時永陽縣を置き、後淶水縣に改む。編戸二十五里。

淶水　縣の東北三十里にあり。源は蘂山に出て縣を東流して易水に入る。○遒欄河　源は楽平山の麓より出て縣の西十里にあり。南流して易河に入る。「紫荊山」

○楽平山　○龍安山　○亭山　○雲渓山　○擂山　縣の東北三十里にあり。○龍宮山　四十五里にあり。其間に

○人物

○明の李得贓は淶水の人なり。父の張氏兵を避て走るに其既にあらず。捜して死後に李得贓が墓に戸河のほとりに在と見る。因て冰の上に居て七日にして遂

氷解く其戸を得より洪武中孝廉となりて挙らる光禄寺卿となり永楽の間陝西布政使となれり

廣昌縣

州の西百二十里にあり。古への飛狐口の地漢は廣昌縣と改め隋は飛狐縣と改む。唐は後廣昌縣と改め蔚州に属す。清朝是も易州に属し編戸四里

○飛狐嶺 飛狐嶺の名あり。相伝ふ紫荊嶺の北にあり。又穀積山と名づく。昔の劉琨代州より飛狐口安落に去るといふ即此地なり。又飛狐は源の地の源なり。宋の楊延朗飛狐嶺に拠り防ぐ所又一名拒馬河といふ。

白石山 縣の東南五十里にあり。山の白石多し。其山口を白石口といふ。其白石口に対して黒石山あり。山石ことごとく黒し。○香山 縣の西南十里にあり。古寺あり。松柏蒼翠して縣中の勝概と称す。

○鐵嶺 縣の東北十里にあり。山の色鉄のごとし。○雕窩崖 縣の東六十里にあり。洞あり中に羽毛あり。○登拐山 縣の西南四十里にあり。山路盤旋拐のごとくなり。故に名づく。

倒馬関 縣の南七十里にあり。此地路険しく馬行倒るゝ故に名づく。[本九洞水 縣の東北にあり。唐の李克用蔵の劉仁恭を討つ所なり。[比干廟 縣の東南五十里。紂王の城の内にあり。

○李存孝廟 縣の南二十里にあり。存孝は唐の李克用の養子なり。[飛狐道 縣の北より騰仁縣界にいたる。漢の酈食其高帝に説いて飛狐の口を塞ぐと即此なり。

直隷 冀州

正定府城の東南二百八十里にあり。春秋晋の東陽の地。漢信都縣と改め景帝の時廣川國と改む。東漢の安平國と號し、後は冀州と改め、司馬晋長楽國と改め、唐後冀州となる。元明冀州となして真定府に属す。清朝改めて京師に直隷す。編戸二十四里。領する縣五。南宮縣・新河縣・棗強縣・武邑縣・衡水縣なり。

漳河 州城の西北三十五里にあり。水山西より来り東南に流れて州の界となりて武邑縣に至る。滏陽河に達す。三十里に滹沱水あり、漳河の上流なり。○洚水 州城の北にあり。俗に捷落渠といふ。○長蘆溝 州城の西、二十里にあり。[棗山 州の西南五十里にあり。棗樹多く山を環らす。○紫微山 州の東北三十五里にあり。[百花樓 州城の東北にある。百余式上を積鼓と共に…



李得成

苑萸を綴り、己に慶をとゝべく久し。兼人の詩あり。百花樓園總丘墟のみあり。

○養正堂 州治の内にあり。宋の賢山谷が記あり。

○避暑亭 州城の西郊にあり。宋の曹有用が建る所なり。漢の末袁紹冀州の刺史たり。劉松とゝもに命じて暑夏の比、河朔にて三伏に飲宴して暑を避く。これを避暑の飲といふ。縁て名づく。

[漢張耳墓 ○唐尉遅恭墓 倶に州城の西にあり。

○人物

○漢の皇甫嵩は霊帝の時冀州の刺史たり。黄巾の賊を討て民の耕を妨られ、餓ゑ君んとする。皇甫嵩奏して一年の租を免て飢民を賑わせば、百姓喜んで歌て曰く○天下大乱兮市為墟 母不保子兮妻失夫 頼得皇甫兮復安居。

○唐の孔巣父は冀州の人、孔子三十七世の孫なり。少して学をつとむ。仕て参軍となる。徳宗の時李白・韓準・裴政・張叔明・陶沔・孔巣父と倶に竹渓の六逸と称せらる。

南宮縣

州の西八十里にあり。漢代の舊縣なり。隋唐より以来皆冀州に属せり。編戸二十里。

堂陽渠 縣の西南二十里にあり。唐の龍朔に開く。○通利渠 縣の西五十九里にあり。唐の延載年に開く。[南亭 縣中にあり。図経に云、漢の光武薊より走て南宮の界にあり。大雨に遇て車を引て道の旁の空舎に入。馮異は薪を抱き、鄧禹は火を焼し、竈に対して衣を燎る。即此なり。[扁鵲村 縣城の西三里にあり。史記に趙簡子疾ありて五日人を知らず。扁鵲これを治して病癒ゆ。因て田四万畝を賜ふ。即此其故跡なり。

新河縣

州の西六十里にあり。漢の堂陽縣の地。宋の時新河縣とし冀州に隷す。明これに依る。編戸十八里。

新河 縣の東にあり ○堂水 縣の南二百歩にあり

棗強縣

州城の東北三十里にあり。漢代の舊縣なり。此地棗木強盛なり。故に名づく。晋の時析て廣川縣を置く。隋唐の後遂に冀州に属す。今これに依る。編戸二十里。

索盧水 縣の西北の界に流る。衡河の支流なり。

[董仲舒墓 縣の北にあり。俗に傳ふ。いまだ遷せざる時、此にありと云。

○人物

○宋の范廷召は棗強の人なり。其父范鐸里中の悪少年が為に害せらる。范廷召後に悪少年を捜し、自ら逃げ剣を引て父の讐の頭を斬し其胸を割て心を摘出し、これを以て父が墓に祭る。其の勇壮なること此の如し。范廷召は材と言に優るの将なり。これを付す。一年にして三たび遷く、官累代環慶両路副都部署となる。

○唐の邢和璞は棗強の人なり。初より名を紫雲観に修し、後に道を得て白日に昇天し、玄宗御製の詩又褒揚が碑あり。観中にあり。

武邑縣

州城の東北九十里にあり。漢の舊縣なり。冀州に属し、編戸二十里。

観津城 縣の東南三十里にあり。戦国燕の邑。楽毅此に封ぜられ望諸君と号す。

○馬同墓 縣の東北五十里にあり。むかし斉の将軍と妻と此郡に居り、斉の二の子を抱て逃走す。その一は吾が子なり。又一児の子なり。斉の師近く進み将に及ばんとす。其の一を棄て其の一を抱て走る。斉の軍士婦人を捕へて其故を問ふ。婦人の曰く、吾子を棄るは私なり、兄の子を棄るは義にあらずと答ふ。斉の師これを聞て曰く、魯の国いまだ伐べからずとて退く。時の人これを賢として其墓を築て其名を称ふ。

[寶塚 縣の東三十里にあり。漢の文帝の后の父此に葬らる。俗に人誤りて寶塚と称す。

[衡河 縣の北三十里にあり。滹沱河の支流なり。衡水縣を経て滹沱河に入。


馬廻臺



平棘山



○人物。○唐の杜景佺は武邑の人なり。性嚴正にして又經史に明かなり。武后の時司刑の丞となる。來俊臣侯思止と詔獄を治む。時の人の云、杜に遇ば若は生、來に遇ば死すと云。

衡水縣

州の東五十里にあり。漢の信都國の桃縣の地なり。隋の時衡水縣を置。冀州に屬す。元明これを深州に屬せり。清朝冀州に屬す。編戸十二里。

衡水 縣の西北にあり。滏陽河の下流。○**羊令渠** 縣の南二里にあり。唐の開元中縣令羊元珪ところ溝開ひて滏水を引き城の隍に入る。○**孔賢村** 縣の西北七里にあり。唐の孔穎達が墓一あり。故に名つく。○**宝雲寺** 縣の南にあり。唐の貞元六年の古碑今尚猶存す。

直隷 趙州

正定府城の南一百十里にあり。春秋の時晋に屬し、戰國は趙國に屬す。秦は邯鄲鉅鹿の二郡の地なり。漢は常山國と云、後魏は趙郡と云。隋は欒州と云、唐は趙州と云。宋は慶源軍と名づけ、金は沃州と云。元明は趙州とし、清朝に至て直隷に屬す。領する縣五あり。曰柏鄉縣、曰隆平縣、曰高邑縣、曰臨城縣、曰寧晋縣之。

平棘山 二あり。州城の西南百歩にあるを大平棘と云。南にあるを小平棘と云。漢書に光武薊より中山に還り南平棘に至る。耿純を以て光武を迎ふ。即此の地なり。臺あり。即耿純義兵を以て光武を此に迎ふ。後の郎しむ。其臺の西に古井一あり。明の成化中陽りて頽し、廿里民泉と名づく。隋より唐の時の古物なり。○**安濟橋** 州の南洨河の上にあり。即大石橋之。上より張果が驢馬の跡なりとあり。○**空明石** 州治の廟内にあり。陳尚壽臺上に完あり。石面に空明洞天の四字を

○人物。○宋の王德用は趙州の人なり。用兵に功あり。集慶軍の節度使となる名将と称す。其名北夷に聞ゆ。貌雄毅にて面黒し。時の人黒王相公と號す。至和の初、樞密使となる。時に契丹の使節律防といふ者、王德用に謁して曰く、宋の天子黒王相公を得らるゝと。其人と得らるゝを賞して魯國公に封ぜらる。

○宋の李之儀は趙州の人なり。尺牘に工なり。蘇軾謂らく、尺牘三昧を得たりしと。後仕を罷て穎昌に寓居し、范純仁に代りて遺表を作りてこれを帝に奏す。帝これを讀で感じて止ん。之儀自ら姑溪老農と號す。文集五十巻あり。

柏鄉縣

州城の南七十里にあり。春秋晋の鄗邑の地。漢は鄗縣とし、隋始て柏鄉縣を置。遂に漢の柏鄉と名て元以來趙州に屬し、編戸十二里。

槐水 縣の西北六里にあり。源贊皇縣の小溪河より來り、元氏縣高邑縣を經て縣の界を遶る。縣の西北に槐水橋あり。即槐水に跨る橋之。○**千金渠** ○**萬金堰** 倶に縣の西にあり。唐の開元中渠を開き堰を築。○**午洞** 縣の西南にあり。午河の水こゝより流れ出て山の麓に出る。○**石人指路** 縣の西十五里に霊石あり。其形人のごとし。漢の光武趙州の南にて路に迷ひ、此石人に問ふ。石人路を指て教ゆ。光武悟りて剣を抜て斬る。二人は光武なり。熟て見れば石なり。今尚石に剣の痕あり。

「**漢光武帝廟** 縣の北八十里にあり

題光武廟　元 陳孚

赤伏[illegible][illegible]帝業宗[illegible][illegible]千年高邑廟
一[illegible]下江氣壓[illegible]龍掌河[illegible][illegible]之[illegible]
[illegible]旅荊[illegible][illegible]英[illegible]儼如生

東[illegible][illegible]

隆平縣

州城の東南一百里にあり。漢の廣阿縣、隋の象城縣となり、後又大陸縣と改む。唐は昭慶縣とし、宋に隆平縣とし、元明清も之に倣ひ趙州に屬し、編戸十三里。

澧水　縣の東十里にあり。滏河の分流也。滏河と合し、葫蘆河に入る。○澧水渠　縣の城中にあり。唐の儀鳳の間、縣令李開元といふ人城を回りて溉ぐ。○老僊河　縣の北五里にあり。往昔ふしぎの一老僊あり。此に来て水を需るに水已に枯たり。杖をもつて地を叩くに即泉湧で溢れ出より、上に橋を架して老僊橋といふ。○槐武河　小泊大陸等の諸水皆縣の東北にありて、時として水溢れ民家を浸し、今も尚此地水の患あり。

○象城　縣の東北三十五里にあり。宋の熙寧の間、象城縣を省て隆平縣に并す。○思賢堂　縣治の西にあり。宋の宣和の間縣令孫□易といふ人、唐の王璠が思賢亭に倣ひて此に建。總て堂宇より以下への賢令宗は縣東茂喬恭等の治績を書記し、賢人と共に其人を祭の乃恩をいふるれ。「唐祖陵」縣の南十五里にあり。唐朝十三代の祖宣帝光帝を葬りし所也。隋の義寧の初め此地の上に五色の瑞気顕れる故、村名を改めて建初陵といふ。○堯臺　隋の圖經に曰く、大陸縣に堯臺あり。帝堯位を舜に禪り遊ぶところなり。

高邑縣

州城の西南五十里にあり。晉の鄗邑の地、漢は鄗縣とし、光武帝鄗の南に即位あつて改て高邑縣と名く。元明清皆趙州に隷し、編戸十二里。

泲水　縣治の南にあり。一に白濟水と名く。源は贊皇山より出、縣界を經て葫蘆河に入る。○黑水　縣の北十里にあり。一に濫河と名く。源は贊皇より出東流して濟河に達す。「千秋臺」縣の南二里にあり。漢の光武帝此に臺を築て後又即位の處を表せり。○乾日墻　縣の西南の隅にあり。宋朝の備膳恭といふ者募て是を遶る。高さ二丈、上に鶴觀の亭ありて常に霧あり。

臨城縣

州城の西南九十里にあり。戰國趙の房子邑の地。漢は房子縣を置、司馬晉之。趙國とし、唐に至て始て臨城縣と改む。趙州に屬し、宋金元明清も同、編戸十六里。

泜水　縣の西南二十五里にあり。源は元氏縣に發し、葫蘆河に入。漢の韓信趙を伐て成安君陳餘を泜水の上に斬と史記にいへるは即此なり。○狗跑泉　縣の西三十里にあり。流て泜水に入。俗傳ふ、むかし此所に狗を伴ふ人あり。醉て草むらの中に臥す。時に野火燒来り其人に及びんとせしかども、醉て覺ず。狗これを見て急に地を跑て泉を出し、總身に水を濡して其人の傍に轉び其草を濡す。されども狗は及ばず、人は遂に免るゝ事を得たり。よりて狗跑泉と名く。○鵲鴿巢　縣の西北二十里にあり。むかし漢の高帝項羽に追れて此井の中に隱れ給ふ。鵲鴿其上に巢ひて居たりしかば、項羽これを見て人なしと疑はず、遂に難を免るゝ事を得たり。今井の側に漢高帝の祠あり。「狗盤山」縣の東南五里にあり。韓信と戰ひ軍敗れて此にのがる。陳餘が兵此山の谷に隱れ、遂に韓信が為に害せらる。○嵐翠空濛曉未乾、井陘西指路漫々。成安已去三千載、泜水依然繞釣盤。右呉清釣盤詩

○敦輿山　縣の南七十里にあり。南は岝山に接し、北は常山に連る。○杏樹山　縣の西七十里にあり。山に杏樹多し。春の時花を開けば華麗を争ふ。○玄羽山　縣の西九十里にあり。

○牛口峪　縣の西二十五里にあり。むかし童謡あり。曰く、豆入牛口勢不能久。後に竇建德といふ者唐の兵に破られて此に走る。

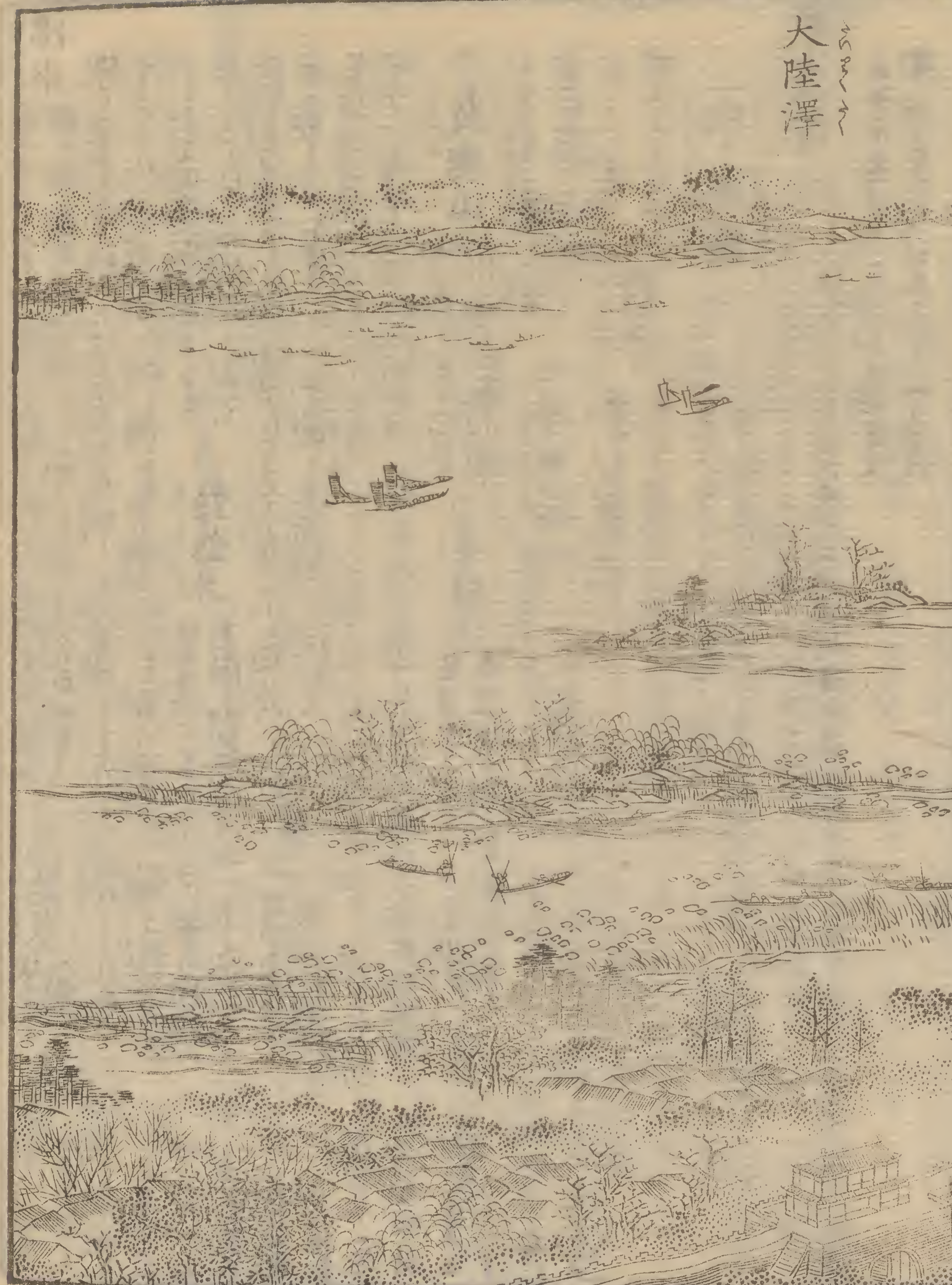
「爽亭」縣の東十里にあり。宋の時は慶帝の暑を避る所にして、爽亭の二字を書して石に刻てこれを立つ。

寧晉縣

州城の東北五十里にあり。漢の楊氏縣、晉の廮陶縣なり。後魏改て廮陶縣とし、唐始めて寧晉縣と改む。趙州に屬し、宋金元明清皆これに倣ふ。編戸二十七里。

大陸澤　縣の東十里にあり。又大陸澤ともいふ。即禹貢の大陸の地。漢の廣阿縣なり。因て一に廣阿澤と號す。大河の集る所にて、澄河、渡河、沙河、濟河、灃水、滹沱等の諸水の匯る所なり。東西三十餘里、南北隆平縣任縣に接し、百余里。河間府に流れ海に達す。




大陸澤（たいりくたく）

○人物

○元の王義は寧晋の人なり。膽智深沈書を讀みて大義を志る。金の末河朔擾に盗起る。王義を推てこれが魁とし。元の太祖に歸して深冀二州の元帥とし。府の事を司らしむ。王義乃教令を布き叛亡し者を招き集め勧めて稼穡に率ゐ深冀の間遂に樂土となる。

○元の陳祐は寧晋の人なり。幼より学を好む。官制未だ備はらず俸禄なし。陳祐上書して言く。爵禄は國の利器なり。宜しく速に定めて天下に示すべし。中書は政の本なり。宜く其職を謹て擇むべし。人材は治の要なり。賢を擧て宰相に任じ。且に委ねて國の治を圖るべし。

正定府の東二百五十里にあり。漢の下博縣の地。隋の開皇の間始て深州と名づく。唐宋金元明清皆これに依る。編戸二十五里。領縣三。武強縣。饒陽縣。安平縣なり。

白馬溝　州城の東三十里にあり。三國の時魏の白馬王彪が鑿所なり。

○危渡　城東北十里凌消村にあり。相傳ふ後漢の光武南に走りて滹沱河にいたる。於時河水凍氷て光武の軍悉く渡る。其渡り終て後に浮び氷澌に解退来る。追兵渡ることを得ず。故に此地を危渡と名く。

紫金山　州城の北十里にあり。

○東鹿崗　州治の西にあり。岩窟深く外通内廣し。多く人を容べし。中に線路ありて大に通ず。

「石象村」　州の西南十五里にあり。昔石の象あり。佛像を載て滹沱の河中に浮む。此里の人迎へて寺を建る。因て石象村といふ。

○文端堂　滹沱の上にあり。唐の張鎬といふ人はじめ初雅の府に居し。其父の日く此宗の文あるは獨書樓なり。後年にして文章を以て朝廷に擢ん。因て名ありと呼ぶ。深に居て文を以て名あり。州の刺史これを以て此に堂を立て文端と号す。

「歐陽脩墓」　州治の南にあり。宋の歐陽脩は吉州の人なり。慶暦元年。金人宋に侵して金一十万銀二十万を求むる時。欧陽脩は二十餘人に命じて其地を割んとす。皆泣。宋の欽宗帝是におひて金と銀を換ひ集め陳道庭といふ者を割地使とし。歐陽脩上書して言く。祖宗の地は尺寸といへども人にあたふべからず。戰に及ばず地を失ひ。他日兵をおこしても直ならず。戰ひ死して地を割は他日これをとらく

由まり。時の宰相これを怒て斯りて歐陽脩を叛として金に遂に歐陽脩をして使を奉して深州に到らしむ。地を割しむ。此時深州城は宋将國を守て金人の來るを怒るといへども。此城に到るに及びて戮れて陽なりし。城中の人を集め。敵にして蒙らず。時に歐陽脩乃城下に至り。勧果て城上の軍士に謂て曰く。今宋の朝廷奸臣のために誤られ地を割のことを。吾既に死を辨して来りと泣ごとくいふ。忠義をもて城を伐し國に報んとす。金人これを聞て大に怒り。歐陽脩を執て燕山に殺しぬ。其尸を此に葬るといふ。

○人物

○唐の張鎬は深州の人なり。おしく聰敏文をよくし。人に従ひて進士に学び及第して官をなす。府の人其文を称して尚書郎とし。擢られて翰林學士に遷る。後主議學士といふ。

○宋の周仁美は深州の人なり。周美は胡の間契丹と戰ふて功あり。瀛州を攻て屢蕃族を破る。後京城内都巡検として盗を捕へしめ。盗賊是より少く。擒ふる者は實ぬ。周仁美は盗を捕へに精しく先の巡検と三年を経て其盗を得。民の首罪もなく皆是を以て貴しとす。

州城の東五十里にあり。漢の武隧縣の地。司馬晋始て武強縣とす。明の時冀州の屬縣となる。深州に屬し編戸十八里。

武強淵　縣の東にあり。蛟龍ありて人を噛む。里人其害を恐れ遂に捕へて殺す。此淵を号て蛟淵といふ。

○子牙河　縣の西北八里にあり。○雁河　縣の南十三里にあり。○亭子河　縣の東三十里にあり。

「武強山」　縣の境内にあり。

州城の東北七十里にあり。漢代の舊縣なり。唐より後多く深州に屬し。元これを晋州に屬す。清は復深州に屬し。編戸十九里。

饒河　縣の西南三十里にあり。

「饒陽城」　縣の東北二十里にあり。晋の司馬王公淵を伐て滹沱を鑿て糧を運し。此城を築て戰ふ。滹沱の一名を鳴滹河といふ。故に此を名けて滹口と

号く。後魏の道武帝皇始二年。慕容寶を擒にする所ハ。此城の又隋の竇建徳此に拠る。又唐の宋璟山が為に史思明饒陽を陥る。即此なり。「蕪蔞亭 ○麦飯亭」縣東。滹沱河の濱にあり。むかし漢の光武薊より馳て饒陽にいたり。已に饑たり。馮異が豆粥を進むる所を蕪蔞亭といひ。麦飯を進めし所を麦飯亭の名と云。

馮異廟 縣治の西にあり。漢の馮異が祠を祀れる廟なり。馮異は光武に従ひて。其いふ所馮異に囑て。四海の患を平さんことを。諸将勇士を労し。衆のために忠を勤んことを願ふ。後人祠をたてゝこれを祀る。

○商王墓 縣の南十八里にあり。むかし此辺を穿て地中より石碑を得たり。上に商王墓の字を鐫たり。今此傍に商王廟あり。何の代に建るやをしらず。

○人物 ●漢の毛萇ハ饒陽の人なり。河間王の博士たり。嘗て詩を註して世に行る。世人称して毛詩といふ。

安平縣

州城の北三十五里にあり。漢の舊縣なり。元明ハ晉州に屬し。清ハ改て深州に隷し。編戸十五里。

瀦石河 縣の南二十三里にあり。源ハ義昌縣より出て滹沱河に入る。

「神女臺」縣城の北西にあり。上に聖姑廟あり。其像甚だ偉し。○郷賢堂 縣学の中にあり。元の大徳中。縣の尹馬惟良といふ人これを建営す。又郷人李嚴李中人李正李鐘李軍李文幹李朔李何李賢李巌李崔等を祀る。

李等ハ皆名にて其ハ李の族なり。崔嗣崔瑗崔寔崔州平崔琰崔宏崔禕崔浩崔猷崔摂等乃綠像あり。

○人物 ○漢の崔瑗ハ安平の人なり。文章をもて称せらる。子崔寔が孫の乱を見ても家に在て斯く蔵を隠して以て避ハ不ず。其後もとの方の崔瑗ハ死し。其子崔寔ハ蕭何漢を佐て乃書巡の史を給し。今に至て寛仁を尽して父の旨を寒くして深く遺して名を命して崔瑗を害せず。

直隷 定州

○隋の李徳林ハ安平の人なり。幼くして聡敏。年十五にして古今の文籍通せざる者なし。仕て内史令となる。文帝受禅の時より。制誥の文詞ことごとく李徳林が手より出たり。

○唐の崔造ハ安平の人なり。嘗て韓會盧東美張正則と倶に尼人と為して上元に隠れ居る。王佐の才なりと称し好んで当世の事を論ず。徳宗帝謂く崔造が才ハ書師宰相たるべしと。

正定府の東北一百三十里にあり。漢の中山郡。後中山國と改め。後魏の時始て定州とし。隋ハ博陵郡と改め。唐ハ定州となし。宋ハ定武軍と曰。金ハ中山府と改め。明ハ定州とし真定府に隷す。清ハ改て京師に直隷し。編戸三十五里。領する縣二。曲陽縣・深澤縣これなり。

今の州城ハ漢代の舊基にして。城中に山あり。故に漢の時中山郡とし。中山國と号く。水経註に云。中山ハ城内の小山なり。側てうつくしく秀たれバ嘉禾の如し。漢の景帝の子勝を此に封して中山靖王と称せり。蜀の先主劉玄徳ハ即中山靖王の後なり。靖王の塚ハ州城の西北にあり。

滱水 州城の北八里にあり。源ハ恒山より出。州の北をめぐりて州境にいる。○黒水 州の西にあり。池あり。流れを大水にして州境を過る。○天井泉 州治の北にあり。宋の韓琦が鑿所なり。○虎泉 州城の西北十七里にあり。周囲六十二里。水経註に云。一名唐河ハ漢の代此水に盧奴縣を置く。

井沢 州城の東南にあり。天井沢の南を隔て。民の灌漑を以て名く。

○陵山 州の東六十里にあり。上に古帝王の陵墓あり。又盧山飛山あり。「嘉山」州城の西北二十里にあり。史思明を此に破る。○唐の郭忠儀(?)

「雪浪斎故址」文廟の後にあり。宋の蘇東坡此に守たり。其自序に曰。中山後

圖。得黑石白脈。如蜀孫知微所畫石間奔流盡水之變。又得白石為大盆盛之激水其中。名其室曰雪浪齋。其大盆を雪浪石と名づく。盤て芙蓉の形をうつし、其唇に銘を刻り、又雪浪石の詩あり。

墨水之變蜀兩孫與之不傳歸九原異哉
駁石雪浪翻石中乃有此理存玉井芙
蓉丈八盆伏流飛空漱其根
蘇長公雪浪石銘　娛菴

○闔古堂　州治の後圃にあり。宋の韓琦建て自ら記を作り、宋代良守の韓琦より以下十一人の像を堂の左右の壁に記し、又後像の龍圖李緯序を作り、富弼が詩ありと思へり。

○雞鳴臺　州の東南二十又里にあり。漢の光武薊より南して此に至り宿る。臺上にて雞を聞て發す。

○安熹城古址　州の東三十里にあり。劉玄德嘗て安熹縣の尉となり張飛督郵を鞭打は即此所なり。［蘇東坡祠］州学にあり。石湖の范成大が詩あり。

○人物　○宋の韓琦定州の知たり。政法を以て士卒を教へ、歳の飢るに倉米を用ゐて七百萬人を振済ふ。民その恩を慕ひ父母のごとし。謂て其政を定て法とす。

○南北朝の李先は中山盧奴の人なり。少して学を好み古今を兼ね、魏に仕へ博士となる。太武問て曰く、何者が人の神智を益べきや。李先對て曰く、唯經書あるのみ。太武又問、朕天下の書籍を集んと欲す、如何。對て曰く、王者集んと欲せば何ぞ難きことかあらんと。

○南北朝の劉亮は中山の人なり。李の名は道徳より有り。計略人に勝れ、西魏に仕へて西征の都督より屢謀策を陳て功あり。文泰が曰く、卿は信に文武を兼備せり。孤が為の孔明なりとて名を亮と改む。

○唐の崔湜は定州の人なり。進士に及第し中書令となる。政事を執て其名西州に擧る。二十八歳にて幕に龍門を出て詩を賦し、張説これを見て嘆じて曰く、文と位とは其の年齢のごとく及ぶべからずと。

深澤縣

州城の東南九十六里にあり。漢の舊縣なり。隋・唐・宋は定州に屬し、元・明は祁州に屬し、清猶定州に隷す。編戸十里。

［苦水村］縣の東南にあり。此村中井の水皆苦し。俗傳に漢の光武帝此を經て渇を患ふ。人をして水を求しむるに、極て悪き水を奉る。光武怒りて其水を地に灑して曰く、此水世々苦きものを飲むべしと。故に今も尚水の味ひ苦しと云。

八角井　縣の西にあり。大旱に竭ず。

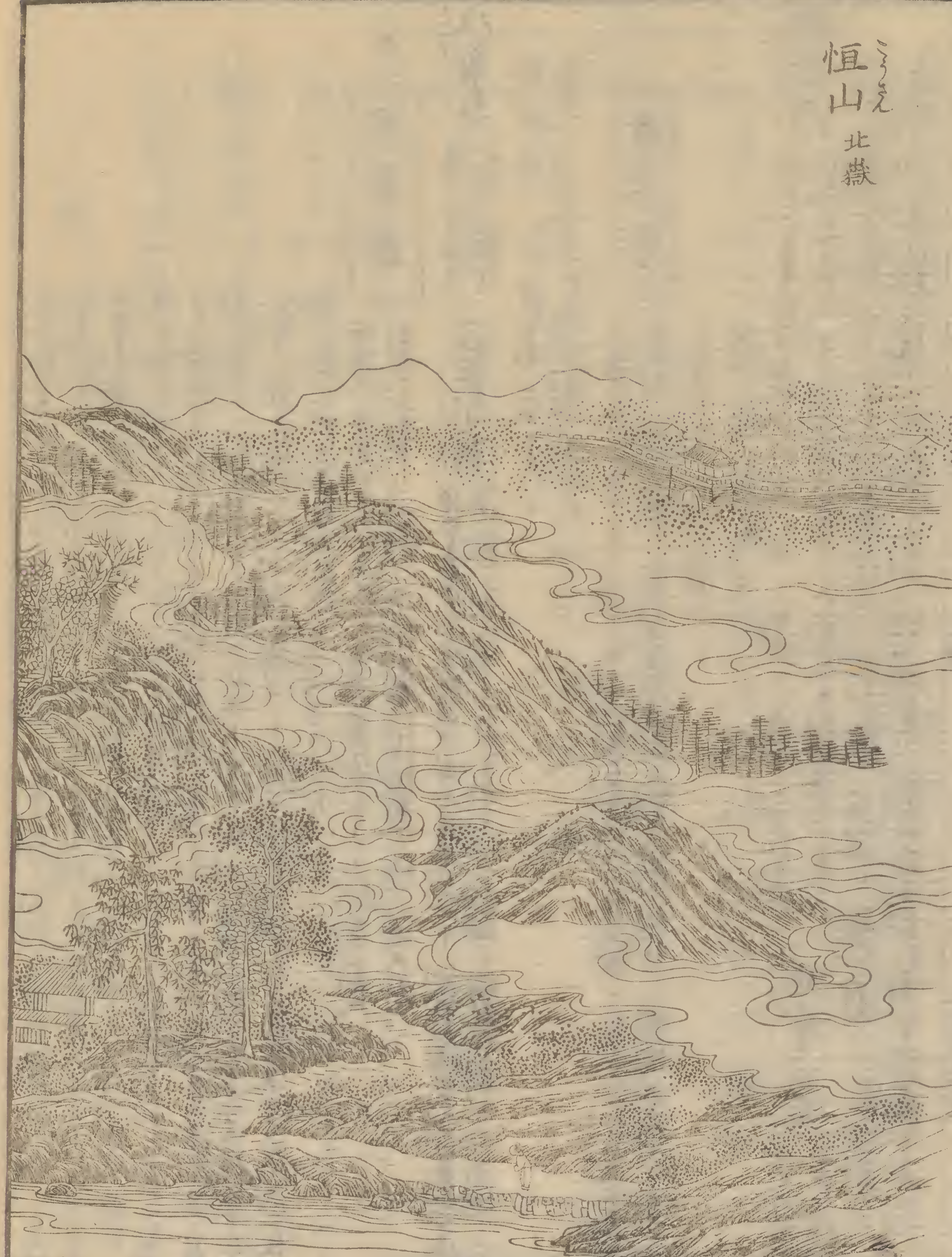
曲陽縣

州城の西六十里にあり。漢の時上曲陽縣と云。大茂の南、山曲りて在れば也。北齊曲陽縣とす。隋は恒陽縣と改め、唐復曲陽縣となる。元の始め恒州となし、後復曲陽とし保定路に屬す。明は定州に屬し、清これに依る。編戸二十又里。

狹水河　縣の東三里にあり。源恒山の北谷に發し、南流して滋水と合ふ。宋の時狹水を中山と潞る時漕運の河なり。今淤塞て古石橋のみあり。

［水寶巖］縣の西北五十里にあり。水兩崖の間に飛瀉て其岩の下に行き、東坡が書の淙泉の二大字を鐫り。淙泉とは張舜民といふ人の別号なり。東坡と僧に此に遊び、後又坡仙洞とも名づく。側に漱玉亭あり。金の章宗此に幸して詩を紙る所なり。○

恒山 北嶽





恒山　劉石齡

寶符玄玉真茲蕉有神上下扶坤乾曲陽飛石
就禋祀虞舜不到恒山邊幽語荒怪誰所紀翠
砥屓贔翼空磨鐫磁窯兩崖畫絕壁南有細逕緣
秋堙崖回水六三一百丈巨石怒落隨奔泉幾年于
此壘雲棧排空石竇鬼手穿餘材蠢嘴插山腹
落藤蔓相鉤牽平生未嘗識劍客或謂蜀道
險亦然崱屴萬仞試初步飛仙巖閣中霄懸
常風一嘯去囊口犍牛飄墜輕鳥鳶渾々雲

霧起林際垂龍鱗尾方蜿蜒紫芝翳々隱幽
峪黃榆颯々飛晴天中有仙人鬆驢樹々根離
折枝相連寒濤萬壑起松杪翠雪散落山
亭蒯夕陽晚霞足之幽眺丹竈夜光然通玄
野人頗有濟勝具度越峻嶺如登仙俯視羣山盡
臣庶太白巨黍差隨肩茫々一氣雜龍寒臺駝
萬隊成蟻旋丈夫寧能花章句有名須勒狼胥巔
此心未遂身老大援足巖岫差安便遍遊五岳自
茲始俟昏嫁畢當何年　竹窓黃書

蓮華塞　縣の西北四十五里にあり。峯九ツ峙て。蓮華のごとし。一徑ありて上に通ず。其下ハ水に臨む。水の深さ測べからず。○香岩閣山　縣の北六十里にあり。經幢を安じ佛像を刻む。萬歳岩碑猶甚多し。唐の詩人賈島が隱れし所なり。

恆山　縣の西北二百八十里にあり。北嶽と稱し五嶽の一なり。周禮に云正北幷州其山鎭を恆山と云。鄭注に云恆山上曲陽にあり。高さ三千九百丈。上方三十里。上に玄雲泉・神草十九種あり。これを服すれば仙となると。古史に云。恆山の名石あり。一ハ蘭臺府といふ。二ハ列女宮といふ。三ハ華陽臺といふ。四ハ紫微宮といふ。五ハ太乙宮といふ。○玄石山　恆山ハ山上に玄石あり。むかし玄石といふ者あり。中山の酒家に至り千日酒を乞ふ。是を飲む酒家其名に從て。千日酒を與ふ。醉て家に歸り。數百里を經て醉て臥す。家人死たりと思ひて棺に納て葬る。酒家の主其日數を計て玄石が家に行て問ふ。其家人の曰。玄石死して已に三年になると。酒家の主其人を伴ひ墓に行き。掘て棺を開くに玄石が大に醉ひ始めて醒。墳中を出て歸る。これより舊の如し。即其古蹟として中山記にみえたり。○縣治の東北に岳廟あり。相傳ふむかし帝舜巡て曲陽に至る時に恆山の嶽より大石飛び帝の側に墜。即祀て北岳廟とす。又云。唐の貞觀の間忽飛石あり。縣の西に墜。依て祠を立て恆山の祀をなすといへり。

○人物

○隋の杜臺卿ハ曲陽の人なり。博く書記を渉り文章を解し。尤も著作郎に擢で。嘗て月令を推廣めて玉燭寶典十二卷を撰す。今世に行る。

○唐の魏徴ハ下曲陽の人なり。太宗の時諫議大夫に拜し。凡二百餘奏を上書す。太宗皇帝の心にかなはずといふものなし。卒するに及んで帝歎して曰く。銅を以て鑑とし。衣冠を正し。古を以て鑑とし。興替を知る。人を以て鑑とし。得失を明す。魏徴沒して朕一の鑑を失へりと。

唐土名勝圖會卷之六終

昇平之化宏敷。人郭無事。城市之間。都鄙遊跡。紛錯如織。春秋月花之樂。收之書畫。為文為圖。於是。國朝勝事。繪以具。凡案間有焉。然未及清國之事。近世珍篇奇冊東來者殊夥。因輯合其有益釋者數部。募良工摹寫。取於人目為戲者。積而為數卷。費多年之力。殆傾家貲。以鐫梓。苦心精力之所致。江湖君子幸賜顧云爾。

文化二年丙寅春　書肆　澳文貫謹識

編述并圖畫　玉山　岡田友尚

圖畫　熊岳　岡文暉

同　東野　大原民聲

校正并楷書　鳴門　荒井公廉

草書　叢玉堂　大邨安載

剞劂氏

一卷　自首至尾　京都　井上治兵衛

二卷　自首至廿一　大坂　市田次郎兵衛

自廿二至尾　井上治兵衛

三卷　自首至尾　井上治兵衛

四卷　自首至四　大坂　池田長右衛門

自五至廿　京都　樋口源兵衛

自廿一至卅　市田次郎兵衛

自卅一至尾　樋口源兵衛

五卷　自首至卅二　池田長右衛門

自卅三至尾　樋口源兵衛

六卷　自首至卅七　市田次郎兵衛

自卅八至尾　井上治兵衛

京都書林

林　伊兵衛
著屋　儀兵衛

江戸書林

須原屋茂兵衛
須原屋伊八
堀野屋仁兵衛
和泉屋庄次郎

尾陽書林

永樂屋東四郎

大坂書林

敦賀屋九兵衛
河内屋喜兵衛
小刀屋六兵衛
河内屋太助
北村總七
河内屋吉兵衛

淺文貫上梓嗣出目録

大阪心齋橋通北久太郎町南
書肆　龍章堂　河内屋吉兵衛

唐土名勝圖會第二編　近刻嗣出

山東　濟南府　泰安府　武定府　兗州府　沂州府
曹州府　東昌府　青州府　來州府　登州府

山西　大原府　平陽府　蒲州府　潞安府　汾州府　澤州府
大同府　寧武府　朔平府　平定州　忻州　代州
保德州　解州　吉州　隰州　泌州　遼州等

河南　開封府　陳州府　歸德府　彰德府　衛輝府　懷慶府
河南府　南陽府　汝寧府　許州　陜州　光州
汝州等

唐土名勝圖會第三編　近刻嗣出

江南　江寧府　蘇州府　松江府　常州府　鎮江府　淮安府
揚州府　徐州府　太倉州　通州　海州　安慶府

安徽　徽州府　寧國府　池州府　太平府　盧州府　鳳陽府
潁州府　六安州　泗州　和州　滁州　廣德州等

唐土名勝圖會第四編　近刻嗣出

福建　福州府　泉州府　建寧府　延平府　汀州府　興化府
邵武府　漳州府　福寧府　臺灣府　永春州　龍巖州等

浙江　杭州府　嘉興府　湖州府　寧波府　紹興府　台州府
金華府　衢州府　嚴州府　温州府　處州府

湖廣　武昌府　漢陽府　安陸府　襄陽府　鄖陽府
德安府　黄州府　荊州府　宜昌府　施南府
長沙府　岳州府　寶慶府　常德府　辰州府　沅州府

湖南　永州府　永順府　衡州府　澧州　桂陽州　靖州
郴州

江西　南昌府　九江府　南康府　饒州府　廣信府　撫州府
建昌府　瑞州府　臨江府　袁州府　吉安府　贛州府
南安府　寧都州等

陜西　西安府　同州府　鳳翔府　漢中府　延安府　楡林府
商州　乾州　邠州　興安州　鄜州　綏德州

甘肅　蘭州府　平涼府　鞏昌府　慶陽府　寧夏府　西寧府
涼州府　甘州府　安西府　秦州　肅州　階州等

四川

成都府　寧遠府　保寧府　順慶府　敍州府　重慶府
夔州府　龍安府　潼川府　嘉定府　雅州府　敘永同知
資州　綿州　茂州　酉陽州　忠州
達州　眉州　邛州　瀘州等

廣東

廣州府　韶州府　南雄府　惠州府　潮州府　肇慶府
高州府　廉州府　雷州府　瓊州府　連州　嘉應州
羅定州等

唐土名勝圖會第五編　近刻嗣出

廣西

桂林府　柳州府　思恩府　慶遠府　泗城府　平樂府
梧州府　潯州府　南寧府　太平府　鎮安府　西隆州
鬱林州等

雲南

雲南府　大理府　臨安府　楚雄府　澂江府　廣南府
順寧府　曲靖府　姚安府　鶴慶府　武定府　元江府
永昌府　開化府　鎮沅府　昭通府　永北府
麗江府　廣西府　普洱府　廣西府

貴州

貴陽府　思州府　思南府　鎮遠府　石阡府　黎平府
安順府　南籠府　都勻府　平越府　大定府　遵義府
銅仁府

唐土名勝圖會第六編大尾　近刻嗣出

盛京

奉天府
錦州府

盛京ハ二府の地ふ治し直隷永平府乃東よ゙り南ハ大海ニ距り北黒龍江ふ接し東南よめぐりて朝鮮國ふ界ふ清朝の豊沛よしく今も殿閣寢陵珠玉相ならび五部尚書百官ぞ設ふ一つ京師よ於なじ第二編よ゙り五編まで十七道を歴擧し輿地の全圖あ゙まりぬ斯編よ是ぞ編しうらぐ吉林黒龍江喀爾喀扎薩克等邊塞の大槩を附記し唐土名勝圖會全部の一大首尾撃應とせり

萬壽盛典圖會　全部六冊　近刻嗣出

一　彌　康熙正誕圖

此書ハ康熙皇帝六十の賀ふ皇子皇孫文武乃百官各ミ歌頌ぞ奉り天下の萬民都よ來りて萬歳を祝ひ其る様ぞ畫圖り著せしなり先暢春園より神武門ふ至るまでの浩蕩道を開凡二十里余もをなり彼るよ綵坊とて色ミの錦或ハ五色の絹ぞ用ゐて家を作り廊を作り垣ぞ作り

燈棚を張百戯を雜へ設けて御駕を迎へて天顔を拜し老人ハ道の左
右に從て行幸の御供をなせし時に諸皇子ハ大壇を建て萬壽經をよみ
都の民ハ慶祝の劇場をなしそ萬歳を壽ぎ又道の左右ハ百老の圖を
作り或ハ山海の珍物を献上し綵廊の耕作の圖乃人形織縫の圖乃人形
又農桑の事或ハ牡丹に蝴蝶葡萄の長亭など作るいづれもうるはしく
五色の絹種々の錦をもつて作り名ある御製の詩一首を書き謹り古くよりこ
れなき盛事なりとて議しそ有樣を畫圖にうつし永く後代に示
さんと汝其官板刻なりて萬壽盛典といふなりこれをうつして今刻するところの
圖會六冊ハ其成本を以て翻刻し猶委く注釋を加へてさとしぬ